

史跡立切遺跡・横峯遺跡

横峯遺跡保存活用計画書

二〇二五年七月

鹿児島県熊毛郡南種子町教育委員会

史跡立切遺跡・横峯遺跡 横峯遺跡保存活用計画書

令和7年(2025)7月

鹿児島県熊毛郡南種子町教育委員会

史跡横峯遺跡全景（東から撮影）
遺跡から東シナ海と屋久島を望む



序 文

横峯遺跡は、令和4年11月10日に「国史跡 立切遺跡・横峯遺跡」として国史跡に指定されました。横峯遺跡は、種子島に3万5千年前の旧石器時代に人類が存在したことを初めて明らかにした遺跡であり、当時の大隅諸島の様相を知ることのできる遺跡です。平成4年の発見から30年という節目の年に指定が決まり、うれしく感じとともに、南種子町を誇る文化財として、しっかりと未来に継承していきたいと考えております。

南種子町教育委員会は、この貴重な文化財である横峯遺跡を保存し、その学術的価値を普及し、史跡の活用を推進するため、保存活用計画の策定に取り組んでまいりました。この保存活用計画を基本理念とし、令和7年度からは、遺跡の恒久的な保護・保存を図り、横峯遺跡を通じて郷土教育や地域愛の醸成を促進することを目指とともに、南種子町の西海岸観光ルートの拠点として、より多くの方々に歴史について学び、感じることのできる遺跡として、史跡整備計画に取り組んでまいります。地域の方々に理解と協力をいただき、横峯遺跡を通じて地域の発展を考え、そして新しい歴史を紡いでいくことができれば幸いです。

最後になりますが、本計画の策定にあたりご指導を賜りました「史跡横峯遺跡保存活用計画策定委員会」委員の皆様、文化庁文化財第二課、鹿児島県教育庁文化財課の方々に厚くお礼申し上げます。また、地域のみなさまや各関係機関の方々にもご協力を賜りましたこと、併せてお礼申し上げます。

令和7年7月

南種子町教育委員会
教育長 菊永 俊郎

目 次

例 言

1 『史跡横峯遺跡保存活用計画』は史跡立切遺跡・横峯遺跡のうち、南種子町島間字横峯に所在する横峯遺跡の保存活用計画書である。

2 本事業は、南種子町教育委員会が主体となり、令和6（2024）年度に、文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（横峯遺跡史跡等保存活用計画策定事業）を受け実施した。

3 本事業の実施にあたっては、「史跡横峯遺跡保存活用計画策定委員会」（委員長：鹿児島県考古学会会長・堂込秀人）を設置し、南種子町教育委員会が事務局を務めた。

4 本事業の運営、協議並びに本書の作成に関しては、文化庁文化財第二課及び文化庁資源活用課、鹿児島県教育庁文化財課の指導・助言をいただいた。

5 本書は、委員会の会議を踏まえ、事務局がとりまとめたものである。その執筆・編集は、小脇（南種子町教育委員会社会教育課文化係係長）を中心に行い、石堂和博（社会教育係長）が補佐した。各章の執筆分担については、下記のとおりである。

第1章 小脇
第2章・第3章 石堂
第4章～第11章 小脇

6 本計画は、令和7年度より発効し、今後の史跡の活用・整備状況等を考慮しながらおおむね10年毎に見直しを行うものである。

巻頭カラー
序文
例言
目次

第1章 保存活用計画策定の目的……………1	2 主な調査歴及び関連報告書
第1節 保存活用計画策定の経緯・目的	3 各期の遺構・遺物の特徴
第2節 保存活用計画策定委員会の設置	4 歴史的評価
1 委員会の設置	5 指定等の対象の将来にわたる保護計画
2 委員会の組織	第4節 最終氷期の自然環境
3 委員会の経過	1 地理的環境
第3節 関連計画と保存活用計画との関係	2 植生
1 鹿児島県教育振興基本計画	第5節 指定地の状況
2 鹿児島県文化財保存活用大綱	
3 種子島地域離島振興計画	第4章 史跡等の本質的価値……………44
4 第六次南種子町長期振興計画	第1節 史跡の本質的価値
5 宇宙のまち教育振興基本計画	第2節 史跡の構成要素
6 南種子町過疎地域持続的発展計画	1 地区の区分
7 南種子町地域防災計画	2 構成要素の分類
8 南種子町地域強靭化計画	
9 鹿児島県農業振興地域整備基本方針	第5章 史跡の現状と課題……………51
10 鹿児島県森林・林業振興基本計画	第1節 保存に関する現状と課題
第2章 種子島の環境と文化……………11	第2節 活用に関する現状と課題
第1節 自然・地理的環境	第3節 整備に関する現状と課題
1 気候	第4節 運営体制に関する現状と課題
2 地形・地質	
3 植生	第6章 大綱と基本方針……………58
第2節 歴史的環境	第1節 大綱
第3節 社会的環境	第2節 基本方針
第3章 史跡等の概要……………23	
第1節 指定に至る経緯	第7章 史跡の保存管理……………61
第2節 指定の状況	第1節 保存管理の方針及び方法
第3節 発掘調査成果	第2節 現状変更の取扱方針及び基準
1 遺跡の立地・地理的な特徴	第3節 調査研究の方針
	第4節 追加指定及び公有地化の方針
	1 追加指定の方針
	2 公有地化の方針
	第5節 出土遺物の取扱方針
第8章 史跡の活用……………72	
	第1節 活用の方針

第2節 活用の方法	参考文献
1 指定地の活用	
2 ガイダンス施設の活用	卷末資料
3 郷土教育における活用	〔卷末資料1〕 国史跡横峯遺跡 保存活用 計画策定委員会設置要綱
4 継続的な調査と成果の情報発信	〔卷末資料2〕 文化財保護法（抜粋）
5 地域振興における活用	〔卷末資料3〕 南種子町文化財保護条例
6 活用資源としての活用	
第9章 史跡の整備……………78	
第1節 整備の方針	
第2節 保存整備	
第3節 活用整備	
1 史跡の価値や周辺の自然環境を学ぶ 場づくり	1 史跡の価値や周辺の自然環境を学ぶ 場づくり
2 文化的観光資源としての整備	2 文化的観光資源としての整備
第4節 整備のための発掘調査	第4節 整備のための発掘調査
第10章 運営・体制の整備……………82	
第1節 運営体制の整備の方向性	
第2節 運営体制整備の方法	
1 町教育委員会・教育機関、庁内関係部局 との連携	1 町教育委員会・教育機関、庁内関係部局 との連携
2 職員体制の整備	2 職員体制の整備
3 地域住民・町民との連携のための体制 整備	3 地域住民・町民との連携のための体制 整備
4 情報発信と普及啓発の体制整備	4 情報発信と普及啓発の体制整備
第3節 中種子町との連携のための体制整備	
第11章 実施計画……………85	
第1節 実施計画	
第2節 経過観察	
第12章 今後の展望……………88	

第1章 保存活用計画策定の目的

第1節 保存活用計画策定の経緯・目的

史跡「立切遺跡・横峯遺跡」は、中種子町坂井の「立切遺跡」と南種子町島間字横峯の「横峯遺跡」からなる。うち、本計画は南種子町の横峯遺跡についての保存活用計画である。

横峯遺跡は、鹿児島県熊毛郡南種子町島間に所在する、後期旧石器時代前半期から縄文時代早期までの複合遺跡で、特に後期旧石器時代初頭の約3万5千年前に降下した種IV火山灰層の上下に当時の生活痕跡を示す礫群や石器が重層的かつ良好に残存することが明らかになった。

南種子町教育委員会（以下、町教委とする）は、鹿児島県農政部の県営緊急畠地帯総合整備事業の計画に伴い平成4年度に確認調査を実施し、さらに平成7～10年に重要遺跡確認調査を行った。さらに、平成14～15年度に農免農道整備事業に伴い隣接する農道部分の本調査を実施し、遺跡の詳細及び遺跡範囲の確認を行った。

調査終了後は盛土保存しており、「日本列島南部に位置し、照葉樹林環境に適応した生業形態を具体的に示す遺跡として重要」であるとして、令和4年11月10日に国史跡に指定された。

令和2年度に策定した第六次南種子町長期振興計画では、南種子町の将来像として「みんなでつくろう 夢・希望・感動あふれるまち みなみたね」を掲げ、「次世代を担う人と文化を育むまちづくり」のために、地域の文化財を身近に感じ、その保存・活用に努めることを目指すことを掲げている。現在、遺跡現地には遺跡説明版と遺構説明看板の2基を設置しているのみで、地域住民からも西海岸の郷土学習・観光拠点としての活用してほしいと要望があがっている。

横峯遺跡は、歴史的価値、教育的価値を明確にすることで地域振興にも資する地域の重要な文化遺産であることから、史跡横峯遺跡を適切に保存・活用し、将来に確実に継承していくための基本方針を示すことを目的とする。

第2節 保存活用計画策定委員会の設置

1 委員会の設置

町教委は、史跡横峯遺跡の保存管理及び活用整備の基本方針となる保存活用計画について議論し、その計画を策定するため、「国史跡横峯遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱（卷末資料1）」に基づき、令和6年3月22日付で「国史跡横峯遺跡保存活用計画策定委員会」を設置した。

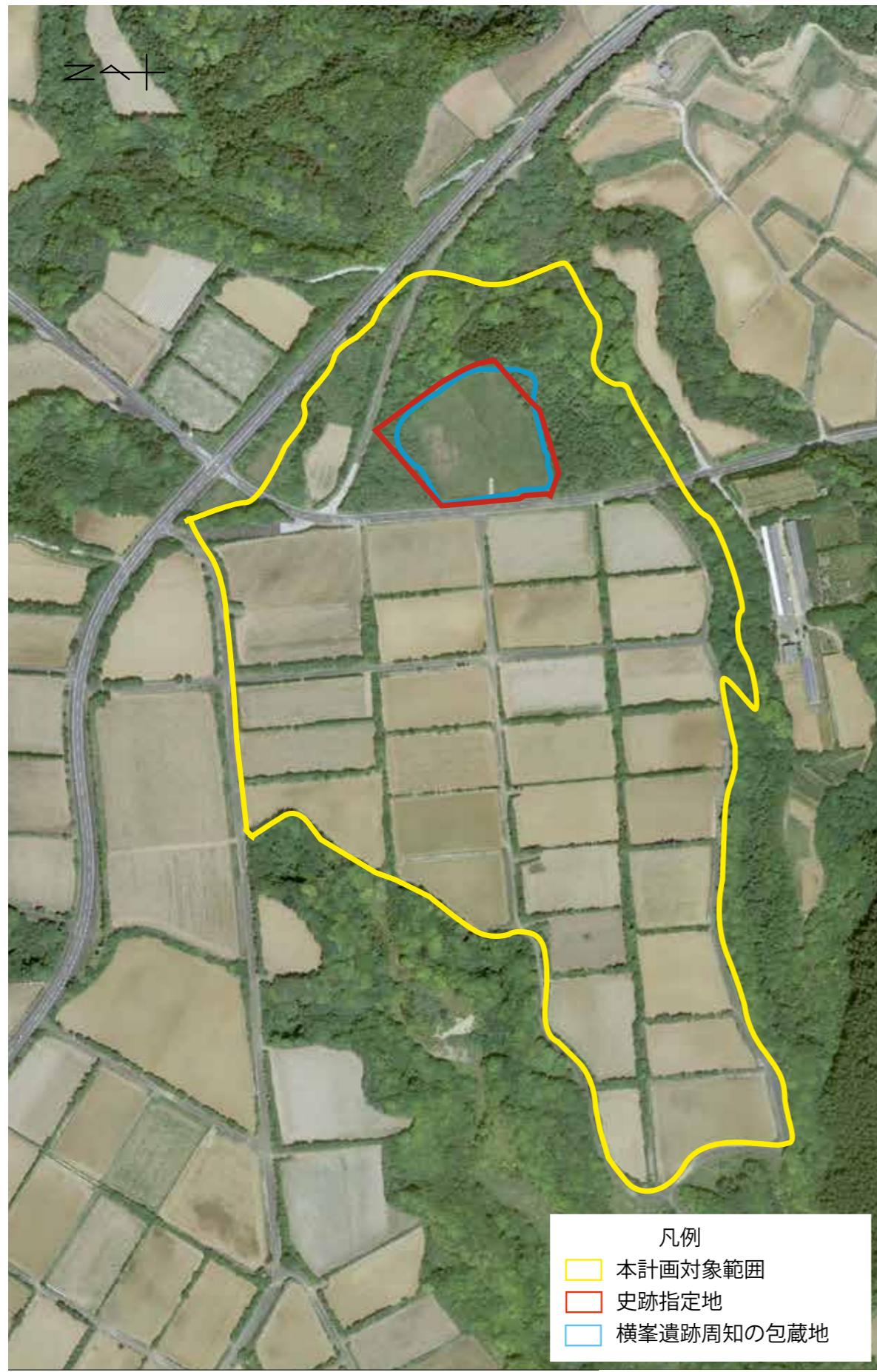


図1 計画対象範囲図



図2 遺跡指定範囲

2 委員会の組織

国史跡横峯遺跡保存活用計画策定委員会は学識経験者の専門委員4名と、地元代表者として南種子町文化財保護審議会長で構成され、指導機関として文化庁文化財第二課史跡部門及び鹿児島県教育庁文化財課が入り、事務局は南種子町教育委員会が持つ。

表1 委員名簿

	氏名	所属先	専門分野
委員長	堂込 秀人	鹿児島考古学会長 元鹿児島県立埋蔵文化財センター所長	考古学
副委員長	森先 一貴	東京大学大学院人文社会系研究科 准教授	考古学
委員	吉田 明弘	鹿児島大学法文学部 准教授	古環境
委員	砂田 光紀	オフィスフィールドノート有限会社 代表取締役	地域資源活用
委員	柳田 和則	南種子町文化財保護審議会長	地域歴史研究
指導機関	浅野 啓介	文化庁文化財第二課文化財調査官（史跡部門）	
指導機関	鮫島 えりな	鹿児島県教育庁文化財課埋蔵文化財係文化財主事	

事務局

役職	氏名	所属先
教育長	菊永 俊郎	南種子町教育委員会
課長	濱田 伸一	南種子町教育委員会 社会教育課
係芸長員	小脇 有希乃	南種子町教育委員会 社会教育課 文化係
主事	九日 窓花	南種子町教育委員会 社会教育課 文化係（～R7.3.31）
主任	砂坂 直樹	南種子町教育委員会 社会教育課 文化係（R7.4.1～）
係芸長員	石堂 和博	南種子町教育委員会 社会教育課 社会教育係

3 委員会の経過

国史跡横峯遺跡保存活用計画策定委員会は3回実施した。また、保存活用計画の策定に先立ち、令和3、4年度に地域の特色ある埋蔵文化財活用事業で実施した横峯遺跡活用事業で地域の遺跡に関する整備・活用の要望集約を行った。

各会における議事及び経過は表2のとおりである。

表2 史跡横峯遺跡保存活用計画策定の経過

事前調査

開催日	内 容	備 考
令和4年度	立切遺跡・横峯遺跡フォトコンテスト実施	
令和4年度	島間小学校埋蔵文化財普及啓発事業 遺跡学習と体験学習を実施。学校教材の検討	
令和4年9月17日	広田遺跡ミュージアムジュニア学芸員講座「横峯遺跡から学ぼう！」磨製石斧づくり 体験学習プログラムの検討	
令和4年11月30日	「横峯遺跡で踊ってみた」 横峯遺跡でのダンス収録（YouTube：みなみたねチャンネル）	
令和5年2月25日	広田遺跡ミュージアムジュニア学芸員講座「横峯遺跡から学ぼう！」石蒸し料理 体験学習プログラムの検討	
令和5年9月16日	広田遺跡ミュージアムジュニア学芸員講座「横峯遺跡で遊ぼう！」植物観察会 遺跡周辺の植生調査	
令和6年1月18日	埋蔵文化財講座「横峯遺跡を語ろう」 横峯遺跡の整備計画についての意見交換会	
令和6年3月17日	埋蔵文化財講座「先端技術からわかった先史時代の食文化」 横峯遺跡の活用についてアンケート集約	

国史跡横峯遺跡保存活用計画策定の経緯

令和6年3月22日	国史跡横峯遺跡保存活用計画策定委員会設置	
令和6年9月24日	第一回委員会（4章、6章検討）	対面、オンライン
令和6年12月3日	国史跡横峯遺跡保存活用計画 個別指導（吉田）	鹿児島大学
令和6年12月6日	国史跡横峯遺跡保存活用計画 個別指導（堂込）	
令和6年12月13日	第二回委員会（4、6章修正案、5、7～9章検討）	対面、オンライン
令和6年12月21日	国史跡横峯遺跡保存活用計画 個別指導（堂込）	
令和7年1月16日	国史跡横峯遺跡保存活用計画 協議（県文化財課）	
令和7年1月22日	国史跡横峯遺跡保存活用計画 協議（文化庁／県文化財課）	
令和7年3月10日	第三回委員会（全章最終確認）	対面、オンライン

第3節 関連計画と保存活用計画との関係

1 鹿児島県教育振興基本計画

鹿児島県教育委員会の令和6年度から令和10年度までの基本計画である。「夢や希望を実現とともに未来を創る鹿児島の人づくり～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して～」を基本目標とし、実現のための具体的な施策として、鹿児島の魅力を語れる人材の育成や教職員の郷土教育に関する資質向上に取り組む「郷土教育の推進」と、未指定を含めた文化財の幅広い保護、文化財を生かした郷土に誇りを持つ心の醸成に取り組む「文化財の保存・活用」を挙げている。

2 鹿児島県文化財保存活用大綱 令和4年2月制定

人口減少や過疎化・少子高齢化等を背景に、地域社会総がかりで文化財の保存・活用に取り組むことのできる体制づくりが求められている。そうした背景を踏まえ、鹿児島県全体の文化財の保存・活用に関する基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組を進める上での共通の基盤とすることを目的に、令和4年2月に策定された。

未指定を含めた文化財の幅広い保護、文化財を生かした郷土に誇りを持つ心の醸成や地域づくりの推進、観光資源としての魅力向上、文化財を地域のよりどころとして保存・活用に取り組むための環境づくりを目指すべき方向性とする。文化財の保存・活用を図るために講ずる措置としては、文化財の調査・研究、文化財を地域全体で守り伝え、支えあう体制の構築などの文化財の指定・登録等と保存・継承のほか、観光拠点としての整備等による地域振興・観光振興や様々な方法での情報発信、広域的視点による文化財の活用、文化財を通した郷土への愛着や誇りを育む取組の実施などの文化財の活用推進などを挙げている。また、その推進体制としては、文化庁、市町村の文化財保護行政主管部局をはじめ、関係機関等と連携し、文化財の保存・活用を推進する。

3 種子島地域離島振興計画 令和5年4月制定

鹿児島県は令和5年4月に施行された新たな離島振興法に基づき、令和5年度から令和10年度の離島地域の振興方針を示す「鹿児島県離島振興計画」を策定した。それに基づき制定された「種子島地域離島振興計画」では、生涯学習の推進体制の充実や多様な学習機会の提供を通した生涯学習の振興を図ること、地域に根ざした特色ある伝統文化などの文化財等の保存・伝承や、個性ある歴史・文化を活用した多様な文化活動を促進することなどを教育及び文化の振興方針として掲げ、立切遺跡・横峯遺跡、広田遺跡などの文化財等の保存活用や、文化財愛護思想の普及啓発活動を促進するとともに、各地域で伝承されている郷土芸能に対する理解を深め、担い手を育成することで、個性豊かな地域づくりの推進を促進することを、教育及び文化の振興計画とする。また、観光面では、地域の特色ある観光資源や施設等を生かした個性豊かな観光地づくりなどの体制・環境整備に努め、多様なイベントの開催、グリーンツーリズムやマリンスポーツ等の体験型観光の取組促進を観光の開発の振興計画としている。

4 第六次南種子町長期振興計画

南種子町では、令和2年度から令和11年度の10年間の計画で第六次南種子町長期振興計画を策定している。南種子町の目指す将来像として「みんなでつくる夢・希望・感動あふれるまちみんなみたね」を設定し、①健やかに生き生きと暮らせるまちづくり（健康・福祉）②快適で魅力的な住み続けたいまちづくり（生活環境）③地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり（産業振興）④安全性と利便性の質を高めるまちづくり（社会基盤）⑤次世代を担う人と文化を育むまちづくり（教育文化）⑥町民みんなで考え、行動するまちづくり（地域経営）を基本方針とする。教育文化の施策として、地域に根ざした文化財の保存・活用と文化芸術の振興を挙げており、地域の文化財を身近に感じ、その保存・活用に努め、文化芸術に触れ、親しむことを目標とし、文化財を次世代に引き継ぐため、その調査・記録・保存・活用・継承支援を図り、文化財保存活用地域計画の策定に取り組むこと、文化財の指定に向けた調査・報告書作成を行い、文化財の価値を広く町民に周知すること、文化財を活かしたまちづくりに寄与するとともに、地域文化の情報発信に努め、文化交流・観光振興を図ること、広田遺跡ミュージアムなどの文化施設の学校教育や地域における活用を促進すること、などを施策の方向性としている。

5 宇宙のまち教育振興基本計画

南種子町教育委員会の令和2年度から令和6年度までの基本計画である。基本目標に「夢や希望を実現し未来を担う南種子町の人づくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」を掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これから社会づくりに貢献できる人間」の育成を目指すとともに、その実現に向け今後5年間に特に重点的に取り組む施策を体系化している。

文化財の保護・活用と文化財の振興における施策と方向性として、数多くの文化財を次世代に引き継ぐため、その調査・記録・保存・活用・継承支援を図り、文化財保存活用地域計画の策定に取り組むこと、文化財の指定に向けた文化財調査を行い、報告書を作成し、文化財の価値を広く町民に周知すること、文化財を活かしたまちづくりに寄与するとともに、地域文化の情報発信に努め、文化交流・観光振興を図ること、広田遺跡ミュージアムなどの文化施設の学校教育や地域における活用を促進することを掲げている。

6 南種子町過疎地域持続的発展計画

南種子町人口ビジョンは、本町における人口の現状分析を行い将来の人口推移に関する認識を共有することで、実効性のある施策の立案や課題解決を目的としている。本町の人口は、昭和35年12,566人をピークに減少が続いており、近年では未婚化・晩婚化・晩産化もあり少子高齢化に拍車がかかり、超高齢社会を迎えている。「南種子町過疎地域持続的発展計画」は令和3年度から令和7年度の5年間を期間とし、南種子町人口ビジョンで示された人口減少や少子高齢化の課題解

決を目標に、持続可能で住民が住み続けたいと思える街をめざすことを基本方針として策定された。地域文化の振興については、少子高齢化・過疎化で地域による文化財の維持管理などが困難になりつつある課題を解決するため、文化財保存活用地域計画を策定するなど、地域社会総がかりで文化財保護に取り組んでいくことのできる体制整備のほか、魅力ある地域づくりの礎となる文化財による郷土教育の推進、文化的観光資源としての積極的な活用を推進する。

7 南種子町地域防災計画 令和4年9月制定

大規模自然災害等に備え、町、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連を持って、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定された。その中で文化財の保護対策として、町は文化財の所有者、管理者と連携し、災害の拡大防止に努めることとし、文化財の所有者等は、消防組合へ通報するとともに災害の拡大防止に努めること、被害状況の速やかな調査と報告を行うこと、被災文化財の被害拡大を防ぐため、関連機関と協力して応急措置を講ずることで災害の拡大防止に努めるとしている（図3）。

8 南種子町地域強靭化計画 令和2年12月

国土の全土にわたる強靭な国つくりを推進するため、平成25年12月に制定された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」に基づき国は平成26年6月に「国土強靭化基本計画」を策定し、それに準じて南種子町でも令和2年12月に「南種子町地域強靭化計画」を策定した。基本的な方針として、地域強靭化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた強靭な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、計画方針に基づき推進する。その中で、31の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための必要な推進方針として、「貴重な文化財や環境的財産の喪失」については、日常的に文化財の適切な維持管理に努め、必要に応じて耐震化や防災設備の整備を進める必要性について示している。

9 鹿児島県農業振興地域整備基本方針 昭和45年制定、令和4年6月改訂

鹿児島県の農業振興地域の整備に関する基本方針を示すもので、農用地が食料の安定的供給を確保するための基礎的資源であるとともに、県土及び自然環境の保全等の多面的機能を発揮していることから、現況が農用地である土地は極力その保全と有効利用を図ることを農業上の土地利用の基本的方向の中で示している。農業生産基盤の整備及び開発の方向として、中山間地域においては、地域の特性を生かした営農の確立を支援するため、地形条件に合ったほ場整備等の基盤整備を促進する。また、農用地等の保全の基本的方向として、市町村や関係団体等と連携しながら、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化や荒廃農地の基盤整備等による活用を推進するとともに、農地の保全活動を進める。

10 鹿児島県森林・林業振興基本計画 平成10年策定、平成31年3月改訂

中・長期的な視点に立って、鹿児島県の森林・林業・木材産業のあるべき姿を示し、それを実現するための施策の推進方針を明らかにすることを目的に、平成10年3月に策定された。未来につなぐ多様で健全な森林づくりと人が輝き地域が潤う林業・木材産業の実現を目指して、を基本理念とし、森林整備・保全の推進施策として地域特性を生かした森林づくりを進め、森林環境の保全を図るとともに、県民が森林にふれあう機会の提供や森林環境教育の実施などにより、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図る。

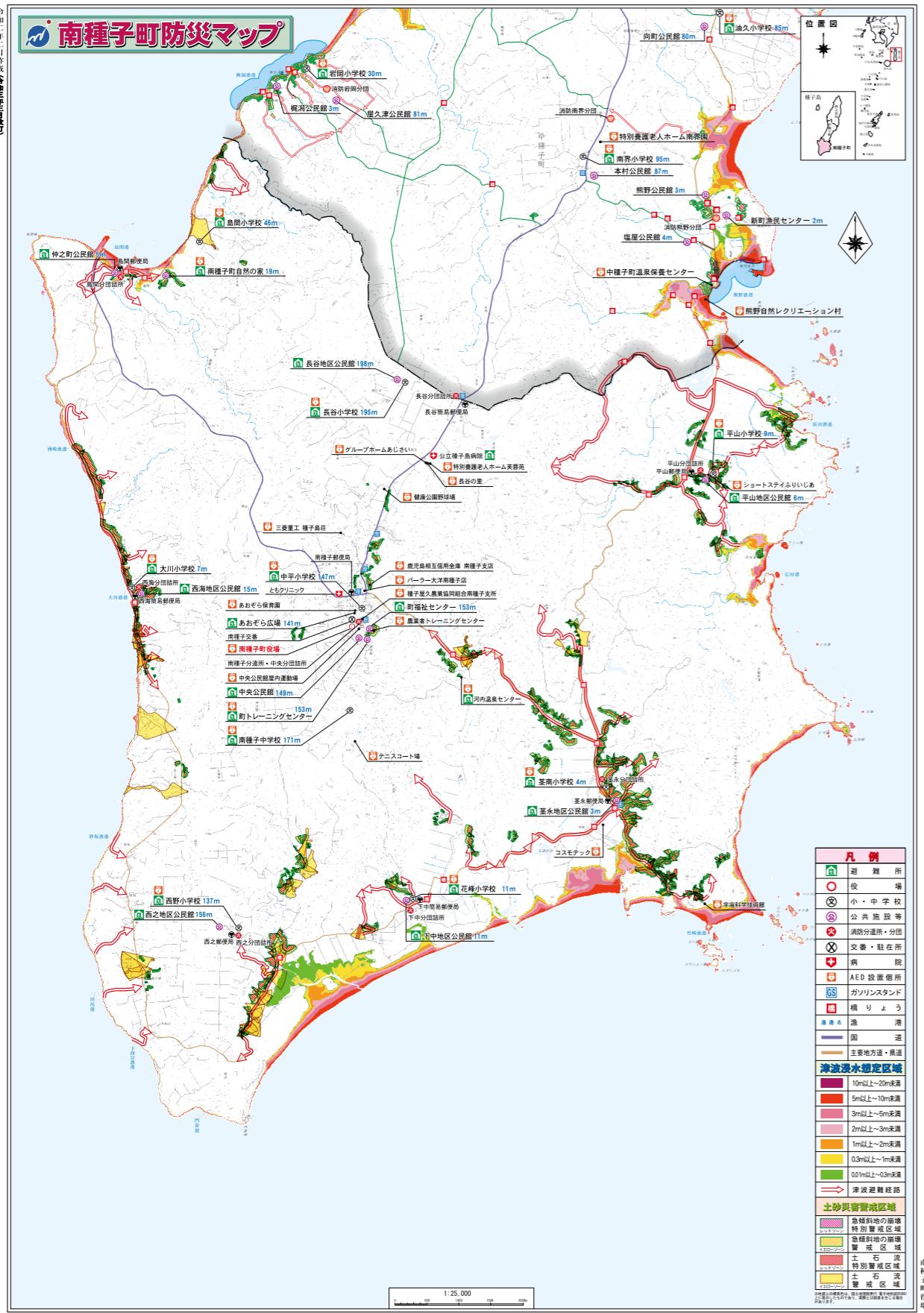


図3 南種子町防災マップ

第2章 種子島の環境と文化

第1節 自然・地理的環境

1 気候

種子島は、南西諸島最北端の島嶼で、鹿児島本土最南端の佐多岬から南へ約40kmの北緯30度35分、東経130度59分線上に位置する(図4)。島は南北に52km、最大幅は12kmで、面積は444km²を測る。

気候区分は温帯性気候で、年平均18℃と年間を通じて温暖である。年間降雨量は3,193mmに達する。

種子島は「台風銀座」ともいわれ、台風の襲来が多い地域として知られ、年間降雨量の大半は、梅雨と台風期に集中する。夏の季節風は、南風となり、奄美・沖縄諸島から種子島への交易に利用された。

12月から2月の、平均最低気温は11～13℃であるが、この時期は北からの季節風が吹き付け最大風速は10mを越える日も多く、体感温度はかなり低い。種子島から奄美・沖縄諸島への交易は、この時期の季節風が用いられた。



図4 南種子の位置

2 地形・地質

種子島は、熊毛層群に代表される堆積岩からなり、その地形は緩やかな丘陵と平地が主体で、最高標高が 282 m という低平な島である。一方で、隣接する屋久島は、主に貫入した花崗岩の隆起により形成される急峻な山岳地形に特徴付けられ、海上アルプスと通称されるなど、両者は対照的な地形をなす。

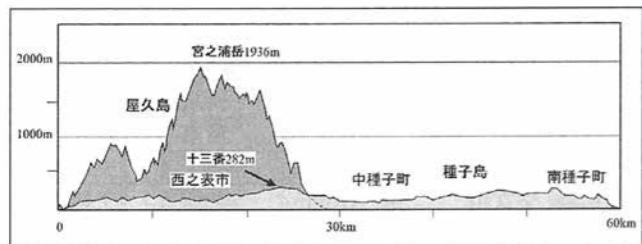
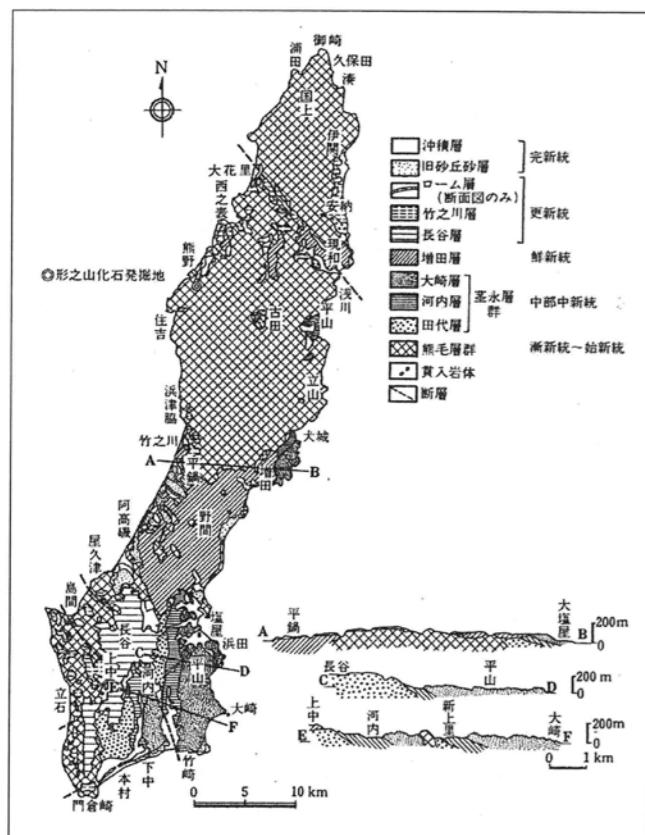
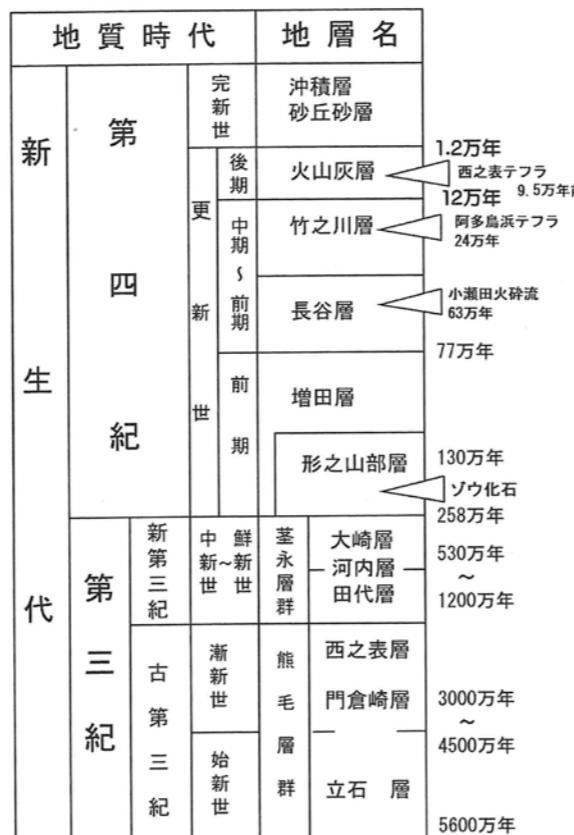


図5 種子島と屋久島の標高の比較 (引用元: 西之表市史)



種子島の基盤をなしている、古第三紀の熊毛層群は、四万十層群の一部に相当し、大隅半島に分布する日向層群、日南層群と同一であるとする解釈もある。熊毛層群は主に砂岩、頁岩の互層からなり、それらが北北東から南南西を走行とし堆積している。種子島が北北東から南南西に細長く伸びるのはそのためである。熊毛層群中の砂岩・頁岩は、島の至る所にある礫浜海岸で転石として容易に採集可能である。旧石器時代には、砂岩は主に磨石、敲石、石皿として使用される他、石を割って、剥片石器・礫器として利用することもあった。



また、頁岩は主に剥片石器・礫器として利用された。なお、屋久島では、熊毛層群が花崗岩により熱変性作用を受けて、ホルンフェルス化した頁岩が河床礫、海浜礫として容易に採集可能で、こうした屋久島産のホルンフェルス化した頁岩は、種子島において局部磨製石斧等として利用された。

熊毛層群を不整合に覆うのは新第三紀の茎永層群で、更に不整合に更新世前期の増田層が堆積し、これらはいずれも海成堆積である。

さて、種子島は海成段丘が発達した島として知られる。海成段丘は、かつての海岸線が地形として残された平坦な階段状の地形を言う。日本では、その形成時期によって、大きく高位段丘・中位段丘・下位段丘に分けられるが、種子島では、これら3者の海成段丘が発達し、島の地形の特徴をなしている。

種子島における高位段丘は、標高 130m 以上に分布することが多く、阿多・鳥浜テフラに覆われ、下部・中部更新統に形成されたとみられている。

中位段丘は、酸素同位体ステージの 5e (約 13 万年前～11 万年前), 5c (約 10 万年前～8.5 万年前), 5a (約 8.5 万年前～7 万年前) の 3 時期に形成されたもので、標高約 130m～50m の段丘面をつくる。横峯遺跡、立切遺跡はいずれも中位段丘に立地する。

それぞれの段丘がつくられた後に、降り積もった火山灰を観察することで、段丘の年代がわかり、詳細な発掘調査を行うことで、遺跡の年代も知ることができる。

種子島では、こうした年代を知る鍵とも言える火山灰が過去 30 万年に限定しても、11 も認められる。代表的な火山灰層は以下であり、その多くが種子島近海の喜界カルデラを噴出源とする。

表3 種子島の火山灰

火山灰名	噴出源	噴出年代
鬼界アカホヤ	鬼界カルデラ	7,300 年前
桜島薩摩	桜島北岳	13,500 年前
野池－湯向	口永良部島	15,000 年前
始良丹沢 (AT)	始良カルデラ	30,000 年前
種 IV	鬼界カルデラ	35,000 年前
種 III	鬼界カルデラ	38,000 年前
種 II	指宿火山群？	65,000 年前
種 I	指宿火山群？	65,000 年前
西之表テフラ (K-Tz)	鬼界カルデラ	95,000 年前
阿多	阿多カルデラ	100,000 年前
阿多	鳥浜阿多カルデラ	240,000 年前

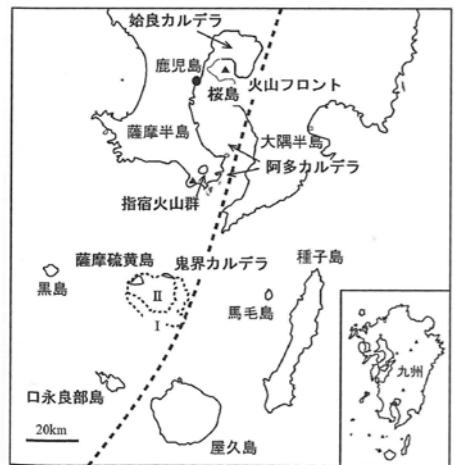


図7 種子島周辺の大規模な噴源

これらの火山灰層は、横峯遺跡の時期を特定する上でも有用で、後期旧石器時代前半期の鬼界カルデラが給源と考えられる種IV火山灰下位の第Ⅰ文化層、種IV火山灰上位の第Ⅱ文化層、後期旧石器時代末の姶良カルデラを給源とする姶良丹沢火山灰上位の第Ⅲ文化層、桜島を給源とする桜島薩摩火山灰下位の細石器文化・縄文時代草創期文化層、その上位で完新世最大の火山噴火である鬼界カルデラを給源とする鬼界アカホヤ火山灰下位の縄文時代早期層の5つの文化層が存在し、横峯遺跡の時期毎の変遷を物語っている。なお、姶良丹沢火山灰は、約3万年前に、桜島の北側にある姶良カルデラを噴源とする姶良火碎噴火が起きた際の火山灰で、数十cmの厚さで種子島を覆っている。この時の火碎流は南九州一帯を100m前後の厚みで覆い、いわゆるシラス台地を形成している。そのため、南九州では、姶良火碎噴火以前の遺跡を発見することは困難である。一方で、種子島では、姶良丹沢火山灰に薄く覆われることで、それ以前の遺跡が良好に残っている。

3 植生

種子島は、温帯性気候に属し、常緑広葉樹林及び照葉樹林が卓越するものの、亜熱帯性気候との境界に位置するため、ガジュマル・アコウをはじめとする亜熱帯植物も分布し、特に一部の湿地帯には、メヒルギを単相とするマングローブ林が広がる（図8）。

海岸段丘が発達している種子島では、段丘上の平坦地は開拓がすすみ、その多くはサトウキビや甘藷の耕作地となり、または人の手によって変わった代償植生が主体となる。一方、段丘崖には常緑広葉樹林・照葉樹林などの自然植生がよく残り、古代における島の植生の雰囲気を物語る。

まず、海浜に位置するマングローブ林、マングローブ周辺の群落を見てみよう。種子島は自然分布するマングローブ林の北限地であるため、最も耐寒性が高いメヒルギが単種で河口の湿地帯に群落を形成している。湊川河口域を北限とし、阿嶽川、大浦川河口域に大規模な群落がある。また、マングローブ周辺の群落としては、ハマボウ群落、ハマナツメ群落、オオハマボウ群落、イボタグサ群落がある。

海岸砂丘及び海浜の岩盤の上には、ホソバワダン、マルバニッケイなどの群集がみられる。また、海岸砂丘の後背地には、一般に、マサキ、トベラなどの群集が海岸林として広がるが、種子島を分布の北限とする亜熱帯性の海岸林であるクサトベラ群落がみられる地域もある。種子島には奄美・沖縄諸島のようにアダンは分布しないため、これらの地域では、このクサトベラ群落が防潮林として機能している。

同じような防潮林として、南種子町では、宝満池周辺の旧砂丘地や西之前之浜後背の旧砂丘地に、ヒメユズリハとイヌマキに代表される群落が特徴的に認められる。海浜の旧砂丘地に分布するこの群落は、タブ林の一類型とされ、シマグワ、ナタオレノキ、コウシュウウヤク、トベラを区分種としている。高木層ではイヌマキ、モクタチバナ、タブノキ、ホルトノキが、低木層にはネズミモチ、ヤブニッケイ、ハマビワなどのほかギョクシンカ、ショウベンノキ、ボチョウジ、コウシュウウヤクなどが多くみられる。なお、草木層にはアオノクマタケラン、フウトウカズラ、ティカカズラ、ホゾバカナワラビなどが優占する。

トベラーウバメガシ群落は、熊毛層群の岩上地によく見られる群落である。高木層ではケウバメガシは優占し、亜高木層にはイヌマキ、モクタチバナ、ヤマモモ、低木層にはシャリンバイ、トベラ、マサキ、ネズミモチなどの海岸性低木林がよくみられる。なお、草木層はクマタケラン、キキヨウラン、コゴメスゲ、シラタマカズラ、ヒトツバなどが優占する。

内陸地では、海成段丘の崖面を中心にギョクシンカ、スダジイを中心とする群落がよくみられる。この群落では、高さ 10 メートルから 25 メートルにも及ぶ高木層にスダジイが優占し、ブナ科植物（アラカシ・ウラジロガシなど）及びタブノキ、フカノキ、ショウベンノキなどのタブ林も多い。亜高木、低木層は、バリバリノキ、トキワガキ、カゴノキ、カクレミノなどが多く、草木層にはホソバカナワラビ、キジョウラン、ヨダレイタチシダ、ムラクモアオイなどが多くみられる。

社叢などには、アコウ、タブノキを中心とする群落がみられることが多い。この群落では、アコウ、ガジュマル、タブノキ、ホルトノキ、ヤブニッケイ、フカノキなどが高木層をなし、亜高木、低木層には、モクタチバナ、ギヨクシンカ、シマイズセンリョウ、ボチョウジ、ショウベンノキ、フカノキ、ギヨボク、草木層にはアオノクマタケラン、クワズイモ、フウトウカズラ、オオイワヒトデ、イシカゲマ、カツモウイノデなどが優占する。

以上が、現在における種子島の自然林の様相である。なお、南西諸島では、島の面積に比例して照葉樹林を構成する種の数が増加することが知られているが、屋久島と種子島では面積がほぼ変わらないのに対し、照葉樹の樹種は屋久島が1.5倍ほど多い。標高の高い屋久島では、より寒冷に適応した照葉樹も分布していることが原因とみられる。最終氷期の遺跡である横峯遺跡（約3万5千年前）の時代は、現在よりも寒冷であったため、屋久島の高地における照葉樹の様相が参考となる可能性がある。

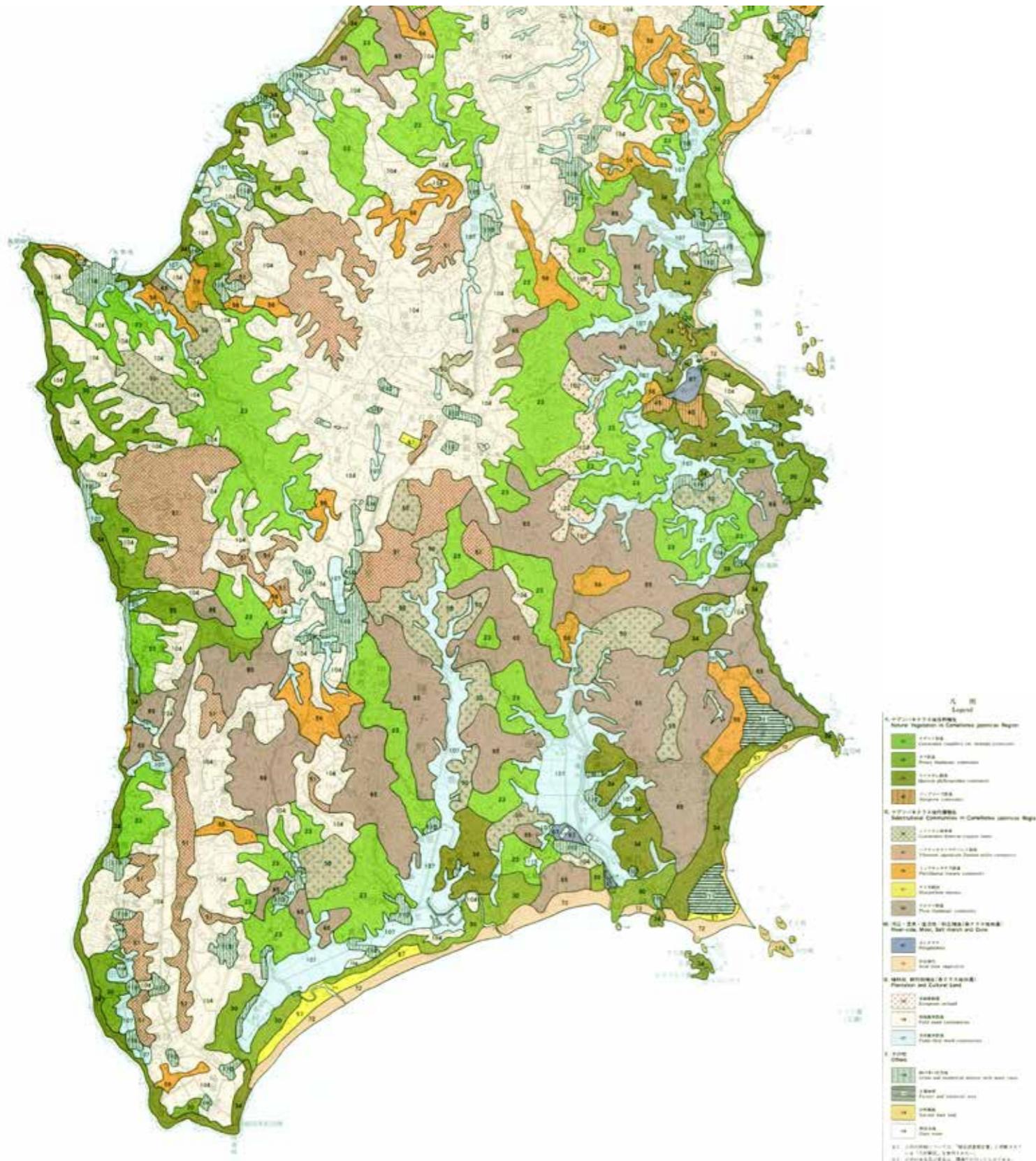


図8 南種子の植生図

(引用元：環境省生物多様センター 5万分の1 現存植生図種子島南部)

最後に、種子島を自生の北限・南限とする種は、次の表のとおりであり、北限の種は、亜熱帯性の種が多い。種子島及び屋久島を南限とする種の特徴としては、落葉広葉樹林帯に属する樹種が認められない点にある。標高が九州で最も高い（1,936m）の屋久島では、常緑広葉樹林帯、落葉広葉樹林帯、常緑針葉樹林帯、亜高山帯の植物がいずれも理論的には生息可能であるにも関わらずに落葉広葉樹林帯が欠落する事実は、種子島・屋久島の植生史を考える上で重要であり、両島の自然植生の際立った特徴といえよう。

また、種子島と屋久島にのみ分布する熊毛固有種は、ヤクタネゴヨウを代表とし、カンツワブキ、ヤクシマサルスベリ、ヤクシマオガラバナ、ヤクシマミヤマスミレ、タネガシマシコウランが知られる。

第2節 歴史的環境

種子島は、琉球列島最北端の島である。琉球列島の先史文化は、3つの文化圏に大きく区分される。

- 1 南島北部圏 大隅諸島（種子島、屋久島、三島、口永良部島、馬毛島）・トカラ列島北部。
- 2 南島中部圏 奄美群島・沖縄諸島・トカラ列島南部。
- 3 南島南部圏 宮古・八重山諸島。

九州島に最も近い北部圏の土器は南九州の縄文・弥生土器とほぼ共通し、石器などもよく似る。中部圏では、西南九州の縄文・弥生文化を一部取り入れながらも、独自性のつよい土器が用いられ、利用される自然資源、文化のありかたも独自性が強い。一方で、南部圏は、九州島や中部圏の文化の影響をほとんど受けずに、台湾などのより南方の文化の影響をつよく受けているとみたのである。なお、この節における南島は、大隅諸島・トカラ列島・奄美群島・沖縄諸島を指す歴史用語である南島の意で用いる。

旧石器時代

種子島で初めて旧石器時代の遺跡が確認されたのは、1992年の南種子町横峯遺跡の発掘調査によってであり、AT火山灰、種IV火山灰、種III火山灰等の鍵となる火山灰に挟まれた文化層から後期旧石器時代初頭の礫群をはじめ、敲石などの石器が見つかっている。他に後期旧石器時代の初頭の遺跡としては、中種子町立切遺跡で局部磨製石斧が出土しているほか、中種子町大津保畠遺跡では、種IV火山灰（約3万年前）層下位で落とし穴遺構が確認されている。

細石器文化の遺構は、1996年に鮫島安豊氏らにより細石核が西之表湊遺跡で表採され、その存在が確認された。その後、西之表市大中峯遺跡・中種子町三角山I遺跡・南種子町銭亀遺跡などでも九州南部でよくみられる船野型とされる細石核が確認されている。また、横峯G遺跡では畠の土手よりAT火山灰層下位とみられる位置から礫群の一部が露出しているという。この礫群が、旧石器時代のものであるならば、横峯G遺跡は、横峯遺跡の立地する台地の裾野にあることから、この台地に広く旧石器時代の遺跡が存在する可能性があるといえる。

なお、近年、南島では、石垣島・白保竿根田原遺跡で2万年以上前にさかのぼる人骨が発見され、沖縄本島では、サキタリ洞遺跡で貝製釣り針などの貝器と人骨が発掘されるなど、旧石器時代の遺跡の発見・発掘が相次いでいる。

縄文時代

草創期の遺跡は隆帶文土器が表採された横峯遺跡・横峯D遺跡がある。また、西之表市奥ノ仁田遺跡・鬼ヶ野遺跡・中種子町三角山遺跡などでも隆帶文土器が出土していて、中でも三角山遺跡では13個体以上のほぼ完形の隆帶文土器や草創期の住居址が確認されており、種子島における縄文時代草創期の様相を知る上で注目される遺跡である。

早期の遺跡としては、岩本式土器が出土した上平遺跡や、吉田式土器が出土した長谷遺跡、昭和62年に発掘調査を行い塞ノ神式土器の出土した小牧遺跡、平成7年に発掘調査がなされ塞ノ神式土器や磨製石鏃が出土した石ノ峯遺跡、平成14年に苦浜式土器などが表採された枯木野隅遺跡などが知られる。また、押型文土器は、西之表市国上久保田遺跡でアカホヤ火山灰層の下層とみられる位置から崖面採集されている。

前期の遺跡では、昭和62年に発掘調査をした平六間伏遺跡、赤石牟田遺跡、轟式土器や西唐津土器の出土した上平遺跡などがある。

中期の遺跡は、西之表市下剥峯遺跡や中種子町宮田遺跡がある。

後期の遺跡としては、茶木久保遺跡、田尾遺跡、市来式土器・丸尾土器の出土した松原遺跡、大規模な配石遺構で知られる藤平小田遺跡などがある。また、西之表市大花里一ノ鳥居貝塚は、指宿式土器を主体とする後期の土器が表採され、磨消縄文土器が確認されており注目される。また、この時期の大隅諸島の特徴的な土器様式として、一湊式土器がある。南種子町には一湊式土器の単純遺跡である野大野A遺跡があり、一湊式土器を持つ集団の特徴を知るうえで重要である。

晩期の遺跡としては、黒川式土器や人骨、貝製品などが出土した一陣長崎鼻貝塚や松原遺跡などがある。中種子町大園遺跡は、縄文時代晩期の黒川式土器を主体とするが、丹塗りの研磨土器で大洞C2式土器の特徴を残すものが1点確認されており、注目される。

弥生時代～古墳時代併行期

この時期の大隅諸島の先史文化は、史跡広田遺跡に象徴される。広田遺跡には、150体以上の人骨が3層にわたり異なった風習で埋葬され、南海産の貝等を利用した夥しい数の貝製装身具が出土している。その他の遺跡としては、本村塚の峯遺跡、本村丸田遺跡、浜田嵐遺跡がある。

特に、広田遺跡の研究によって、旧石器時代、縄文時代、弥生時代の種子島を中心とする大隅諸島は、九州島の文化圏に属していたが、3世紀を境に、少なくとも7世紀頃までは南島中部圏の文化的な影響を強く受けるようになったことが指摘されている。さて、古墳時代の種子島の文化に影響を与えたとされる南島中部圏の文化は、貝塚時代後期文化と呼ばれ、サンゴ礁域を中心とする亜熱帯性自然の狩猟採集に特筆される。木下尚子は、南島の貝塚時代後期文化における生業・精神文化がサンゴ礁環境に大きく依存することから、その文化を、この地域のサンゴ礁の分類名称である裾礁を冠して「裾礁型文化」と呼んだ（木下2022）。

サンゴ礁は、その発達段階に応じて、エプロン礁、裾礁、堡礁、環礁と分類される。種子島は環太平洋のサンゴ礁の北限であり、その発達の程度がもっとも低く、島の一部に連続性の乏しいエプロン礁のみが点在する。より南の奄美群島・沖縄諸島の裾礁とは規模や構造が異なるものの、サンゴ礁という共通項によって両者は特徴づけられる点に注意が必要である。大隅諸島で、もっとも規模の大きいエプロン礁は、種子島の南部、太平洋側にある。その砂浜に所在する広田遺跡は、3世紀から7世紀にかけての集団墓地で、100を超える被葬者が、沖縄諸島・奄美群島産でサンゴ礁域に生息する数多くの大型巻貝を多彩な貝製装身具に加工し着装していた。広田遺跡を詳細に研究した木下は、土器文化は南九州に類似するものの、貝殻を南に求めた華やかな装身習俗を評価し、種子島を中心とする南島北部圏は古墳時代～8世紀並行期には裾礁型文化に属するとみているのである。

歴史時代

平安時代の掘立柱建物跡の検出された本村丸田遺跡が知られている。中世の遺跡としては、藤平小田遺跡や中世の山城とされる上妻城址が知られている。種子島が最初に文献に登場するのは飛鳥時代、「日本書紀」677年の記事で、多爾爾嶋の人たちを飛鳥寺の西の槻の下で饗應したことが記されている。

702年には多爾國が設置され、律令体制に組み込まれた。中世には種子島氏が在地領主となった。1543年の鉄砲伝来は、日本の歴史を動かした転換点としてよく知られている。近世には種子島氏は薩摩藩の家臣団に組み込まれるもの、種子島は種子島氏の私領として薩摩藩に認められ、自律的な支配が行われた。

近代・現代

明治維新後、種子島は、鹿児島県熊毛郡に属することとなった。町村制が明治22年に施行されると南種子村が発足し、昭和31年には町制へ移行し、南種子町となった。この間、横峯遺跡の所在する島間は、島間港を中心とする南種子の海の玄関口として栄えた。

第3節 社会的環境

鹿児島県には26の有人離島があるが、種子島は南九州の中核都市である県都鹿児島市への定期便による時間距離が最も短い便利な島である。また、奄美大島に次いで屋久島、そして種子島の順で島の面積も広い。このように、熊毛地域は、全国の有人離島（本土との架橋離島を除く）の中で第4、第5番目に大きい屋久島、種子島を中心とする島々からなり、県土の10.8%の面積を占める。地域の人口は、昭和35年国勢調査の88,542人をピークに減少を続け、令和2年国勢調査では39,550人で、うち南種子町の人口は、5,445人である。

航路については、西之表港を起点とし貨客フェリー等が運航されているほか、高速船ジェットフォイルが一日5便往復する。種子島には、重要港湾1港（西之表港）、県管理の地方港湾3港（田之脇港、浜津脇港、島間港）、市町管理の地方港湾16港がある。このうち横峯遺跡の所在する島間には、海の玄関口として古来より重要視されてきた県管理の地方港湾「島間港」がある。この港は、係留施設として、2万トン級旅客船が接岸できる水深7.5mの岸壁1バースと2千トン級貨物船が接岸できる水深5.5mの岸壁4バースを有する。屋久島との貨客定期フェリーのほか、ロケット関連資材の搬入港としての利用実績があり、また「ぱしふいいくびいなす」をはじめとする大型旅客船もこれまで数回の利用実績がある。その他、種子島空港を起点に航空便が一日4便往復している。

また、種子島は、国内有数のサーフスポットとして知られ、移住者も多い。南種子町に所在する種子島宇宙センターは、日本の宇宙開発において人工衛星打上げの中心的な役割を果たしており、日本最大のロケット発射場であり、「世界一美しい発射場」と称され、種子島の観光拠点の一つとなっている。

特産品としては、まず、鉄砲伝来の際に伝わったとされる西洋鍔に由来する種子鍔が知られる。その製造法は、平成24年3月8日に「西之表の種子鍔製作技術」として、国の「記録作成等の措置を講ずるべき無形の民俗文化財」に選択されている。

他にも、甘藷は、第19代島主種子島久基が、元禄11年（1698年）に琉球王から贈られた際に、大瀬休左衛門が日本ではじめて栽培に成功したという由来をもち、今では安納芋に代表される島の特産品になっている。また、日本一の早場米の産地としても知られ、例年7月上旬にはコシヒカリの出荷がはじまる。なお、種子島は、さとうきびの産地の北端でもあり、新光糖業株式会社の中種子工場は、1工場当たり1日1,600tと県内最大の処理能力を有する。

種子島は、南北に約58km、車なら1時間30分程度を要するが平坦な島であるため、道路網は比較的整っている。国道1路線（58号線）と県道9路線があり、国道と主要地方道が概ね島を縦断して道路網の骨格をなし、他の県道や市道・町道がそれを補完している。公共交通機関としては、各市町内をコミュニティバスが運行するほか、西之表港、種子島空港と各市町の主要地域をつなげる連絡バスが運行する。

南種子には、数多くの文化的な観光資源がある。中でも、文化財は、国指定文化財が3件、国選択文化財が3件、県指定文化財が7件、町指定文化財が18件を数える。国史跡の「広田遺跡」及び国重要文化財の「広田遺跡出土品」のガイダンス・展示施設である広田遺跡ミュージアムと国指定重要無形民俗文化財「種子島宝満神社の御田植祭」を紹介する施設である「たねがしま赤米館」は、本町の文化資源を観光につなげる施設として重要である。特に、広田遺跡ミュージアムは、博物館相当施設として登録された博物館であり、観光だけでなく、地域の歴史や文化を守り、学びの場を提供し、研究をする社会教育の拠点施設として重要な役割を果たしている。

表4 南種子町内 指定文化財一覧

指定文化財の位置は図27参照

番号	種別	名称	所在地	所有者等	指定・選択年月日	備考
1	史跡	広田遺跡	南種子町平山広田	南種子町	H20. 3. 28	国指定
2	重要文化財（考古資料）	広田遺跡出土品	南種子町平山広田 (広田遺跡ミュージアム) 南種子町上中 (南種子町埋蔵文化財センター)	南種子町	H21. 7. 10	国指定
3	史跡	横峯遺跡 (立切遺跡・横峯遺跡)	横峯遺跡：南種子町島間横峯	南種子町	R4. 11. 10	国指定
			立切遺跡：中種子町	中種子町		
4	無形民俗	種子島宝満神社の御田植祭	南種子町茎永松原	宝満神社赤米 お田植え祭り保存会	H28. 3. 2	国指定
5	無形民俗	種子島南種子の座敷舞	南種子町	平山郷土文化保存会	H7. 12. 26	国選択
6	無形民俗	西之本国寺盆踊 (種子島の盆踊)	南種子町西之	西之地区自治公民館	H30. 3. 8	国選択
7	有形文化財（考古資料）	鰐口	南種子町下中真所 (下中八幡神社)	下中八幡神社	S42. 3. 31	県指定
8	無形民俗	南種子町平山の蚕舞	南種子町平山	平山郷土文化保存会	S43. 3. 29	県指定
9	天然記念物	南種子町河内の貝化石層	南種子町上中河内	鹿児島県	H23. 4. 19	県指定
10	天然記念物	南種子町のインギー鶏	南種子町	南種子町インギー鶏育種会	H25. 4. 23	県指定
11	無形民俗	種子島南種子町宝満池鴨突き網獵	南種子町	宝満池鴨突き網獵保存会	H26. 4. 22	県指定
12	有形文化財（考古資料）	銭龟遺跡出土品	遺跡：南種子町西之	南種子町	H27. 4. 17	県指定
			出土品：南種子町上中 (南種子町埋蔵文化財センター)			
13	有形文化財（建造物）	宝満神社本殿	南種子町茎永	宝満神社	R6. 5. 7	県指定
14	無形民俗	下中八幡神社お田植祭	南種子町下中真所 (下中八幡神社)	下中八幡神社	S47. 3. 30	町指定
15	記念物（史跡）	貫門	南種子町島間稻子泊	鮫島 トク	S47. 3. 30	町指定
16	無形文化財	広田石塔祭	南種子町平山広田	広田自治公民館	S47. 3. 30	町指定
17	記念物（名勝）	門倉・前之浜自然公園	南種子町西之～茎永	南種子町	S47. 3. 30	町指定
18	記念物（史跡）	岩穴	南種子町平山広田	広田自治公民館	S47. 3. 30	町指定
19	記念物（史跡）	砂坂孫左衛門の碑及び業績	南種子町西之字大中峰	南種子町	S55. 3. 7	町指定
20	記念物（史跡）	上妻城址	南種子町島間字内城	河東 一成	S56. 1. 1	町指定
21	記念物（地質・鉱物）	枕状溶岩	南種子町西海上立石	南種子町	S56. 1. 1	町指定
22	記念物（植物・史跡）	大塚山のヤッコ草及び石塔	南種子町島間字大久保	大久保自治公民館	S56. 1. 1	町指定
23	記念物（地質・鉱物）	田代化石	南種子町西之田代	南種子町	S56. 4. 11	町指定
24	記念物（史跡）	種子島製塩初地	南種子町西海下立石	下立石自治公民館	H3. 5. 1	町指定
25	記念物（植物）	オニバス	南種子町茎永	種子島宇宙センター	H7. 9. 28	町指定
26	有形文化財（歴史資料）	遠矢碑（遠矢射碑・遠矢落碑）	南種子町西之本村	本村自治公民館	H20. 4. 28	町指定
27	有形文化財（歴史資料）	松寿院の安政川直しの碑と水天之碑	南種子町平山川崎塩入	平山地区公民館	H20. 4. 28	町指定
28	記念物（名勝）	火合峯	南種子町島間	島間地区公民館	H22. 3. 8	町指定
29	有形文化財（歴史資料）	喜道（日悦上人）の墓及び関連品	墓：南種子町上中 (上中地区公民館)	上中地区公民館	H28. 2. 25	町指定
			関連品：南種子町上中 (南種子町郷土館)	南種子町郷土館		
30	記念物（動物）	海浜性ハンミョウ生息地	南種子町下中	南種子町	H31. 4. 25	町指定
31	無形民俗	島間の四方祭	南種子町島間	島間地区自治公民館	R3. 2. 25	町指定

第3章 史跡等の概要

第1節 指定に至る経緯

横峯遺跡は、鹿児島県熊毛郡南種子町島間に所在する、後期旧石器時代前半期から縄文時代早期までの複合遺跡である。

遺跡は、種子島南部の西海岸側、東から西方向へ緩やかに傾斜する標高 120 mの島間台地に位置し、東シナ海と屋久島を一望できる。周辺には横峯A遺跡から横峯F遺跡まで縄文時代の遺跡が近接して確認されている。

鹿児島県農政部の県営緊急畠地帯総合整備事業の計画に基づき平成3年4月に分布調査を行い、遺跡の存在が明らかになった。3次にわたる発掘調査で約3万5千年前に降下した種IV火山灰層の上下に当時の生活痕跡を示す礫群や石器が重層的かつ良好に残存することが明らかになった。

平成4年度に横峯C遺跡（現在の呼称は史跡の名称である横峯遺跡に統一されているため、以下、横峯遺跡とする）の緊急発掘確認調査（以下、平成4年度調査）を実施したところ、種IV火山灰層下位から礫群が発見され、種子島に旧石器時代の遺跡が存在することが明らかとなった。

町教委は遺跡の重要性を認め、平成7年度に町史跡に指定し、平成8年度から平成10年度にかけて重要遺跡確認調査（以下、平成8-10年度調査）を計画し、遺跡の範囲及び詳細の把握を目的として追加調査を行った。調査の結果、後期旧石器時代前半期から縄文時代にかけて5つの文化層を確認した。特に約3万5千年前に降下したとされる種IV火山灰の上下層で後期旧石器時代前半期の礫群や炭化物集中箇所などの遺構が検出され、礫群は掘り込みを有するなど構造が多様であることを確認した。旧石器時代の遺物として、磨石、敲石などの植物性資源利用が想定される礫塊石器や石斧未成品または礫器などが出土している。これらのことから、本州島の狩猟中心とされてきた旧石器文化とは異なる植物性資源に依拠した様相をもつ遺跡として、日本列島の後期旧石器時代前半期の石器群の系譜や生業を考えるうえで重要な遺跡として評価された。

さらに平成14年度から平成15年度にかけて、農免農道整備事業に伴い遺跡西端部の緊急発掘調査（以下、平成14-15年度調査）を行い、種IV火山灰直上で礫群2基を検出するとともに西側の遺跡範囲を確認した。平成15年には県史跡に指定され、令和4年に、「立切遺跡・横峯遺跡」の名称で国史跡に指定された。

このように、平成4年の遺跡発見以降、3次にわたる発掘調査で遺跡の詳細調査を行ってきた。また、遺跡指定地の町有地化で保護を図るとともに、体験学習や講演会を通して学術的な価値の普及にも努めてきた。令和2年3月に策定した「第6次長期振興計画」では、住民が町と一体となって地域特性を活かした活力と魅力あるまちづくりに取り組む施策として「地域に根ざした文化財の保存・活用」を挙げて、地域住民と協働で文化財の保存・活用に取り組んでおり、横峯遺跡の指定は地域の特性を示す文化財として本町のまちづくりに資する。

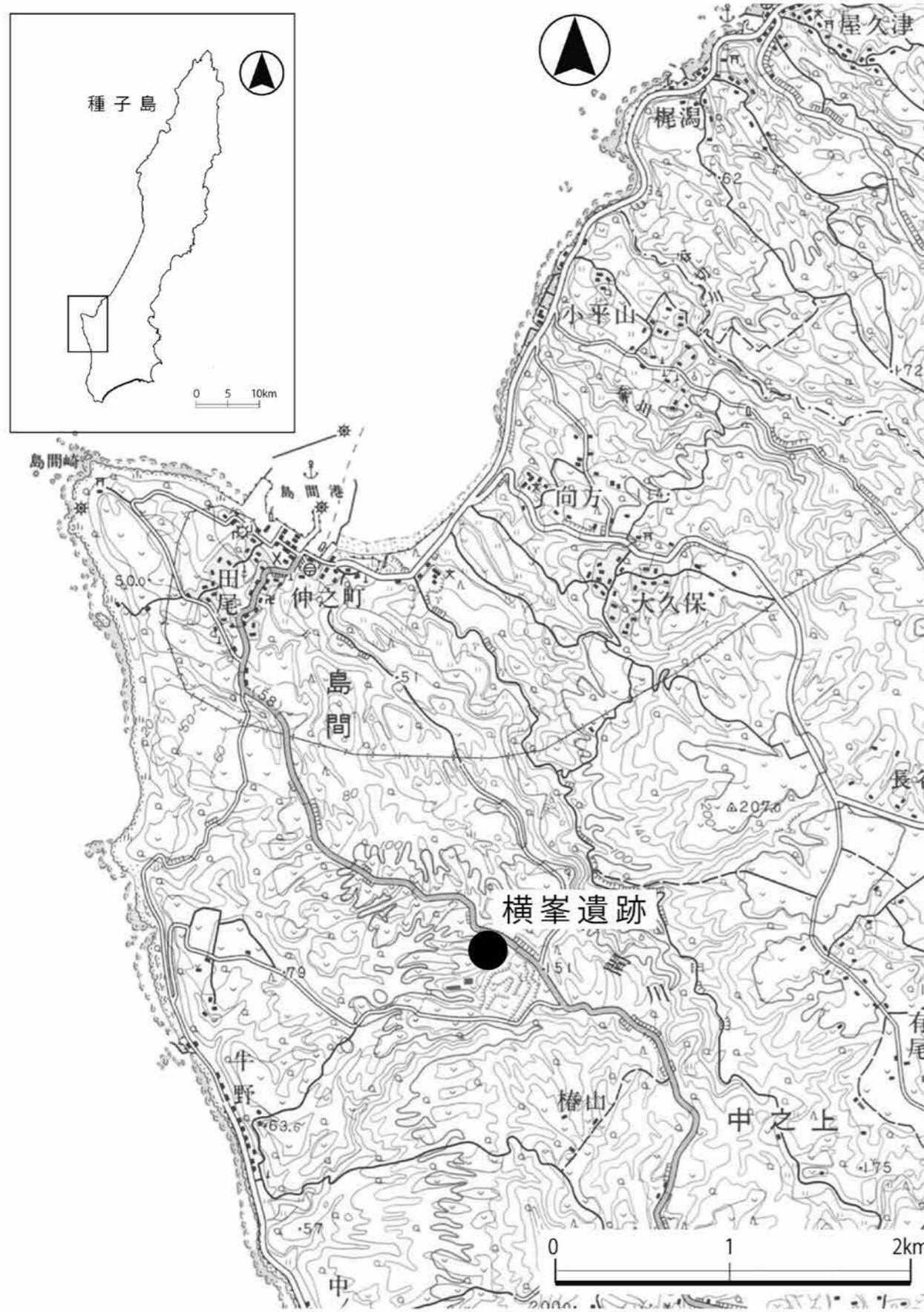


図9 横峯遺跡位置図

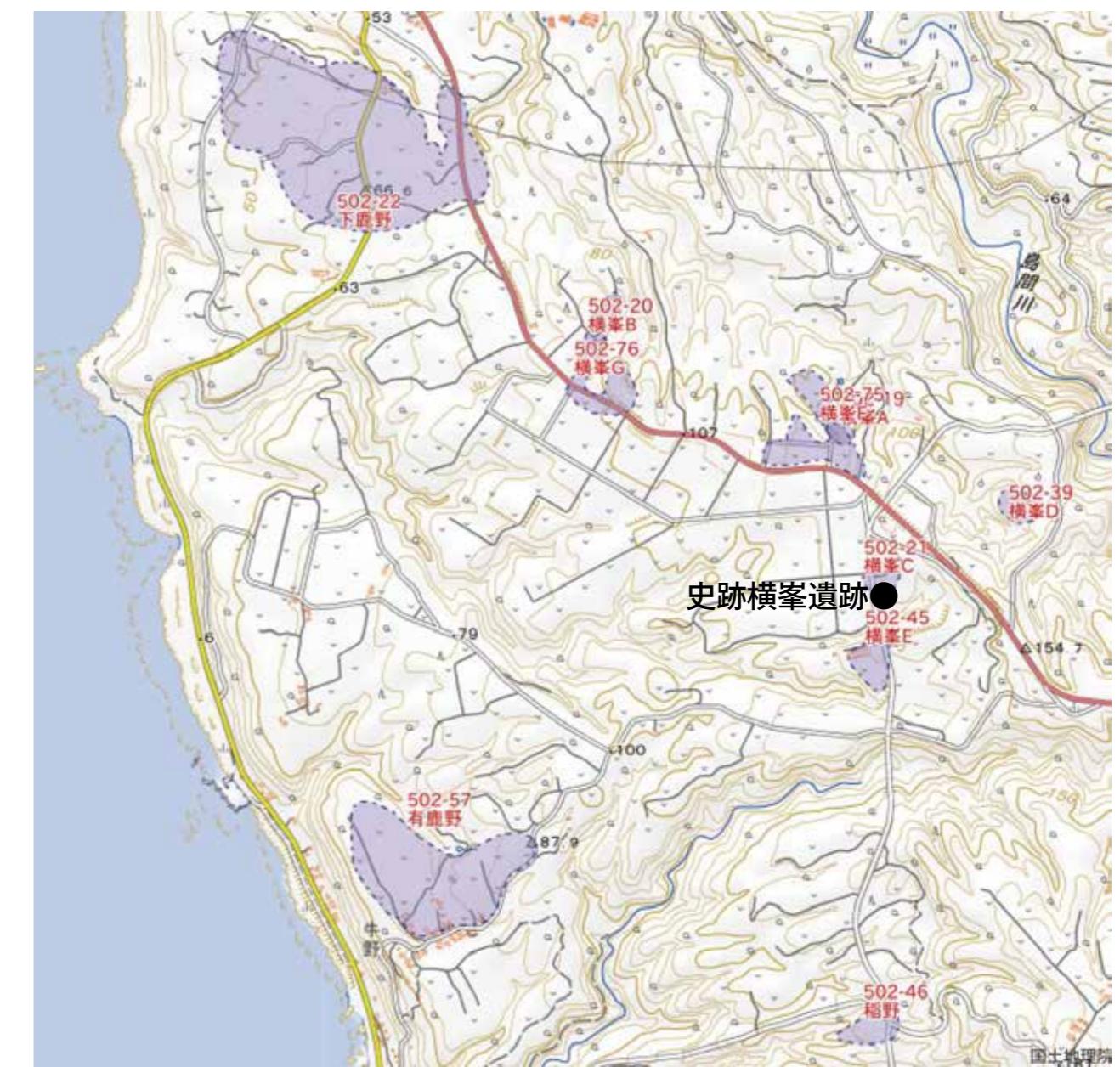


図10 横峯遺跡と周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

【指定までの経緯】

- ・平成 4 年 3 月 横峯遺跡発見
- ・平成 4 年 横峯遺跡の確認調査を実施種IV火山灰層下位で礫群を発見。
日本最古の礫群として多くの注目を集めた
- ・平成 5 年 地域住民、事業受益者を対象に遺跡整備計画説明会を実施。
事業対象区から除外し、遺跡の保存を計画
- ・平成 7 年 9 月 町指定文化財に指定
- ・平成 8 年～10 年 保存活用目的の重要遺跡確認調査（国庫補助）を実施
- ・平成 13 年 遺跡整備計画に基づき遺跡および周辺地の町有地化
- ・平成 14 年～15 年 遺跡西端部の緊急発掘調査を実施
- ・平成 15 年 4 月 県史跡に指定
- ・平成 16 年 9 号礫群を南種子町埋蔵文化財調査室に移設・保存
- ・令和元年 11 月 生涯学習特別講座「先史時代遺跡がたるもの」
講師：森先一貴文化庁文化財調査官
- ・令和 3 年 6 月 横峯遺跡・立切遺跡の国指定に向けた協議を実施
(文化庁・県文化財課・南種子町・中種子町)
- ・令和 4 年 11 月 国史跡に指定
- ・令和 4 年 12 月 国史跡指定記念シンポジウム開催

第 2 節 指定の状況

1 指定告示

横峯遺跡は、平成 4 年度の緊急発掘確認調査にて判明し、平成 7 年に町史跡に指定され、平成 8 ～ 10 年度に重要遺跡確認調査が実施され、平成 15 年に県史跡、令和 4 年に国史跡にそれぞれ指定されている。指定地は、南種子町島間 2510-18 番地であり、指定範囲は、図 4 のとおりで、土地の所有者は南種子町である。指定範囲の土地の公有化は完了しており、指定の面積は、8,089m²である。

国史跡指定にあたり、官報で告示された内容は以下のとおりである。

官報（号外第 239 号）令和 4 年 11 月 10 日

告示文部科学省告示第百四十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和四年十一月十日 文部科学大臣 永岡 桂子

名称	所在地	地番
立切遺跡・横峯遺跡	同 鹿児島県熊毛郡南種子町 島間字横峯	二五一〇番二八

2 指定の説明文とその範囲

（1）指定の説明文

立切遺跡と横峯遺跡は、種子島に所在する後期旧石器時代前半期の遺跡である。前者は種子島中央部、後者は同南部に位置し、直線距離で約 10 キロメートル離れた単独の遺跡であるが、両遺跡を一体として評価することで、日本列島の後期旧石器時代文化の多様性を理解することができる。

立切遺跡は、標高 120 ～ 125 メートルの海岸段丘の南端に位置する。遺跡とその周辺は、埋没谷を挟んでその両側が丘陵状に起伏する地形をなす。中種子町教育委員会と鹿児島県教育委員会が、平成 8 年（1996）度から平成 22 年度にかけて断続的に発掘調査を実施し、その内容の確認を行った。その結果、後期旧石器時代から縄文時代早期にかけて 4 つの文化層が確認された。これらは明瞭な 3 つの火山灰層によって、後期旧石器時代前半期の第 I ・ 第 II 文化層、同末の第 III 文化層、縄文時代早期文化層に区分される。

第 I 文化層（X III 層）は、種IV火山灰層（X II 層：約 3 万 5000 年前）と種III火山灰層（X IV 層：約 4 万 5000 年前）に挟まれた本遺跡で最も古い文化層である。この文化層からは、土坑 10 基、礫群 1 基、焼土跡 32 基と、落とし穴遺構 24 基が検出された。落とし穴遺構は、埋没谷北側の緩斜面の上方から下方にかけて数基ずつのまとまりをもって分布する。これに対して礫群や焼土跡は、谷の南側の平坦面に分布する。落とし穴遺構は平面形がいずれも円形、断面は円筒形やフラスコ形を呈し、上方に向けてラッパ状に開くという共通した特徴を持つ。出土遺物は、敲石や磨石、石皿等の礫石器が卓越し、磨製石斧と局部磨製石斧が 6 点認められる。

第 II 文化層（X I c, d 層）は、種IV火山灰層直上で検出された文化層で、X 層の姶良丹沢火山灰層（約 3 万年前）の下位に位置する。検出遺構には、礫群 5 基、焼土跡 19 基、炭化物集中箇所 3 か所がある。これらの遺構は、第 I 文化層において落とし穴遺構が展開した埋没谷の北側緩斜面で検出された。礫群は、径 65 センチメートルの範囲に礫が密集するもので、掘り込みをもつ可能性が高い。出土遺物は磨石、敲石等の礫石器で占められる。

同文化層は、落とし穴遺構の有無と土地利用の在り方において変化が認められるものの、放射性炭素年代値は近接しており、第 I 文化層と第 II 文化層との間に長期的な断絶は認められず、礫群や焼土跡などの遺構や石器組成においては共通する。

横峯遺跡は、西海岸から約2キロメートル内陸に入った標高約120メートルの海岸段丘上に立地する。遺跡周辺の旧地形は、いくつかの谷が入り組む八つ手状をなしており、遺跡はこの八つ手状の尾根の基部に位置する。平成4年度から農地整備事業に伴って発掘調査が実施され、平成8～10年度の重要遺跡確認調査によって、後期旧石器時代前半期の第Ⅰ・第Ⅱ文化層、同末の第Ⅲ文化層、縄文時代草創期と早期の二つの文化層を確認し、旧石器時代文化層は立切遺跡と同様に種IV火山灰層の上下から検出された。

第Ⅰ文化層は種IV火山灰層下位から検出され、礫群3基と炭化物集中箇所10か所が確認された。礫群には、10センチメートル程度の明瞭な掘り込みをもち、径1メートル内外の範囲が礫に集中するものと、礫が散在するものがある。10か所検出されている炭化物集中箇所の検出面は種IV火山灰層直下で、遺物出土レベルとほぼ等しい。出土遺物には、砂岩製の鋸歯縁石器、礫器、削器等が認められる。

第Ⅱ文化層は、種IV火山灰層直上の文化層で、礫群6基と焼土跡1基が検出された。第Ⅰ文化層同様に掘り込みをもつものと、礫が散在するものがある。礫の一部は被熱による赤変と破碎がみられ、炭化物も確認されている。礫群以外に火廻遺構が種IV火山灰層直上で1基検出されている。火廻遺構には、径40～50センチメートルの砂岩製の台石3点とともにその周辺に炭化物集中箇所や焼土が確認されている。遺物は、台石、敲石、磨石、礫器、石核、剥片類がみられる。石材は第Ⅰ文化層と同じく砂岩が主体である。

立切遺跡と横峯遺跡は、約3万5000年前に位置づけられる種IV火山灰層の上下で後期旧石器時代前半期の明確な遺構が残存している点や、後期旧石器時代末（約1万6000年前）までに生活痕跡が途絶える点でも共通する。また、後期旧石器時代前半期前葉（第Ⅰ文化層）の礫群や焼土跡、立切遺跡の落とし穴遺構は、当時の生業活動を具体的に示す事例として重要であるのみならず、日本列島でも最古級の年代をもつ遺構として貴重である。

さらに、両遺跡の第Ⅰ・第Ⅱ文化層では、狩猟具がほとんど認められず、敲石や磨石、台石、局部磨製石斧等の礫石器を中心とする点も共通する。これらの石器群は植物質食料の加工工具あるいは樹木伐採等の道具として評価できる。これらの文化層での樹種同定や植物珪酸体分析によれば、シイ属、コナラ属アカガシ亜属、クスノキ科、イスノキ属などが見つかっており、照葉樹林を主とした植生が復元できる。

両遺跡における植物質食料加工工具の卓越や伐採具等の存在は、照葉樹林を主体とする森林環境への適応を示している。また、立切遺跡の遺構は生業の在り方を、横峯遺跡の遺構は居住の在り方をよく示しており、これらの遺構が古本州島南端でいち早く出現した点は、旧石器時代における現生人類の環境への適応過程を理解する上で重要である。

よって、両遺跡を併せて史跡に指定して保護を図ろうとするものである。

（文化庁監修『月刊文化財』708号（令和4年9月1日発行）所収「新指定の文化財」より転載）

（2）指定等の対象の所在地

鹿児島県熊毛郡南種子町島間字横峯 2510番地28

（3）指定対象地域の面積

8089.00m²

（4）管理団体

南種子町 8089.00m²

史跡指定にあたり、官報で告示された内容は以下のとおりである。

官報（第938号）令和5年3月16日

令和四年文部科学省告示第百四十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百十三条第一項の規定により、史跡立切遺跡・横峯遺跡（令和四年文部科学省告示第百四十号）を管理すべき地方公共団体として貴団体を指定します。

令和五年三月十六日 文化庁長官 都倉 俊一

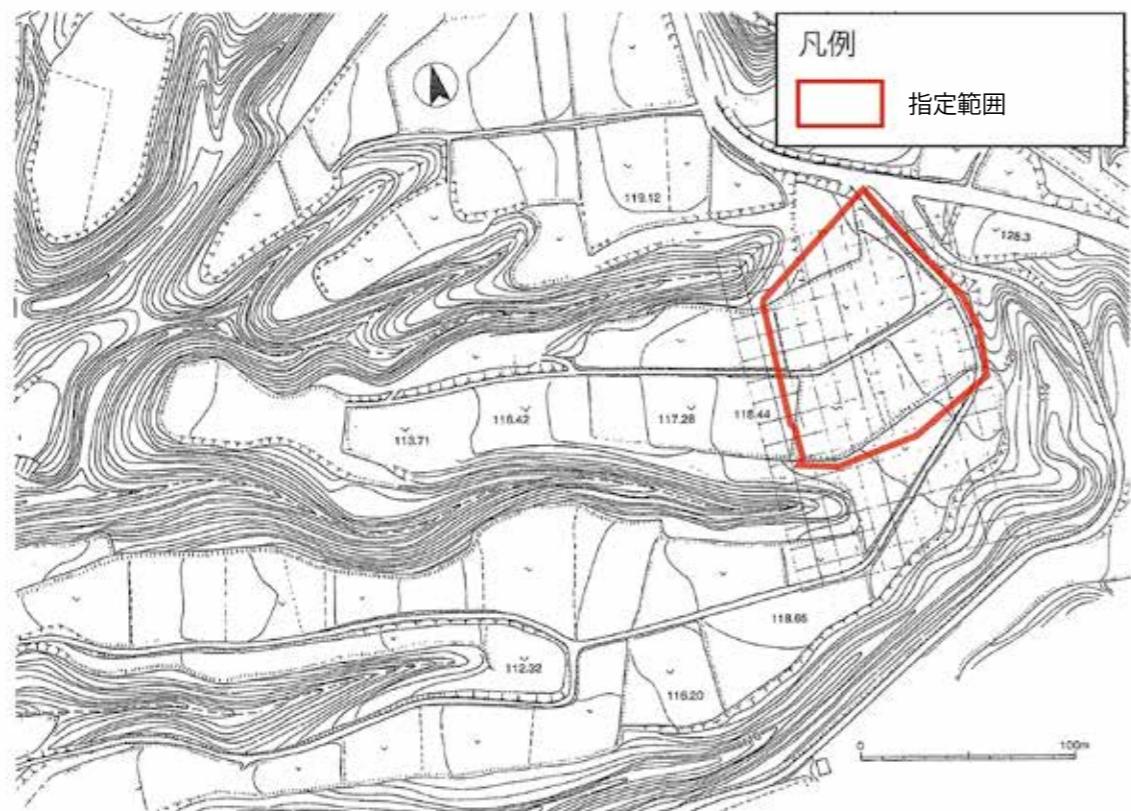
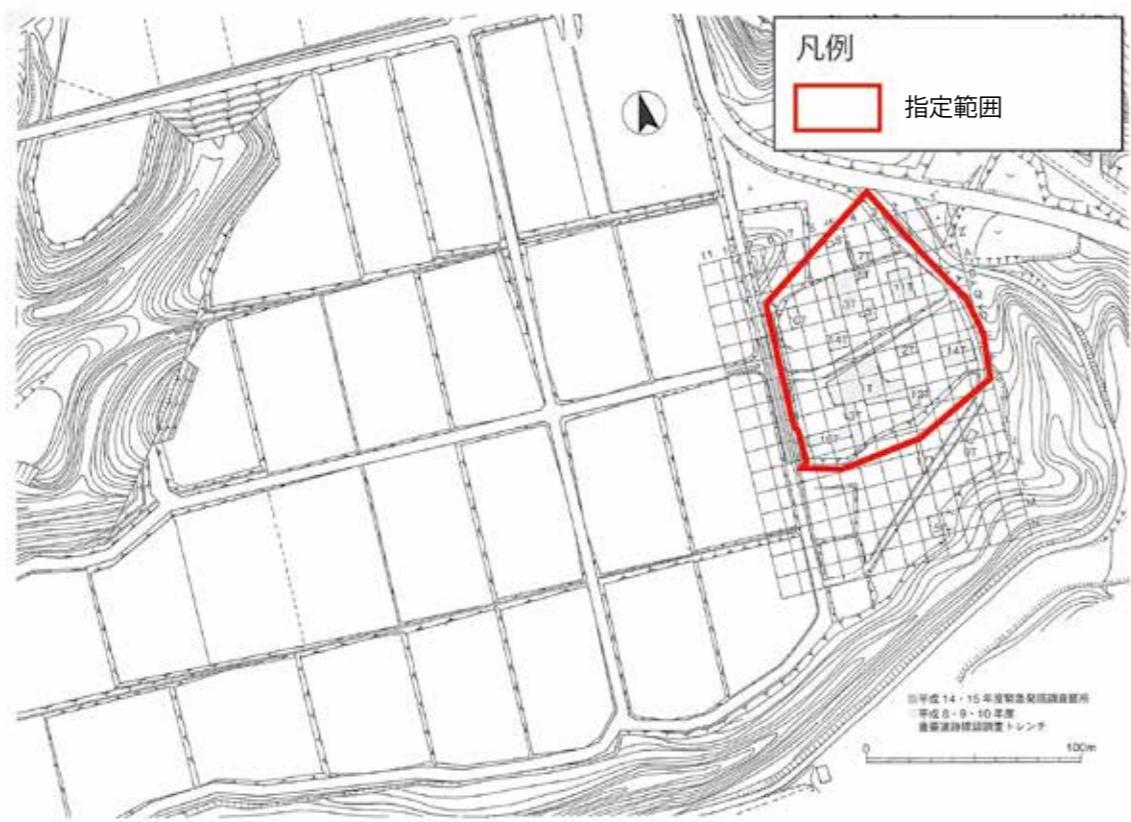


図 11 遺跡周辺地形図



遺跡範囲図



路 名	件 在	地 名	地 名	地 名	地 名	地 名
出 力 規 格 1/1500	精 度 分 乙 一	地 理 系 統 名 称 II	分 類 地 図 (法第14条第1項)	種 類 地 図		
作 成 年 月 日 平成14年2月	調 査 年 月 日 (原因)	調 査 年 月 日 平成15年9月26日	地 記 事 項			

図 12 史跡横峯遺跡指定範囲図



写真1 遺跡遠景（西側に屋久島を望む）

第3節 発掘調査成果

1 遺跡の立地・地理的な特徴

種子島南部の西海岸から約2km内陸する標高120mの海岸段丘上に位置し、東シナ海と屋久島を一望できる。

現在は農地整備事業で台地およびその斜面に整然と畑地が並ぶが、元の地形は遺跡周辺にいくつもの小さな谷が入り込む八つ手状の地形を形成し、地形に沿って小規模な区画の畑が営まれていた。遺跡は八つ手状にのびる台地の基部にあたる地点に立地する。南側には谷を形成し、東西方向に川が走る。礫群に利用される主に砂岩の亜角礫で、遺跡周辺の谷部で露出する礫層などで確認することができる。

2 主な調査歴及び関連報告書

横峯遺跡の調査状況は以下のとおりである。

表5 調査歴履歴

調査年度	調査主体	起因事業	調査面積 (旧石器の調査面積)	層位	主な遺構・遺物
H 4	南種子町教育委員会	畑地帯総合整備事業	3,000m ² (48m ²)	IV X	集石5基、縄文早期土器、石器 礫群2基
H 8-10	南種子町教育委員会	重要遺跡確認調査	1,577m ² (XI:454m ²) (X III:540m ²)	IV VI IX X I X III	集石4基、縄文早期土器、石器 集石1基、縄文草創期土器、石器、 細石器 方形土坑1基、ピット状遺構、 礫群4基、火処遺構1基、礫石器等 礫群3基、礫石器等
H 14-15	南種子町教育委員会	農免農道整備事業	565m ² (565m ²)	X I X III a	礫群2基、礫石器、剥片 炭化物集中箇所10箇所、礫石器、 剥片石器等

関連報告書

南種子町教育委員会 1993『横峯遺跡』南種子町埋蔵文化財発掘調査報告書（4）

南種子町教育委員会 2000『横峯C遺跡』南種子町埋蔵文化財発掘調査報告書（8）

南種子町教育委員会 2005『横峯C遺跡』南種子町埋蔵文化財発掘調査報告書（12）

3. 各期の遺構・遺物の特徴

横峯遺跡は旧石器時代がI文化層からIII文化層までの3期、縄文時代が草創期と早期の2期からなる複合遺跡である。5つの文化層は火山灰層を挟んで整然と堆積しており、各文化層が層位的に明確に区分できることが特徴である。

I文化層、II文化層の炭化物から得られた放射性炭素年代の較正年代はいずれも3万5千年前で、I文化層とII文化層は時間的に近い時期の所産であると想定される。

調査の結果、旧石器時代の遺構として礫群9基、炭化物集中箇所10箇、火廻遺構1基、土坑1基のほか複数のピット状遺構が検出された。遺構は検出面で調査を止めており、1号礫群のみ半裁まで調査している。

遺物は旧石器時代では磨石、敲石といった植物加工工具や伐採具に加え、削器や台形様石器、石斧未成品または礫器等の剥片石器が少量出土している。

以下、各文化層の特徴を記す。

旧石器時代I文化層（種IV火山灰直下；XⅢ層）

I文化層は鬼界カルデラ起源で約3万5千年前に降下した種IV火山灰層と約4万5千年前に降下した種III火山灰層に挟まれた文化層である。

礫群3基と炭化物集中箇所が10箇所検出された。礫群構造として明瞭な掘り込みをもち集中するものと礫が散在するものがある。1号礫群は80cm×70cmの範囲にこぶし大の砂岩角礫が集中し、約10cmの掘り込みを有する。掘り込み埋土上部は炭化物を伴い黒色化し、礫は被熱によると思われる破碎がみられる。2号礫群は115cm×75cmの範囲に礫が集中し、その範囲と炭化物による黒褐色化した土壤がほぼ同位置で確認され、掘り込みがあると予想される。構成する砂岩角礫は検出面で約220個を数え、被熱による破碎と赤化がみられる。散在するタイプの礫群である4号礫群は、礫の広がる約3m×2mの範囲とほぼ同位置に炭化物粒子も広がるが、掘り込みは確認されない。10箇所検出されている炭化物集中箇所の検出面は種IV火山灰直下で、遺物出土レベルとほぼ等しい。

遺物としては、平成8-10年度調査で確認されたのは砂岩の敲石1点のみであったが、平成14-15年度調査で砂岩製石器の再検討を行い、剥片と鋸歯縁石器の接合資料を石器として再評価した。平成14-15年度調査では敲石のほか基部加工石器、石斧未成品または礫器、削器、台形様石器、石核、使用痕のある剥片が出土している。主な石材は砂岩であるが、節理・脈がなく比較的緻密・硬質なものを選別して利用している。

当時の古環境については、樹種同定によりブナ科コナラ属アカガシ亜類、クスノキ科、マンサク科イスノキ属イスノキが確認され、照葉樹林を主とした植生であったと想定される。

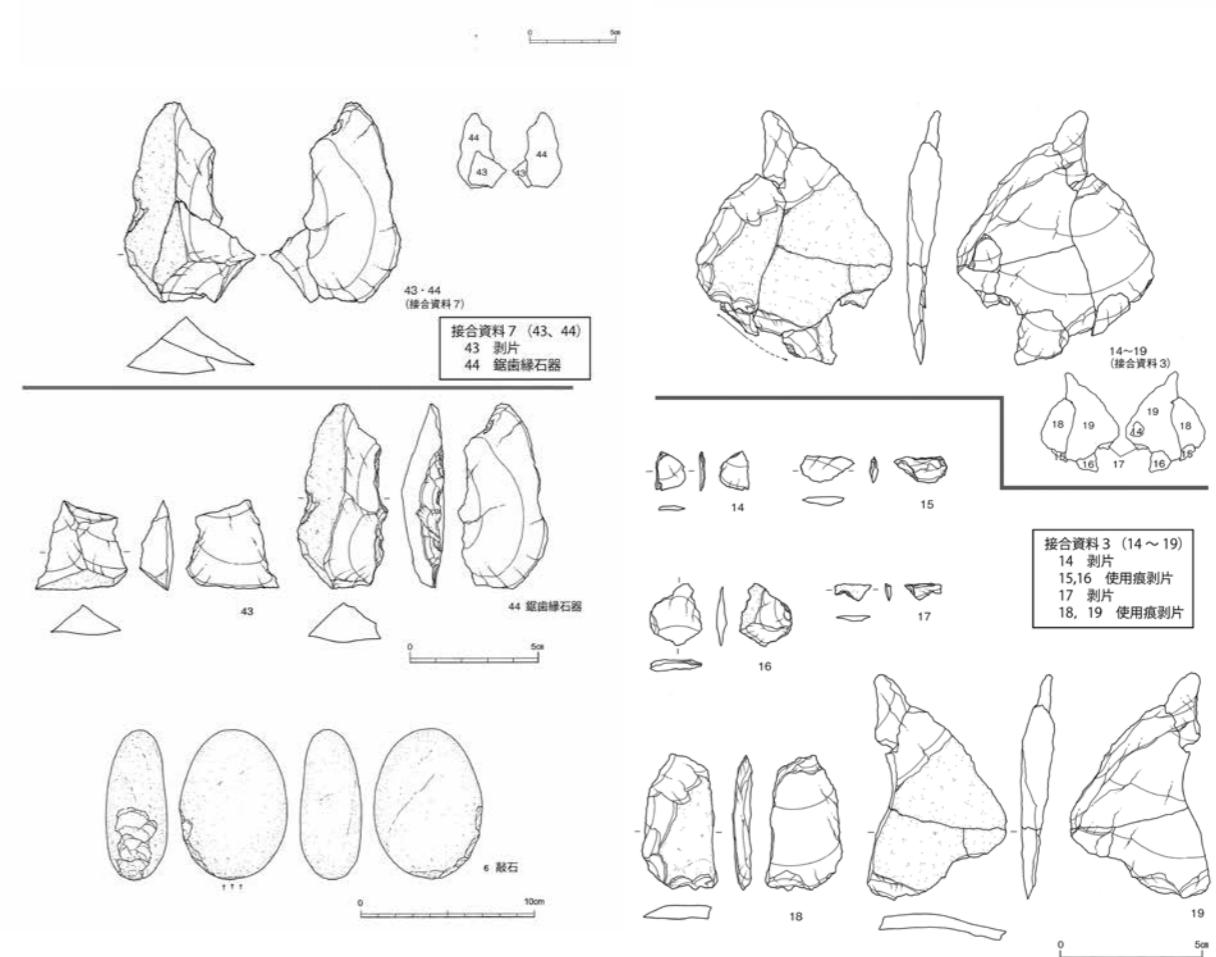
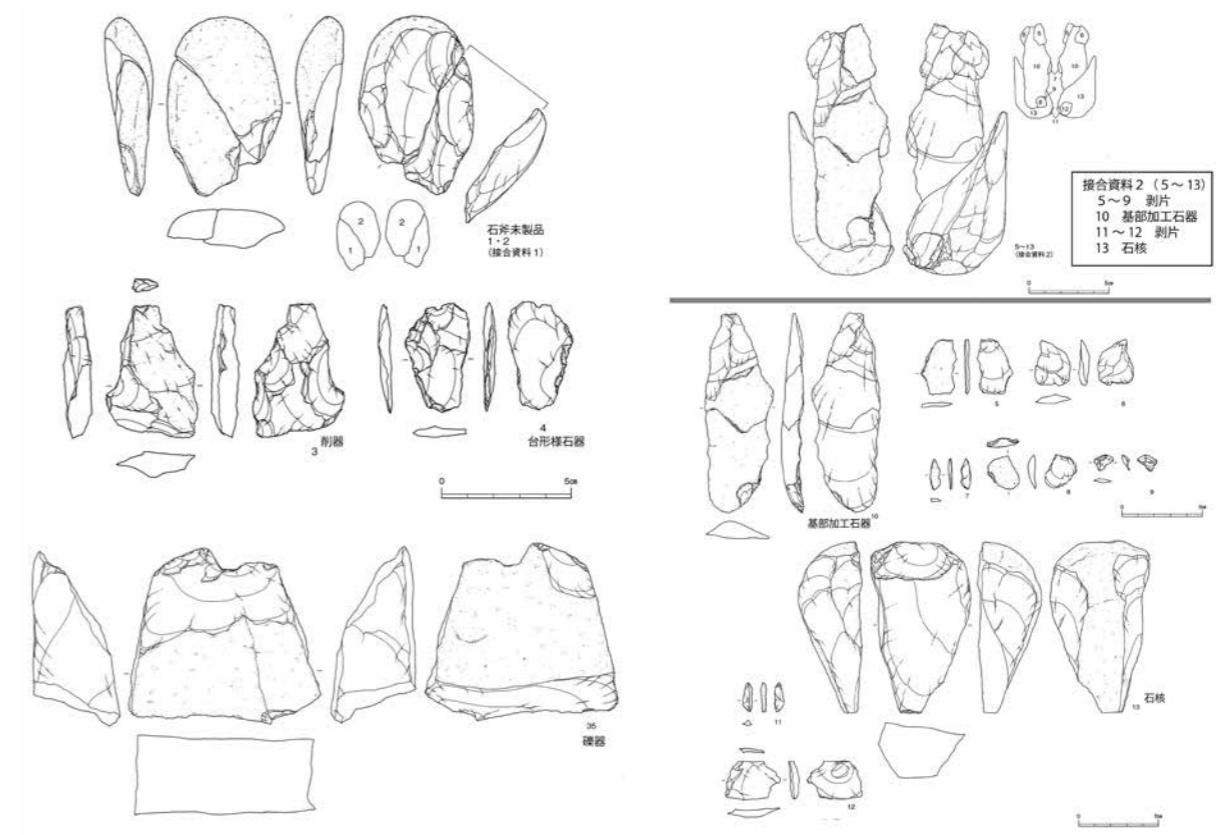
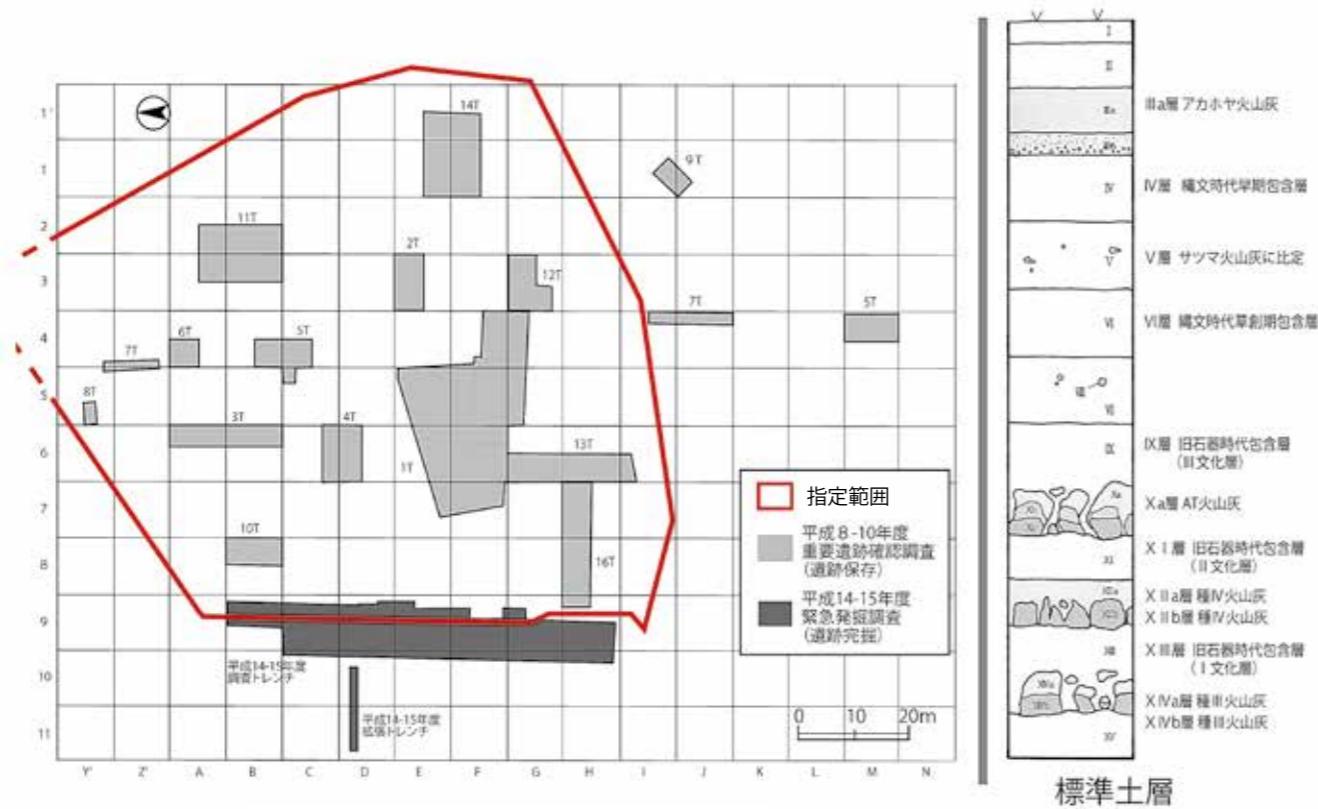
旧石器時代II文化層（種IV火山灰直上；XⅠ層）

II文化層はA T火山灰層と種IV火山灰層に挟まれた文化層で、炭化物較正年代（2σ）の測定値はI文化層と大きな開きはないと想定されている。

礫群6基と火廻遺構が検出された。I文化層同様に礫群の構造は多様で、環状となっており周辺にばらけた礫が散在するもの（3号礫群）、散在するもの（5号礫群）のほか、掘り込みを持つ礫群（8号礫群、9号礫群）がある。3号礫群は約150cmの範囲内に10cm前後の砂岩礫が集中するが、中心部約30cmの範囲に礫のない空間がみられる。炭化物や礫の被熱は少量確認される。5号礫群は小片の礫が散在し、北西端部に被熱による赤変と破碎のある約25cmの大型礫2個がみられ、炭化物の検出面は礫の広がりとはずれている。8号礫群、9号礫群は掘り込みを持つ礫群である。8号礫群は礫集中部が2つに分かれているが、礫の接合状況から1基の礫群と考える。それぞれ約95cm×85cm掘り込み15cm、約60cm×45cm掘り込み12cmで、礫は被熱による赤変と破碎がみられ、礫集中部と散在部で接合関係がみられたほか、礫群周辺の赤化礫や9号礫群との接合関係もみられた。炭化物は散在的ではあるが掘り込みおよび礫群範囲で確認される。9号礫群は径30cmで、掘り込み埋土に炭化物など被熱の痕跡がないこと、9号礫群内で被熱による破碎の接合関係がみられないことから、9号礫群の被熱礫は礫群外で被熱した礫を再利用したと想定される。

なお、礫群内の礫接合資料は元の形状に完全復元できるものではなく、最大のもので24cm、平均的には10～15cmである。礫群の構成礫は概ね10cm前後であることから、採集地から遺跡内に搬入する際、この大きさを目安に粗割して搬入した可能性が考えられる。また、礫断面に被熱の痕跡があるものとないものがあることから、礫を複数回利用もしくは粗割した状態での利用がなされたと考えられる。

礫群以外に火廻遺構が種IV火山灰直上で1基検出されている。径40～50cmの砂岩製の台石が3点伴い、その台石周辺に約3m×2mの範囲で炭化物がみられ、台石に挟まれた中央部には焼土と思われる土変成が確認されている。



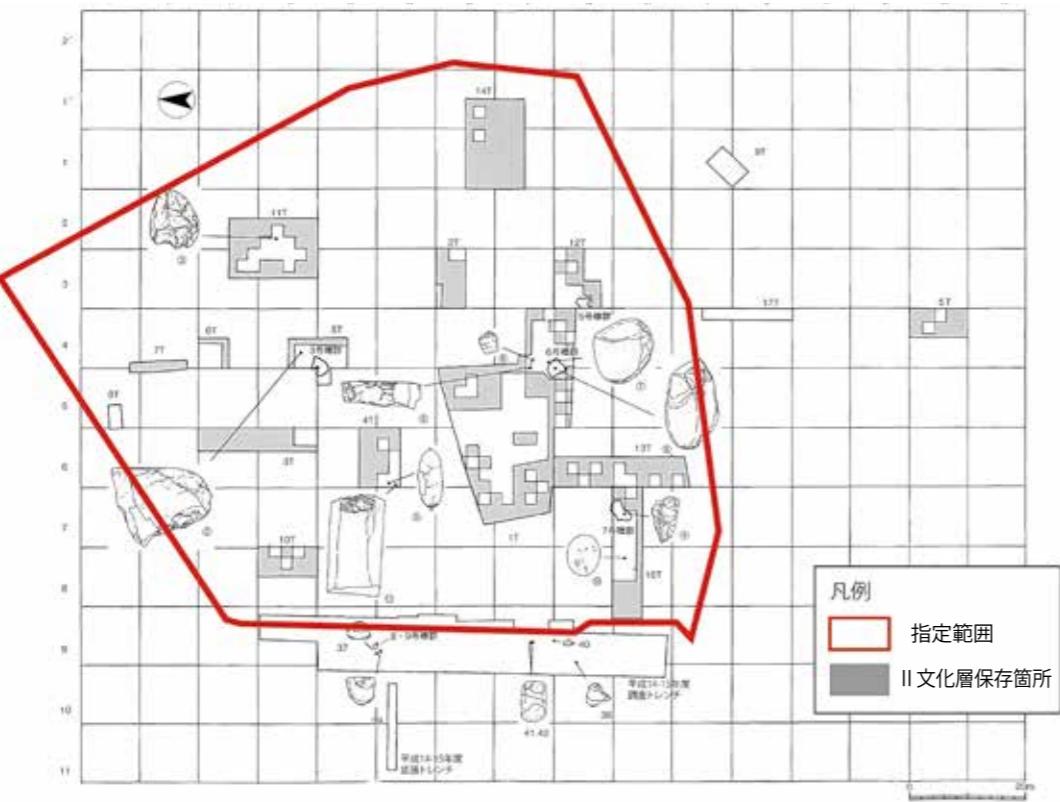


図 16 II 文化層遺構配置図および主な遺物出土状況

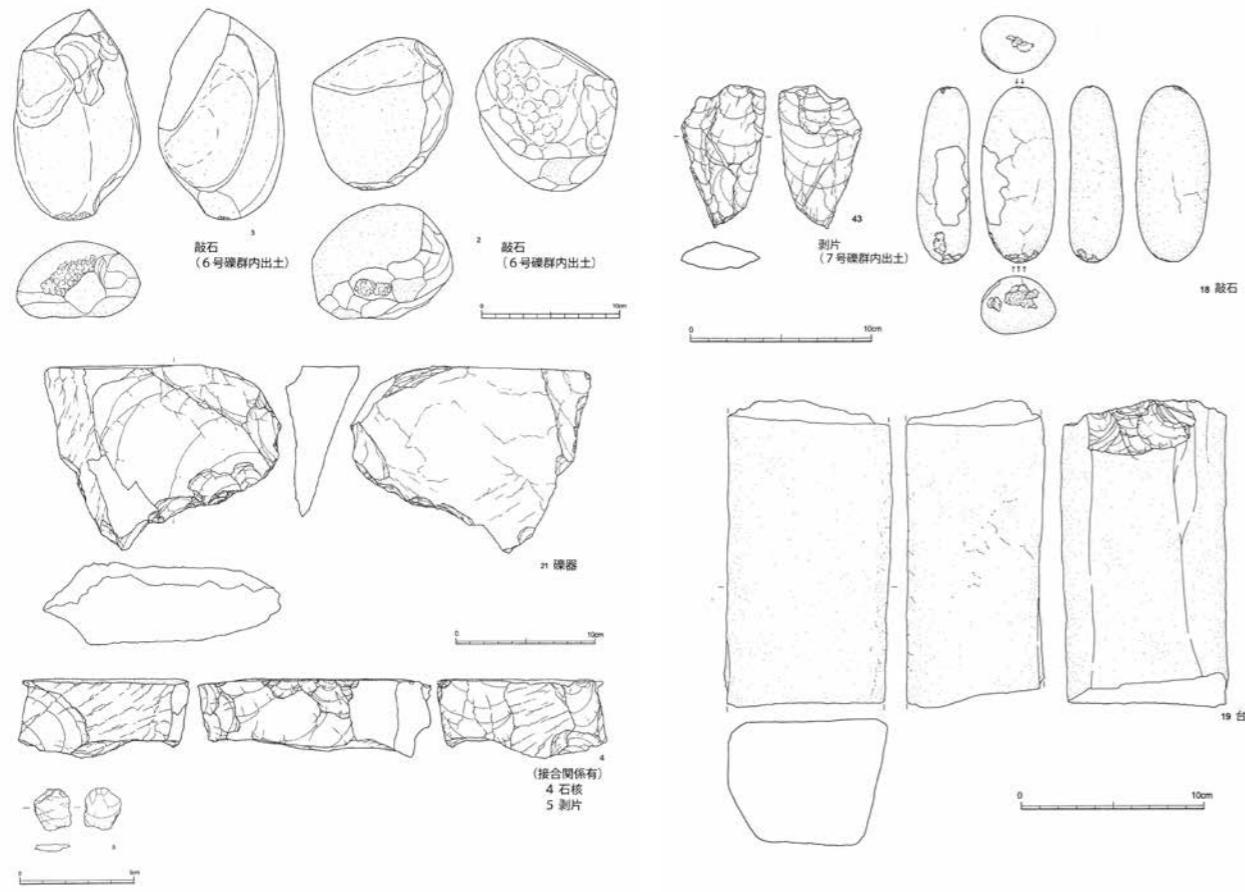


図 17 II 文化層の主な石器



遺跡調査区（上）土層（下）



1号砾群検出状況（I 文化）



1号砾群断面（I 文化層）



2号砾群断面（I 文化層）

写真 2 橫峯遺跡調査 1



4号石器群（上）炭化物集中箇所（下）（I文化層）



I文化層遺物出土状況（上） 敲石出土（下）



3号石器群（II文化層）



写真2 横峯遺跡調査2

石器は砂岩を主体とした在地の石材で、台石、敲石、磨石、礫器、石核、剥片類が出土しており、台石と敲石がセットで出土していることが特筆される。

樹種同定では広葉樹（散孔材）としてイスノキの可能性を指摘している一方、植物珪酸体分析ではイネ科起源の植物珪酸体および樹木起源珪酸体Ⅲ型が検出されており、I文化層期の照葉樹林に加え、種IV火山灰の降下による植生へのダメージなどを起因とした草原化の可能性が指摘されている。

第4節 最終氷期の自然環境

1. 地理的環境

種子島は九州島最南端である佐多岬の南、約40kmに位置し、島から大隅半島を視認できる。現在の気候は、最終氷期は、約1万年前に終了した地球上で最も新しく起きた氷期のことである。氷期には地球上の氷床や氷河が拡大することで、海水の量が減り、海面が低下する。現在、種子島・屋久島と九州島の間は大隅海峡で隔てられているが、最深部は水深100mより少し深い程度であり、最終氷期の最寒冷期（約2万1千年前）には海面が130m以上低下したとされるから、両者は陸続きとなったと推定されている。一方で、水深1,000mを越えるトカラ海峡で隔てられているため、過去10万年以内に、奄美・沖縄諸島とつながることはなかった（図18）。

なお、比較的温暖であった約3万5千年前は、種子島・屋久島は九州島と海で隔てられ、姶良丹沢火山灰が降下する直前期（約3万年前）においても、現在の約半分ほどの広さの海峡で隔てられていたとされる。

種子島の旧石器時代遺跡は、今のところ、最終氷期のなかでも温暖な時期とされる約3万5千年前～3万年前と細石器文化期の2時期に限り認められ、九州島と陸続していた最終氷期最盛期には確認されていない点に特徴がある。

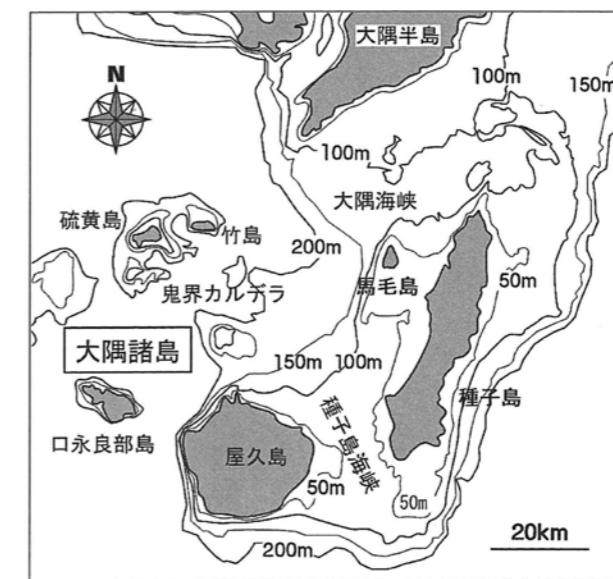


図18 種子島周辺の水深図

2. 植生

それでは、横峯遺跡・立切遺跡の発掘調査及び種子島の古環境調査の成果から、当時の植生に迫つてみよう。立切遺跡大津保畠地区における植物珪酸体分析の成果からは、種IV火山灰層の下位にあたり約3万5千年前とされるI文化層の時期には、イスノキ属を主体とした照葉樹林が分布していたと推測されている。具体的には、主にイスノキ属マンサク科、シイ属ブナ科、アワブキ科の植物珪酸体が検出され、イネ科の草本類はほとんど認められることから、当時は、照葉樹林に覆われていたと推定されているのである。

一方で、姶良丹沢火山灰降直前のII文化層検出の礫群からは、キビ族、ウシクサ族、ササ属（ミヤコザサ節）などのイネ科草本類が検出され、イスノキ属マンサク科、シイ属ブナ科、イスノキ科などは少なく、照葉樹林は減少していた可能性が指摘されている。なお、約2万9千年前とされる姶良丹沢火山灰が降下した後の層では、ササ属が増えており、照葉樹林はほぼ姿を消していたと推測されている。

ただし、横峯遺跡周辺における植物珪酸体分析によると、最終氷期最寒冷期においてもイスノキ属、シイ属が検出されていることから、照葉樹林の分布が継続して認められるとされ、種子島は黒潮などの影響により横峯遺跡周辺などの沿岸部周辺では照葉樹林が継続したことが推測されている。

炭化材による樹種同定の成果では、立切遺跡今平・清水地区の種IV火山灰層下位（I文化層）においてイイギリ、種IV火山灰層直上から、クスノキ科、ツバキ属がそれぞれ同定されている。クスノキ科には落葉性と常緑性のものがあるが、暖温帶性常緑広葉樹林内に生育する種がほとんどであり、ツバキ属もまた、常緑広葉樹である。イイギリは落葉広葉樹であるものの、暖温帶に分布する樹種であり、種IV火山灰層の直上、直下の時期は、いずれも暖温帶性常緑広葉樹が広がる環境であったとみられる。

横峯遺跡では、I文化層において、ブナ科コナラ属アカガシ亜属、クスノキ科（タブノキ属の可能性が高い）、マンサク科イスノキ属イスノキの3種が炭化材から樹種同定されている。いずれも燃料材として使用されたため、炭化したものとみられる。これらの樹種も暖温帶常緑広葉樹林のもので、照葉樹林の構成種である。

このように、この時期の種子島には、暖温帶性常緑広葉樹が広がっていた。また、現在の屋久島における植生の垂直分布が示すように、約2万1千年前の最終氷期最寒冷期にも、少なくとも屋久島には、落葉広葉樹林帯は及ばなかったようだ。また、種子島は海浜においては照葉樹林帯が残存した可能性が高いものの、内陸や標高の高い地域において、屋久島と同様に落葉広葉樹林帯が及ばなかつたとすれば、この時期の種子島における植生の大半は構成種に乏しいものとなり、最終氷期最寒冷期前後の遺跡が種子島に分布しないことと相関する可能性がある。

落葉広葉樹林帯が欠落するという事実は、最終氷期最寒冷期に屋久島が九州島と陸橋化したかについて疑問が投げかけている。また、仮に陸橋化しているならば、この時期の種子島・屋久島において旧石器遺跡が発見されておかしくないのだが、未発見である。陸橋化は本当にされたのか、陸橋化した範囲はどれほどなのか今後の検討が必要とされよう。

なお、動物相については、この時期の良好な化石資料などは知られていないため、不明な点が多い。

第5節 指定地の状況

指定地は島間田尾共有地であったが、平成13年度に周辺地と共に町有地となり、南種子町教育委員会が定期的な巡回確認および除草作業を行い環境維持に努めている。横峯遺跡西側の緩斜面は、起因事業となった県営緊急畠地帯総合整備事業により圃場整備がなされ、整然と畠地が広がっている。遺跡は平成8-10年度調査終了後盛土を行い、県指定の際に定められた保護基準により保護されている。また、定期的な巡回確認および年1~2回定期的な除草作業を行い管理維持するとともに、要所に案内版および説明看板を設置し、不定期ではあるが有識者による講演会を開催するなど活用もなされている。

指定等の対象地域についての他の法令による規制・開発（又はその計画）は、現状では特がない。

第4章 史跡等の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値

史跡の適切な保存活用を行うにあたり、史跡のもつ本質的価値が何かを明確にすることが大切である。前章で横峯遺跡の概要についてまとめたが、横峯遺跡の本質的価値を以下の5点にまとめた。

1 後期旧石器時代前半期における古本州島南端の生業形態を具体的に示す遺跡

横峯遺跡は約3万5千年前に位置付けられる種IV火山灰層の上下で後期旧石器時代前半期の礫群や焼土跡などの遺構や石器が発見されている。剥片石器による狩猟具が中心となる古本州島にあって、その南端に位置する横峯遺跡では礫石器を主体とした生業道具を用いている点に稀有な特徴がある。これらの礫石器は、中種子町立切遺跡の同種石器の分析により、植物質食料の加工に使用されたことが想定される。

掘り込みを持つ礫群などの調理施設の出現は列島最古級であり、この地への定着的な居住がうかがわれる貴重な遺跡であり、豊かな照葉樹林の恵みを生かした古本州島内の特殊な生業活動を具体的に示す遺跡としても重要な役割を持つ。

2 地質編年が明確な層序で人類の歴史を示す稀有な遺跡

横峯遺跡は地質年代の明確な火山灰に挟まれ、後期旧石器時代前半期の鬼界カルデラが給源と考えられる種IV火山灰下位の第I文化層、種IV火山灰上位の第II文化層、後期旧石器時代末の姶良カルデラを給源とするAT火山灰上位の第III文化層、桜島を給源とする桜島薩摩火山灰下位の細石器文化・縄文時代草創期文化層、その上位で完新世最大の火山噴火である鬼界カルデラを給源とする鬼界アカホヤ火山灰下位の縄文時代早期層の5つの文化層が存在する。種子島における地形形成と火山活動の痕跡が観られる遺跡であり、火山灰層や放射性炭素年代から確実な年代を提示できる。また、火山活動と人類の活動との関係性を考える上で重要なである。

3 旧石器時代における現生人類の照葉樹林環境への長期的な適応過程を示す遺跡

横峯遺跡では種IV火山灰やAT火山灰との関係のもと、明確な放射性炭素年代をもつ複数の文化層が確認され、生活文化の変化を詳しくたどることができる。後期旧石器時代前半期の照葉樹林への適応、最終氷期最寒冷期における人類活動の希薄化と、その直後における細石刃をもつ文化の出現、そして縄文時代には列島に先駆けての定住生活の成立といった長い文化の変遷が一遺跡で示されている。

古本州島南端の特殊な環境にあって、一つの遺跡で適応手段の変遷過程を具体的に知ることができる点は、旧石器時代における現生人類の環境への適応過程を理解する上で重要な遺跡である。

4 旧石器時代研究の先駆をなす遺跡

横峯遺跡は大隅諸島における旧石器時代研究の先駆けの遺跡であり、その後に続く旧石器時代遺跡の発見のきっかけをもたらした。このことは結果として、日本列島旧石器時代遺跡の多様性理解にも大きく寄与することとなったという意味で、我が国の旧石器時代研究にとっても記念碑的遺跡に数えられる。

5 海に囲まれた旧石器時代当時の環境を体感できる遺跡

横峯遺跡は、西海岸にほどちかい標高120メートルの海岸段丘上にあり、眼前に広大な東シナ海とそこに聳える屋久島の全景を望むことができる立地にある。背後を照葉樹からなる森が囲み、遺跡近傍に源頭をもつ川が遺跡を取り巻くように深い谷を刻んで流れている。森や川、海と風がこの場所に穏やかな時間をうみだしている。このような自然あふれる環境に囲まれた横峯遺跡は、現代にあっても3万年をこえる当時の景観に想いを馳せることを可能にする、稀有な条件を備えている。

第2節 史跡の構成要素

1 地区の区分

史跡は、現状で重要遺跡確認調査実施後に盛土保存されている。指定地の周りには、確認調査で遺跡範囲が一部かかる未整備の土地があり、今後追加指定を行っていく必要がある。

また、史跡周辺は遺跡の立地と深く関連する地形がみられるほか、周辺の畠地も今後試掘調査等で遺構の確認を行っていく必要がある。

これらのことから、史跡指定地をA地区、史跡に隣接し、今後追加指定や史跡整備に関連する区域をB地区、今後取り扱いを検討する区域をC地区（その他の範囲）として区分した（図19）。A～C地区は、表6のとおり細分し、今後の調査や整備等の大まかな方針を示す。

表6 地区区分

地区区分		概要	今後の方針
（史跡指定地） A地区		史跡指定地。町有地。 遺構は1号礫群以外（半裁）残存。 旧石器時代の包含層までの保護層は約1mだが、縄文時代早期層までに保護層は約0.3mである。	保存のための盛土（保護層確保）が必要。 短期計画で説明板等の活用整備を予定。
（史跡隣接の史跡整備に関連する範囲） B地区	B-1	指定隣接地。町有地。 遺跡範囲外。従来の地形である八つ手状の地形の谷部にあたる。	遺跡活用補足地。 短期計画で駐車場やトイレ等の便益施設設置予定地。
	B-2	指定隣接地。田尾公民館共有地。 一部遺跡範囲を含む。 所有者がクヌギを植林（未利用）。 従来の地形である八つ手状の地形の谷部が入り込む。 確認調査で縄文、旧石器時代の層を一部確認するが、遺構・遺物なし。	活用計画の必要に応じて、公有化も検討。 北側が一部遺跡範囲であるため、適切な保存を図る。

地区区分	概要	今後の方針	
（史跡隣接の史跡整備に関連する範囲） B地区	B-3	遺跡北部の道路とほ場。 道路は国道、県道、町道。 その他、田尾公民館共有地、民有地があり、一部はほ場として利用。	必要に応じて遺跡への誘導看板の設置を検討。 駐車場等臨時の利用することを想定し、所有者、関係機関と調整する。
	B-4	田尾公民館共有地。 遺跡東部、南部を囲うように山林が広がる。 種子島の植生観察に適しており、遺跡の立地や地形などの歴史的景観を見て感じることができる。	短期計画で自然観察ポイントとして説明板等の設置を検討。
（その他の範囲） C地区	C-1	田尾公民館共有地。 遺跡南西部の谷部。 谷部斜面の植生が種子島の植生観察に適しており、遺跡の立地や地形などの歴史的景観を見て感じることができる。	短期計画で自然観察ポイントとして説明板等の設置を検討。
	C-2	民有地。 遺跡西部に広がる畠総事業で整備されたほ場。 海岸段丘に沿って段状にはほ場が整備されている。 立地や地形など歴史的景観が残る。	営農地。 遺跡に関連する地形を維持するため、地形を改変するような工事計画や災害時の復旧方法について関係機関と調整する。

計画の実施期間の詳細については第11章に記載

短期計画：1～5年の見通しで実施する計画

中期計画：5～10年の見通しで実施する計画

長期計画：10年以上の見通しで実施する計画



図 19 地区区分図

2 構成要素の分類

史跡横峯遺跡を構成する要素は、「本質的価値の構成要素」と「本質的価値の構成要素以外の要素」の2つに分けられる。「本質的価値の構成要素」は、遺跡そのものを構成する遺構や遺物、それらが立地する地形などである。

「本質的価値の構成要素以外の要素」は、さらに遺跡の説明版といった「本質的価値に関連する要素」と、ほ場など遺跡の本質的価値とは関連しない「その他の要素」に分けられる。

横峯遺跡の構成要素を表7にまとめた。

表7 史跡の構成要素

	本質的価値を構成する要素	本質的価値を構成する要素以外の要素	
		本質的価値に関連する要素	その他の要素
A地区 (史跡指定地)	<input type="checkbox"/> 遺構 <ul style="list-style-type: none"> ・地下に埋蔵されている遺構 <input type="checkbox"/> 遺物 <ul style="list-style-type: none"> ・地下に埋蔵されている遺物 ・町埋蔵文化財センター保管 <input type="checkbox"/> 自然環境 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸段丘地形 ・東シナ海が見渡せる立地 	<input type="checkbox"/> 構造物・建築物等 <ul style="list-style-type: none"> ・史跡標識 ・遺跡説明板 	<input type="checkbox"/> 構造物・建築物等 <ul style="list-style-type: none"> ・園路 ・電柱
(史跡活用に 関連する 範囲) B地区	<input type="checkbox"/> 遺構 <ul style="list-style-type: none"> ・地下に埋蔵されている遺構 <input type="checkbox"/> 遺物 <ul style="list-style-type: none"> ・地下に埋蔵されている遺物 <input type="checkbox"/> 自然環境 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸段丘地形 ・東シナ海が見渡せる立地 ・照葉樹林 ・河川 	<input type="checkbox"/> 構造物・建築物等 <ul style="list-style-type: none"> ・誘導看板 	<input type="checkbox"/> 構造物・建築物等 <ul style="list-style-type: none"> ・道路 ・クヌギ林 ・電柱
(その他の 範囲) C地区	<input type="checkbox"/> 自然環境 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸段丘地形 ・東シナ海が見渡せる立地 ・照葉樹林 ・河川 	<input type="checkbox"/> 構造物・建築物等 <ul style="list-style-type: none"> ・道路 ・ほ場 ・電柱 	

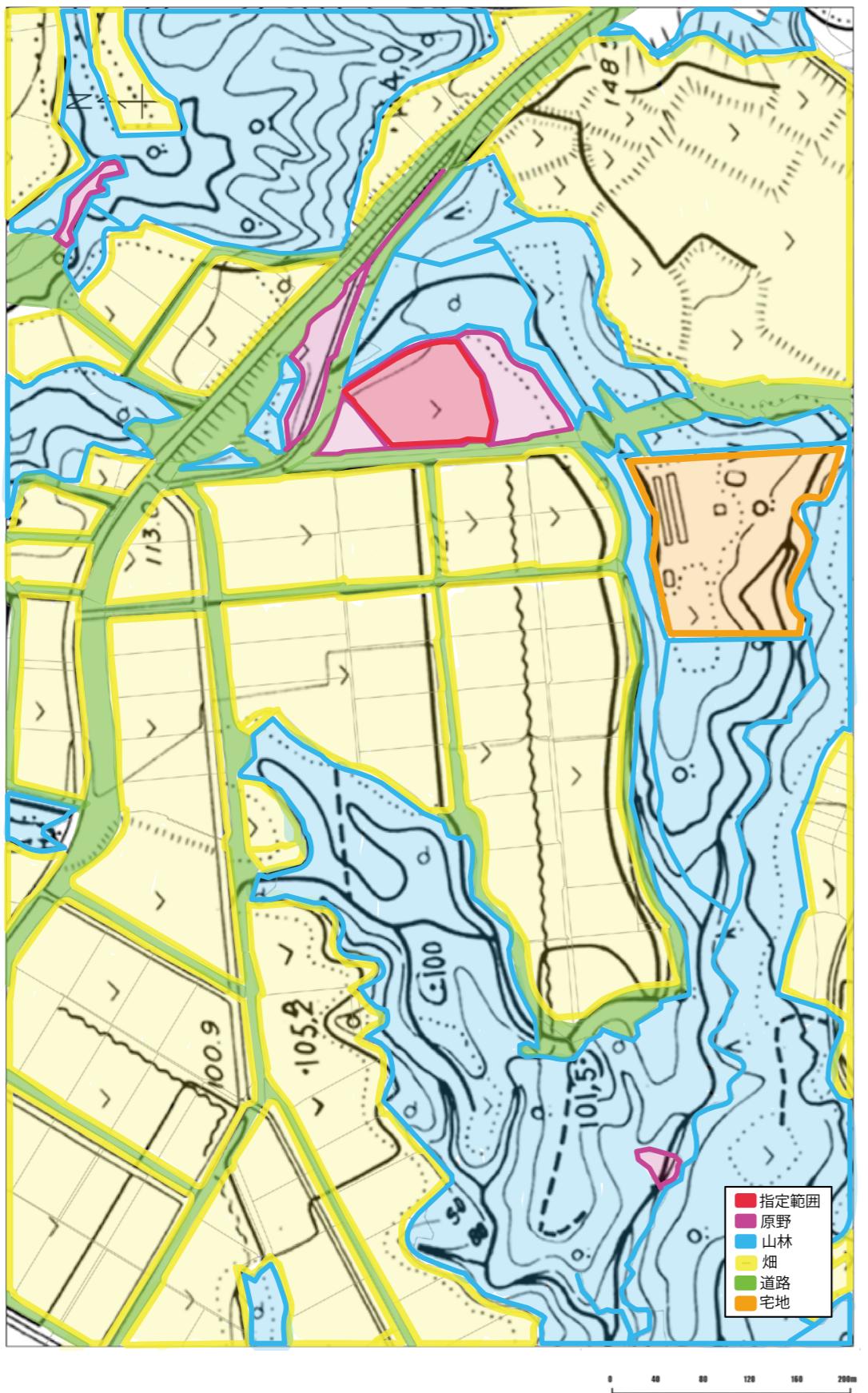


図 20 史跡周辺土地利用図

第5章 史跡の現状と課題

史跡横峯遺跡の現状と課題について、保存、活用、整備、運営体制の現状を整理し、史跡の保存活用に関する課題についてまとめる。

第1節 保存に関する現状と課題

表8 史跡の保存に関する現状と課題

A 地区の保存に関する現状と課題

		現状	課題
本質的価値を構成する要素	遺構	<ul style="list-style-type: none"> 町有地。 遺構は1号礫群以外埋め戻して保存している。 旧石器時代の包含層までの保護層は約1mだが、縄文時代早期層までの保護層は約0.3mである。 道路に面した法面は高低差が2m程で土が露出している。 	<ul style="list-style-type: none"> 町有地で開発の可能性は低いが、恒久的な保護のためには、盛土により適切な保護層を確保する必要がある。 土が露出しているため、崩落防止対策が必要である。
	遺物	<ul style="list-style-type: none"> 出土遺物は町埋蔵文化財センターに保管している。 未調査部分も多く、遺物が残存している可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構同様、恒久的な保護が必要。
	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> 車道に面した法面は土が露出している。 状況は原野で、背丈並みの草や蔓が繁茂する。 	<ul style="list-style-type: none"> 崩落防止対策として、法面保護整備が必要。 定期的な草払い、除草作業が必要。 地表面が平坦ではないため、除草車での除草ができない。
本連する要素	工作物等	<ul style="list-style-type: none"> 標識、境界標と説明板が3基ある。 説明板2基（1号礫群、3号礫群）は老朽化による風化、破損が著しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 県指定時の標識、境界標を国史跡仕様に変更する必要がある。 当地は風当たりが強く、適切な管理が必要。
	その他の要素	<ul style="list-style-type: none"> 園路が中央部と遺跡東側にある。 中央の園路と遺跡保護面は1m程度の高低差がある。 遺跡西側は車道が隣接する。 	<ul style="list-style-type: none"> 東側の園路は草に覆われて利用できない。

B 地区の保存に関する現状と課題

		現状	課題
構成する要素		(B-1) <ul style="list-style-type: none"> 指定隣接地 町有地 遺跡範囲外 	<ul style="list-style-type: none"> 開発の可能性は低いが、史跡隣接地のため、利用計画に応じて確認調査が必要。

		現状	課題
構成する価値要素を本質的に構成する要素	遺構	(B-2) <ul style="list-style-type: none"> ・指定隣接地 ・田尾自治公民館共有地で植林によるクヌギ林（現在は未利用）。 ・北側の一部が遺跡範囲にかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北側が一部遺跡範囲にかかるため、恒久的な保護のため、追加指定を視野に入れた調整と所有者の理解が必要。 ・整備計画に応じて確認調査が必要。
本質的価値を構成する要素	遺構	(B-3,4) <ul style="list-style-type: none"> ・B-3 区は指定隣接地で田尾自治公民館共有地と民有地。 ・B-4 区は指定隣接地で田尾自治公民館共有地。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡隣接地、近接地のため、整備計画に応じて確認調査が必要。
		(B-1) <ul style="list-style-type: none"> ・確認調査で谷部の造成（盛土）を確認済。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発の可能性は低いが、史跡隣接地のため、整備計画に応じて確認調査が必要。
	遺物	(B-2) <ul style="list-style-type: none"> ・確認調査で縄文、旧石器時代相当層を一部確認するが、遺物は出土していない。 ・未調査部分も多く、遺物が残存している可能性はある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構同様、恒久的な保存のためには、所有者の理解が必要。
		(B-1) <ul style="list-style-type: none"> ・従来の地形である八つ手状の地形の谷部が入り込む。 ・北側が一段高く高低差がある。 ・状況は原野で、背丈並みの草や蔓が繁茂する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内に高低差があり、利用には整地が必要。 ・定期的な草払い、除草作業が必要。 ・地表面が平坦ではないため、除草車での除草ができない。
	自然環境	(B-2) <ul style="list-style-type: none"> ・従来の地形である八つ手状の地形の谷部が入り込む。 ・B-2 地区から南側は谷部に向かって急傾斜となる。 ・地区一帯がクヌギ林となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木も自治公民館が管理しているため、所有者の理解が必要。
		(B-4) <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡東部、南部を取り巻く森林 ・田尾公民館共有地。 ・豊かな照葉樹林の植生が見られ、遺跡の立地や地形など歴史的景観が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の地形や植生環境を維持・保全のため所有者の理解が必要。 ・地形を改変させるような工事計画や災害時の復旧方法について関係機関との連携が必要。
		(B-3) <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡北部の道路とほ場。 ・道路は国道、県道、町道。ただし、県道部分は通行可能であるが、旧道扱いで維持管理離されていない。 ・その他、田尾公民館共有地、民有地があり、一部はほ場として利用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画に応じて所有者、関係機関と調整が必要。

C 地区の保存に関する現状と課題

		現状	課題
構成する価値要素を本質的に構成する要素	遺構・遺物	(C-2) <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡西部の民有地。 ・畑総事業で整備されたほ場。 ・大半が未調査。 	<ul style="list-style-type: none"> ・天地返しなど大きく掘削をする可能性があるので、農政部局との連絡・連携・調整体制を持ち、必要に応じて試掘調査等が必要。 ・耕作放棄地が生じた場合、対応の検討が必要。
本質的価値に関連する要素	自然環境	(C-1) <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡南西部の農道と谷部の傾斜の自然林地帯 ・田尾公民館共有地 ・谷部斜面が種子島の植生観察に適しており、遺跡の立地や地形などの歴史的景観を見て感じることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡に関連する地形や自然保護対象区であり、山林の維持・保全のため所有者の理解が必要。 ・地形を改変するような工事計画や災害時の復旧方法について関係機関との連携が必要。
		(C-2) <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡西部の民有地。 ・畑総事業で整備されたほ場。 ・遺跡は消滅しているが、立地や地形など歴史的景観が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡に関連する地形や自然保護対象区であり、森林の維持・保全のため所有者の理解が必要。 ・地形を改変するような工事計画や災害時の復旧方法について関係機関との連携が必要。
のその他要素	工作物等	・道路	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装などの道路整備を行う場合は、関係機関との調整が必要。

第2節 活用に関する現状と課題

表9 史跡の活用に関する現状と課題

A 地区の活用に関する現状と課題

	現状	課題
構成する要素の本質的価値	・2か所小看板を設置しているのみ。 ・状況は原野で、背丈並みの草や蔓が繁茂する。	・写真による簡易説明のみで、遺構の価値を十分に説明、表示できていない。 ・出土遺物は企画展で遺物の一部を展示するのみで近年、常設展示は行っていない。 ・時期によっては草が茂り立ち入れない。 ・遺跡に対応する地層を観察できる場所がなく学習等に活用しづらい。
関連する要素の本質的価値	・標柱、説明看板1基と遺構説明(1号礫群、3号礫群)の小看板2基を設置している。	・史跡の価値を十分に説明、表示できていないため、学習等に活用しづらい。
のその他	・道路に沿って電柱と電線が設置されている。	・遺跡からの東シナ海の眺望に電柱と電線が見え、景観が損なわれている。

B 地区の活用に関する現状と課題

	現状	課題
構成する要素の本質的価値	(B-1) ・状況は原野で背丈並みの草や蔓が繁茂する。 (B-2) ・地区一帯がクヌギ林となっている。 (B-4) ・遺跡当時の自然環境を想像させる植生が一部見られ、遺跡の立地や地形などの歴史的景観を見て感じることができる。	・遺跡隣接の町有地に、史跡の価値を表現する説明パネル等が必要。 ・活用に伴う植生の維持管理が必要。 ・活用の際には、維持管理を含め、所有者の理解・協力が必要。 ・遺跡や島の自然環境についての説明看板や周遊ルートの検討。 ・遺跡に関連する地形や自然環境があり、山林の維持・保全のため所有者の理解・協力が必要。
関連する要素の本質的価値	(B-3) ・国道沿いに史跡への誘導看板がある。	・看板が常時見えるよう、周囲の維持管理が必要。
のその他	・道路に沿って電柱と電線が設置されている。 (B-3) ・道路は国道、県道、町道。県道は通行可能であるが、旧道残地扱いで環境整備はなされていない。	・遺跡からの東シナ海の眺望に電柱と電線が見え、景観が損なわれている。 ・駐車場等の臨時利用を想定し、所有者、関係機関と調整が必要。

C 地区の活用に関する現状と課題

	現状	課題
本質的価値に関連する要素	(C-1) ・遺跡当時の自然環境を想像させる植生が一部見られ、遺跡の立地や地形などの歴史的景観を見て感じることができる。 (C-2) ・遺跡東部の畑総事業で整備されたほ場。民有畑地。	・遺跡や島の自然環境についての説明看板や周遊ルートの検討。 ・遺跡に関連する地形や自然保護対象区で自環境があり山林の維持・保全のため所有者の理解・協力が必要。 ・遺跡に関連する地形を維持するため、所有者の理解・協力が必要。 ・また、地形を改変するような工事計画や災害時の復旧方法について関係機関との調整が必要。

第3節 整備に関する現状と課題

表10 史跡の整備に関する現状と課題

A 地区の整備に関する現状と課題

	現状	課題
本質的価値を構成する要素	・遺構までの保護層が0.3～1mと浅い。 ・遺跡の説明が看板のみである。 ・十分な維持管理がなされておらず、植生環境が不安定である ・車道に面した法面は土が露出している。	・場所により保護層が薄いので盛土等の保護のための整備が必要。 ・写真による簡易説明のみで、遺構の価値を十分に説明、表示できていない。 ・地層観察ができる場所がない。 ・説明版の写真のみで遺跡現地で遺物を見る設備がない。 ・当時の環境を想定させる自然環境を維持する体制が必要。 ・崩落防止対策として、法面保護整備が必要。
関連する要素の本質的価値	・説明板を3か所設置している。	・国指定の標識、境界標への変更が必要 ・看板は経年劣化が著しいものもあり、立替、増設が必要。 ・当地は風が強くあたるため、看板等は基礎をしっかりするなど管理が必要。
のその他	・電柱と電線で景観が損なわれている。	・電線の再配置が可能か検討が必要。

B 地区の整備に関する現状と課題

	現状	課題
関連する本質的価値要素に	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡の説明、遺物収蔵は町埋蔵文化財センターで行っている。 	(B-1) <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の価値を表現するガイダンス施設整備の検討が必要。
のその他	<ul style="list-style-type: none"> ・車道に沿って電柱と電線が設置されている ・遺跡周辺にトイレ、駐車場、休憩所等の便益施設がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡からの東シナ海の眺望に電柱と電線が見え、景観が損なわれている。 ・便益施設の整備が必要。

C 地区の整備に関する現状と課題

	現状	課題
関連する本質的価値要素に	<ul style="list-style-type: none"> ・立地や地形など歴史的景観が残るが、解説板や観測所がない。 	(C-1) <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡の立地や地形、周辺の自然環境を見ることのできる観測ポイントや説明版、周遊ルートなどの検討が必要。
のその他	<ul style="list-style-type: none"> ・国道からの誘導版が坂道の途中であり、島間側はカーブ手前であるため、気づきにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡案内板の設置個所を増やすなどよりわかりやすい誘導方法を検討する。

第4節 運営体制に関する現状と課題

表 11 運営体制に関する現状と課題

運営・体制整備に関する現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の管理団体は南種子町 ・主管課は南種子町教育委員会 社会教育課文化係 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化係は芸術文化、文化財、埋蔵文化財に関する業務を担当し、3つの文化施設を管理している。業務量が多く、横峯遺跡の保存活用業務に十分な対応ができない点が課題である。 ・史跡の適切な保存・活用を図るため、業務量に応じた適切な人員配置が課題である。また、周辺の開発等への円滑な調整を行えるよう、行政内の連絡・連携体制の強化も課題である。
<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の日常管理も南種子町が行う。 ・年1回、草払い・除草剤散布を業者委託 ・状況に応じて職員が草払い等を行う。 ・埋蔵文化財の調査・研究は町埋蔵文化財センターで行っている。 ・横峯遺跡の遺物は町埋蔵文化財センターで保管。現在、常設展示は行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、草払い等の環境整備が遅れ、町民から指摘を受ける状況が生じている。 ・横峯遺跡の活用は地域住民からの要望の声が上がっている。 ・周辺の地権者や地域住民の理解・協力で遺跡の管理・活用体制を構築する必要がある。 ・関係機関との継続的な連絡・連携体制を構築する必要がある。 ・国史跡広田遺跡のように、遺跡案内人の人材確保・育成が課題。

第6章 大綱と基本方針

第1節 大綱

横峯遺跡は日本人類史の最古期である旧石器時代後期前半に、古本州南端で人類が当時の自然環境に適応してきた過程を知ることのできる遺跡である。東シナ海と屋久島が眺望できる見晴らしの良い台地に立地し、今も昔も変わらず豊かな自然環境の中で息づいてきた遺跡であり、史跡の本質的価値を確実かつ恒久的に保存し、未来へ継続していくことが求められる。

遺跡を将来に向けて保存し、活用していくには、南種子町が第六次南種子町長期振興計画で掲げる南種子町の将来像「みんなでつくろう 夢・希望・感動あふれるまち みなみたね」の実現のために実施する各種政策の中で、関連施策と調整を図り、総合的に進めていかなければならない。

これらのことと踏まえ、史跡の保存・活用の大綱を次のように設定する。

【史跡の本質的価値】

1. 後期旧石器時代前半期における吉本州島南端の生業形態を具体的に示す遺跡
2. 旧石器時代における現生人類の照葉樹林環境への適応過程を示す遺跡
3. 旧石器時代研究の先駆をなす遺跡
4. 地質編年が明確な層序で人類の歴史を示す稀有な遺跡
5. 海に囲まれた旧石器時代当時の環境を体感できる遺跡



3万5千年の人類史をひもとく道しるべ・横峯遺跡
～遺跡に学ぶ、あしたをひらく太古の人々の生きる力～

(参考)

第六次 南種子町長期振興計画

政策5 教育文化「次世代を担う人と文化を育むまちづくり」

施策1 『夢や希望を実現し未来を担う南種子町の人づくり

～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～』

第2節 基本方針

史跡の保存・活用の短期・中期・長期的な目標を達成するため、史跡の本質的な価値や現状と課題などを踏まえて、基本方針を次のように設定する。

1 保存の基本方針

- ・横峯遺跡の本質的価値を損なわないように適切な維持管理を行い、恒久的保存を図る。
- ・史跡を総合的に把握・解明するため周辺の計画的な調査を推進し、遺跡保護の充実を図る。

2 活用の基本方針

- ・史跡周辺の遺跡、文化財、諸施設と連携し、文化的地域遺産を活用する中心拠点として郷土教育の推進、観光振興を図る。
- ・地域の憩いの場として、地域の人々の身近な場とする。

3 整備の基本方針

- ・史跡と周辺の自然、生業環境が融和する地域の景観形成を図る。
- ・来訪者が東シナ海を望みながら歴史や文化に思いを馳せ、遺跡の魅力を体感できる史跡を目指す。
- ・中種子町立切遺跡と連携し、後期旧石器時代前半期の豊かな環境に適応した生業の様相を体感し、学ぶことのできる知的空間としての整備を目指す。

4 体制の基本方針

- ・史跡の保存・活用・整備が持続可能である体制の充実に努める。
- ・行政だけでなく地域住民、町民が史跡の価値を共有し、協働による保存・活用の体制づくりの構築を目指す。

第7章 史跡の保存管理

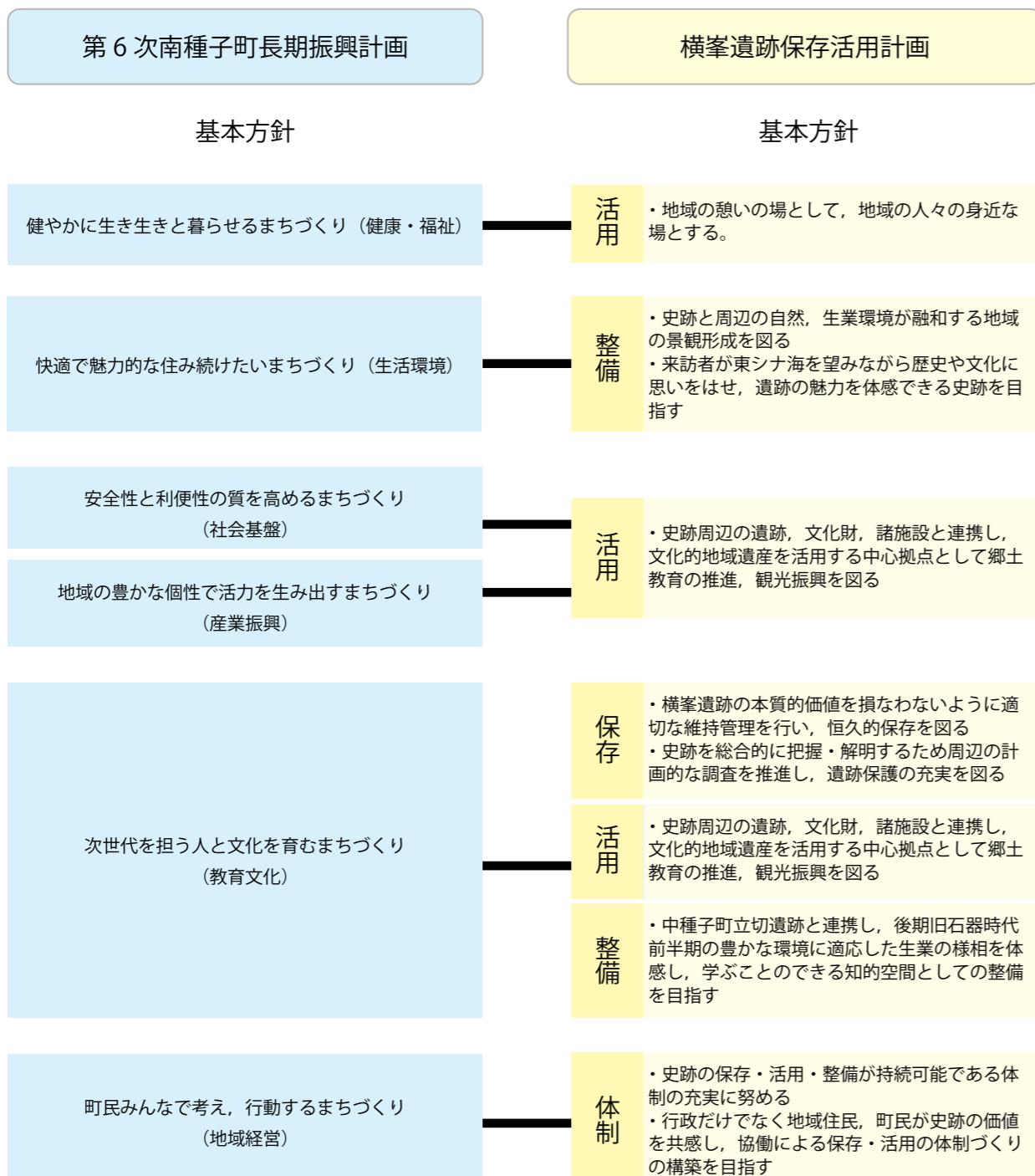


図 21 横峯遺跡保存活用計画基本方針

1 保存の基本方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・横峯遺跡の本質的価値を損なわないように適切な維持管理を行い、恒久的保存を図る。 ・史跡を総合的に把握・解明するため周辺の計画的な調査を推進し、遺跡保護の充実を図る。 	
<p>第4章第2節で対象区域をA～C地区に区分したが、史跡を保存継承していくため、地区ごとに保存管理と現状変更の取扱い方針及び基準を定め、保存管理の方針を示す。なお、今後の確認調査等で遺構が確認され、地権者の同意を得て史跡指定地が拡大した場合には、該当する箇所について地区区分や現状変更の取扱いを見直すものとする。</p>	
<h3>第1節 保存管理の方針及び方向性</h3>	
<p>表 12 史跡の保存管理の方法</p>	
<p>A 地区の保存管理の方法</p>	
<p>【現状及び保存管理の方針】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地で町有地。 ・遺跡の適切な保存管理を維持し、恒久的保存を図る。 ・維持管理しやすい環境を整え、持続可能な管理方法を整える。 	
構成する要素 本質的価値を 構成する要素	遺構 ・史跡内の保護層を把握し、適切に保存管理可能な状態を維持する。 ・保存と活用を両立する地区であるが、保存を優先事項とし、活用、整備は地下構造物への影響が及ばないよう十分に検討する。 ・史跡の内容・範囲確認などの試掘・確認調査は必要に応じて実施する。 ・史跡の保護のため法面保護を行う。
	遺物 ・遺構と一体となった保護を図る。 ・出土遺物は町埋蔵文化財センターで保管。
	自然環境 ・史跡の景観維持ができるよう、持続可能で適切な維持管理に努める。
	のその他 のその他 ・遺跡全体の維持管理しやすいよう現在の園路を再整備し使用する。
<p>工作物等</p>	

B 地区の保存管理の方法

【現状及び保存管理の方針】

- ・史跡指定地の隣接地、近接地。
- ・一部遺跡範囲を含む地区がある。保存活用計画に基づき、追加指定及び公有地化を進めるなど、積極的な保存を図る。
- ・遺跡の本質的価値を周知し、活用に資する設備を提供する区域として利用。
- ・維持管理しやすい環境を整え、持続可能な管理を図る。

構成する要素を本質的価値	遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・B-2 区は一部遺跡範囲を含むため、所有者に理解・協力のもと、現状維持に努める。 ・史跡の内容・範囲確認などの試掘・確認調査は必要に応じて実施する。 ・保存活用計画に応じて追加指定および公有地化を検討する
	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の景観維持ができるよう、所有者の理解・協力のもと、適切な維持管理に努める。

C 地区の保存管理の方法

【現状及び保存管理の方針】

- ・史跡指定地周辺地。
- ・遺跡の立地や地形、景観が保たれている地域。
- ・大半が営農地域もしくは山林のため、所有者に理解を求め現状維持に努める。

関連する要素に本質的価値	遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡を総合的に把握・解明するために、計画的な調査を推進する。 ・試掘調査等で横峯遺跡に関連する遺構等が確認された場合、その取扱いについて所有者と協議し、保護に努める。
	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の景観維持ができるよう、所有者に協力を求め、適切な維持管理に努める。
のその他要素	工作物等	<ul style="list-style-type: none"> ・C 地区は大半が営農地や山林であるため、現状維持を基本とし、営農に伴う大規模な掘削が生じた場合は、調査への協力を求め情報収集に努める。 ・区画整理などの開発計画や生活に必要な道路改修等については、開発部局と連絡・調整を密にし、事前調査を行うなど情報収集に努める。

第2節 現状変更の取扱方針及び基準

1 現状変更の取扱方針

史跡横峯遺跡は概ね町有地であり、遺跡の保存を前提に原則現状変更は行わない。史跡整備等、史跡の保存・活用のため現状を変更する行為が必要な場合は、文化財保護法第125条第1項(巻末資料2)の規定により文化庁長官の許可を受けなければならない。その際、文化庁及び県教育委員会の各関係機関と十分に協議・調整を行うこととする。また、現状変更の手続きを必要としない場合として、「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」と同項に定められている。非常災害等の緊急な応急措置などは、県教育委員会さらに必要に応じて文化庁と協議・調整したうえで許可申請は必要としない。また、史跡指定地内の日常的な管理に伴う伐採など、維持管理行為についても、史跡の保存に影響のない限り許可申請は要しない。

なお、文化財保護法施行令第5条第4項の規定により、園路の補修や説明板設置など、史跡横峯遺跡の本質的価値を損なうことなく史跡に与える影響が軽微なものについては、県教育委員会と町教育委員会との協議のうえ、県教育委員会の許可を受けて行うことができる。

現状変更に係る行為については、いずれの場合においても関係機関との協議・調整を十分に行う必要がある。現状変更の許可区分については表13にまとめる。また、現状変更の許可申請手続きの流れについては、図22に示す。

【現状変更の取扱方針】

- ・史跡指定地は町有地
- ・文化財保護法に基づき許可申請区分に即した手続きを行う

表 13 現状変更に伴う許可申請区分

許可申請区分と関連法 による許可が必要	現状変更の許可申請が必要な行為	想定される行為事例	
文化財保護法 第 125 条	・下記以外の行為	・掘削や盛土を伴う整備 ・建築物の新設・解体・除去 ・道路の新設・拡幅・補修	
鹿児島県教育委員会 による許可が必要	・2 年以内の期間を限って設置される小規模建築物（註 1）の新築、増改築 ・工作物（建築物を除く）の設置、改修もしくは除去（設置から 50 年度経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの） ・既設道路の舗装若しくは修繕（掘削など土地の形状変更を伴わないもの） ・史跡管理に必要な施設（註 2）の設置、改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道その他これらに類する工作物の設置又は改修	・工事用の仮設物の設置 ・園路の補修・拡幅 ・案内板、解説板、標識等の設置、改修、除去 ・電柱や上下水道管の設置、修復、除去	
鹿児島県教育委員会と南種子町教育 委員会との協議が必要	文化財保護法 第 125 条但し書き 文化財保護法 第 125 条但し書き 文化財保護法 第 125 条但し書き	維持の措置（註 3） ・史跡のき損、衰亡時の現状復旧 ・史跡のき損、衰亡時の拡大防止措置 ・史跡のき損、衰亡時の復旧が明らかに不可能である場合の当該部分の除去 ・非常災害による必要な応急処置 ・保存に影響を及ぼす行為で、影響が軽微である場合	・自然災害等により史跡が損壊した場合、もしくはその恐れがある場合の復旧や応急処置 ・自然災害等による土砂崩れ、倒木や危険木等の伐採・除去、倒壊した工作物の除去等 ・日常的な管理に伴う伐採

（註 1）階数が 2 階以下で、かつ、地階を有しない木造または鉄骨造の建築物で、建築面積が 120m²以下のものを指す。

（註 2）文化財保護法第 115 条に規定されるもの（案内板、解説板、標識等）

（註 3）特別天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号 改正：平成 27 年 12 月 21 日文部科学省第 36 号）に規定されるもの

現状変更等の計画

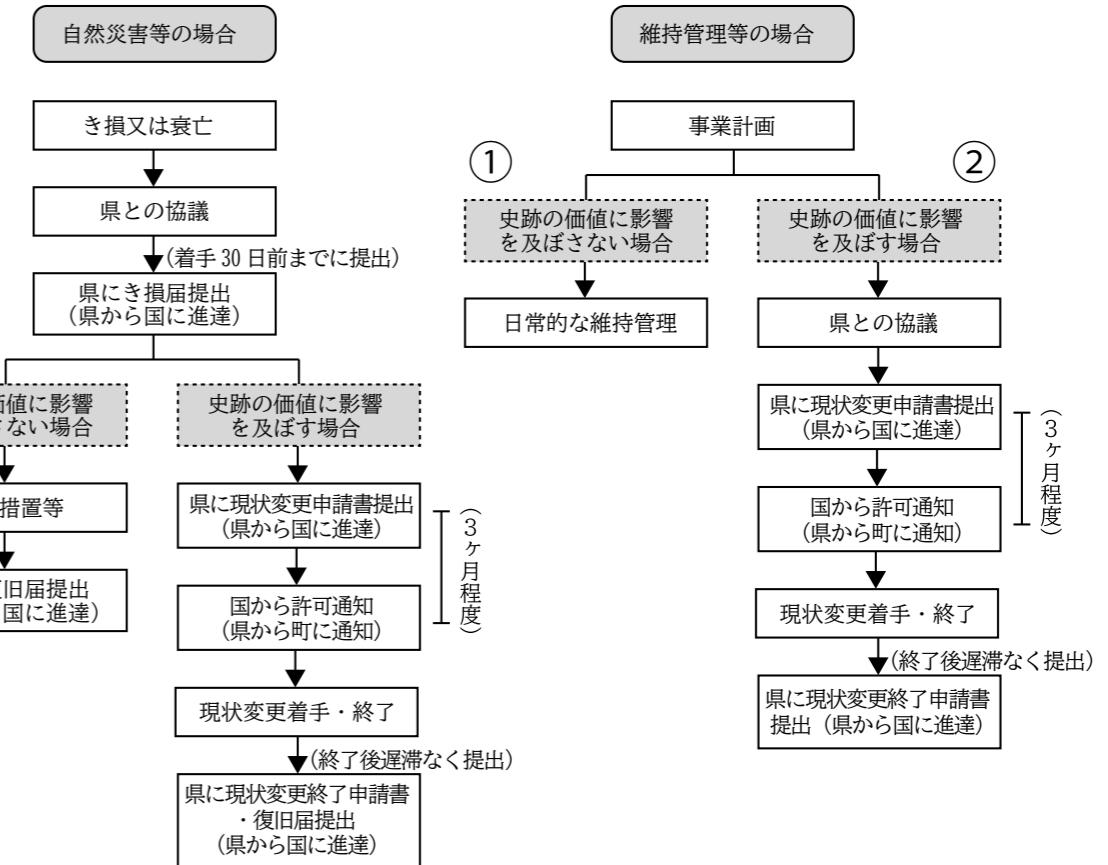


図 22 史跡指定地における現状変更の許可申請手続きの流れ

2 現状変更の取扱い基準

史跡横峯遺跡の本質的価値の保存を前提とし、A～C 地区の現状変更の取扱い基準を表 14 に示す。A 地区については、公有化した史跡指定地であるため、史跡の保存管理や整備活用に資するものまたは地下遺構に影響のない範囲での樹木等の伐採以外は原則認めない。

史跡の保存活用・整備に伴う現状変更手続きは次のとおりである。樹木の伐採など日常的な維持管理で史跡の価値に影響を及ぼさない場合は、現状変更の手続きは不要（手続き①）、園路の補修による掘削等史跡の価値に影響を及ぼす場合は、県との協議を経て文化庁の許可を受けて行わなければならない（手続き②）。B・C 地区については、現状変更に係る規制はないが、公有地化している地区は原則、現状変更は認めない。一部遺跡範囲を含む、追加指定を目指す地区については、史跡の保護を前提に担当部局や所有者と協議し、取扱いへの理解と協力を求める。その他の地区についても、遺跡や自然環境に配慮した取扱いが必要であり、関係部局や土地所有者の十分な理解と協力が不可欠であり、史跡の価値についての周知や共通認識を形成することが重要である。

表 14 現状変更の取扱い基準

A 地区の現状変更の取扱い基準

現状変更の内容		取り扱い基準	手続きの種類
建造物	新築・改築・除去	史跡の保存管理・整備活用に資するもの以外は原則認めない。	①または②
道路	新設、改修等	史跡の保存管理・整備活用に資するもの以外は原則認めない。 協議・試掘・立ち合いの上、地下遺構に影響のない範囲で認める。	①または②
工作物 (電柱、道路標識、ガードレール等)	新築・改築・除去	史跡の保存管理・整備活用に資するもの、あるいは生活の安全上必要なもの以外は原則認めない。	①または②
樹木等	伐採	危険木や支障枝については、地下遺構に影響のない範囲で認める。	②
	伐根	地下遺構に影響がある場合は認めない。	①
	植栽	地下遺構に影響のない範囲かつ史跡の保存活用や景観向上に資するもの以外は原則認めない。	①
発掘調査		発掘調査は、文化庁文化財第二課・鹿児島県文化財課の指導を受け、鹿児島県・南種子町教育委員会と協議を行い、目的等が適切な場合のみ認める。	①

B 地区の現状変更の取扱い基準

現状変更の内容	取り扱い基準 B-1 区（公有地）	取り扱い基準 B-2 区（民有地） 追加指定を目指す範囲	取り扱い基準 B-3,4 区（民有地）
農業用施設 (物置小屋・ビニールハウス等)	新築・改築・除去	原則、認めない	史跡の保護を前提に担当部局や所有者と協議し、取り扱いへの理解と協力を求めめる。
農業用水管等	新築・改築・除去	原則、認めない	史跡の保護を前提に担当部局や所有者と協議し、取り扱いへの理解と協力を求めめる。
営農 土地の造成等	切土・盛土・掘削	原則、認めない	試掘確認を行い、調査結果をもとに保存に向けた協議を行う。
	天地返し	原則、認めない	試掘確認を行い、調査結果をもとに保存に向けた協議を行う。
防風ネット等の杭・柱		原則、認めない	史跡の保護を前提に担当部局や所有者と協議し、取り扱いへの理解と協力を求めめる。
その他営農にかかわるもの		原則、認めない	史跡の保護を前提に担当部局や所有者と協議し、取り扱いへの理解と協力を求めめる。
建造物	新築・改築・除去	史跡の保存管理・整備活用に資するもの以外は原則認めない。	試掘確認を行い、調査結果をもとに保存に向けた協議を行う。
道路	新設、改修等	史跡の保存管理・整備活用に資するもの以外は原則認めない。	試掘確認を行い、調査結果をもとに保存に向けた協議を行う。

担当部局や所有者と協議し、遺跡や自然環境に配慮した取り扱いへの理解と協力を求める。営農についても、協議・試掘・立会いの上、遺跡や自然環境に配慮した取り扱いへの理解と協力を求める。

現状変更の内容	取り扱い基準 B-1 区 (公有地)	取り扱い基準 B-2 区 (民有地) 追加指定を目指す範囲	取り扱い基準 B-3,4 区 (民有地)
工作物 (電柱, 道路 標識, ガー ドレール等)	新築・ 改築・ 除去	史跡の保存管理・整 備活用に資するもの, あるいは生活の安全 上必要なもの以外は 原則認めない。	史跡の保護を前提に担当 部局や所有者と協議し, 取り扱いへの理解と協力を 求める。
樹木等	伐採	史跡の保存活用や景 観向上に資するもの 以外は原則認めない。	史跡の保護を前提に担当 部局や所有者と協議し, 危険木や支障枝は地下遺 構に影響のない取り扱いへ の理解と協力を求める。
	伐根		史跡の保護を前提に担当 部局や所有者と協議し, 地下遺構に影響のない取 り扱いへの理解と協力を 求める。
	植栽		史跡の保護を前提に担当 部局や所有者と協議し, 史跡の保存活用や景観向 上に資するもので地下遺 構に影響がない取り扱い への理解と協力を求める。
発掘調査		発掘調査は、文化庁 文化財第二課・鹿児 島県文化財課の指導 を受け、鹿児島県・ 南種子町教育委員会と 協議を行い、目的 等が適切な場合のみ 認める。	周知の包蔵地につい ては、文化財保護法に基づ き鹿児島県文化財課と南 種子町教育委員会と事前 協議を行い、その取り扱い について検討する。 確認調査等で包蔵地の範 囲が変更になった場合 は、鹿児島県文化財課と 南種子町教育委員会で協 議を行い、変更手続きを 行う。

C 地区の現状変更の取り扱い基準

現状変更の内容	取り扱い基準
工作物等・営農・樹木等	担当部局や所有者と協議し、遺跡や自然環境に配慮した取り扱いへの理解と協力を求める。 営農についても、必要に応じて協議・試掘・立会いの上、遺跡や自然環境に配慮した取り扱いへの理解と協力を求める。
発掘調査	調査研究・保存管理・活用上必要に応じ、所有者の承諾を得て保存を前提に計画的に行う。

第3節 調査研究の方針

史跡横峯遺跡の本質的価値は、「照葉樹林環境に適応した生業形態」の「居住のあり方」を示す遺跡であることである。一方、立切遺跡は「照葉樹林環境に適応した生業形態」の「生業のあり方」を示す遺跡であるとして、礫群や焼土跡のほか、谷地形を囲むように落とし穴遺構が広範囲にわたり検出されている。横峯遺跡も旧地形は八つ手状に谷が入り組んだ地形であることから、現段階では海岸段丘の台地基部にあたる部分を遺跡範囲としているが、横峯遺跡でも「生業のあり方」を示す遺構を確認するための調査が求められる。

また、横峯遺跡の周辺は海岸段丘が発達し見晴らしの良い広大な台地が形成されていることから、横峯遺跡周辺には横峯A遺跡から横峯G遺跡、有鹿野遺跡、下鹿野遺跡といった周知の埋蔵文化財包蔵地が点在している。

こうしたことから、今後の史跡の保存・活用およびその整備計画を進めるにあたり、横峯遺跡の範囲確認および周辺遺跡の分布状況の把握、遺跡詳細を明らかにするため、長期的な視野で継続した調査を行う必要がある。その際には、様々な専門分野の有識者から指導・助言をもとに調査研究を進めるとともに、必要に応じて調査委員会の立ち上げも検討する。

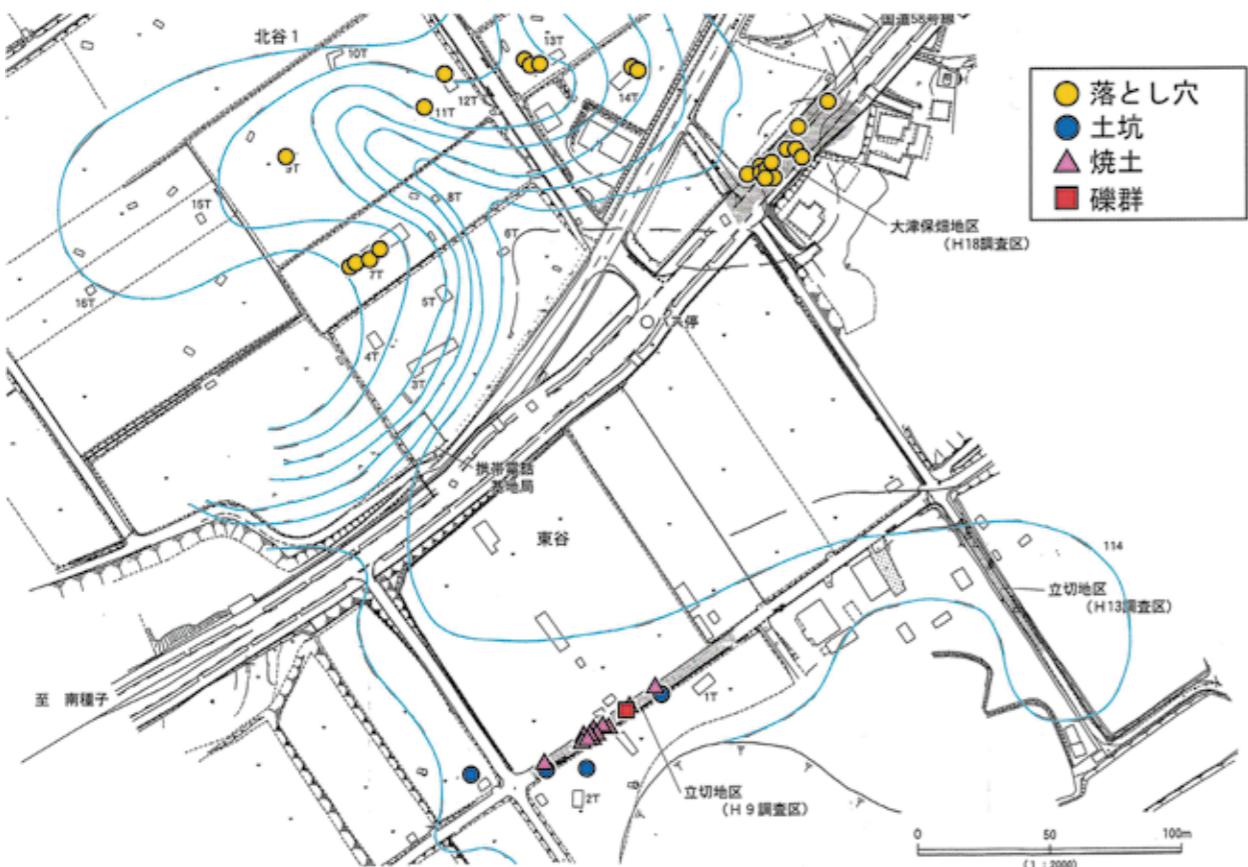


図 23 立切遺跡遺構配置図



図 24 横峯遺跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地位置図

第4節 追加指定及び公有地化の方針

1 追加指定の方針

現在の史跡指定地は盛土保存された公有地一か所である。遺跡範囲は隣接するB-2区にも一部かかっており、また、遺跡範囲の確認及び関連遺構確認のため、史跡周辺の追加調査も実施する必要がある。

史跡指定は、遺跡の本質的価値を恒久的に保存し、未来に残していく保護措置であることから、本来は遺跡全体を指定することが望ましい。遺跡範囲と想定されている区域については、土地の所有者や管理者に説明し、条件が整い次第追加指定を進めるものとする。また、地形や立地から史跡に関連することが想定される場所についても計画的に試掘・確認調査を行い、必要に応じて土地の所有者や管理者に説明し、追加指定を目指すこととする。

2 公有地化の方針

現在の史跡指定地は公有地一か所であるが、隣接地に一部遺跡範囲がかかる。今後史跡の保存管理や活用を適切に行うための手段として、民有地の公有地化も検討する必要がある。公有地化に関しては、首長部局や総合農政課、農業委員会などの関係部局と協議の上、土地の所有者や管理者に説明し、長期的な見通しで慎重に検討することとする。

第5節 出土遺物の取扱方針

横峯遺跡の出土品は、上中地区にある町埋蔵文化財センターで保管している。平成4年度から平成15年度までの発掘調査に伴う出土品がパンケース53箱ある。

出土遺物は旧石器時代の石器、礫群の礫のほか、縄文時代草創期、早期の土器、石器で、報告書掲載遺物、非掲載遺物に整理している。温湿度管理できる収蔵庫で保管し、展示や郷土学習、調査研究に対応できるよう、素材や状態に応じて適切に管理していく必要がある。また、防災・防犯の観点から、年次的に定期点検を実施しており、今後も継続して実施していく。

遺跡同様、最古期の旧石器時代における環境適応過程を示す貴重な資料であり、町埋蔵文化財センターでの定期的な展示公開のほか、遺跡でも一部公開するなど活用の機会を図ることとする。

第8章 史跡の活用

2	活用の基本方針
	・史跡周辺の遺跡、文化財、諸施設と連携し、文化的地域遺産を活用する中心拠点として郷土教育の推進、観光振興を図る。
	・地域の憩いの場として、地域の人々の身近な場とする。

第1節 活用の方針

横峯遺跡の本質的価値を保ちながら適切に保存していくためには、遺跡の持つ歴史的な価値を理解してもらうことが必要である。そのためには、横峯遺跡を中心に周辺の遺跡や文化財のほか、関連施設と連携して情報発信することで文化的地域遺産の西海岸の中心拠点として郷土教育の場として活用するとともに、観光資源としても積極的に活用していくことが望ましい。

また、遺跡周辺の豊かな自然環境や東シナ海と屋久島を望む眺望を活かし、地域の人々が憩い、交流できる空間として活用する。

第2節 活用の方法

1 指定地の活用

史跡指定地は面積 8089.00m²で背後を森に囲まれた八つ手状に入り組んだ台地の基部に当たる。そのため、周辺地形は深い谷が伸びるなど 10 数メートルほどの高低差がある箇所もあるが、指定地は大きな高低差はない。また、指定地（A 地区）と北側隣接地（B-1 地区）は町有地である。

史跡の本質的価値に関係する活用は、指定地を中心に行っていく。現在、遺跡の説明板と遺構説明板 2 基を現地に設置しているが、地域住民との意見交換会では、調査をした場所がどこで、そこからどのような遺構、遺物が発見されたのか分かりにくい、時期によっては草が繁茂して説明看板設置個所までいけない、といった意見が上がっている。横峯遺跡の遺構は礫群や焼土跡などで、遺構復元しただけではその価値を伝えづらい。最小限の構造物で対応可能な QR コードでの遺構説明など、景観にも配慮しながら史跡の価値を表現できる活用方法を検討する。

2 郷土教育における活用

現在でも、学校の横峯遺跡に関する地域学習として遺跡見学や出前授業、礫群での石蒸し料理体験や石斧づくり体験などを行っている。これまでの活用実績をふまえ、町教材開発委員会や町社会科部会と連携し、より充実した地域学習カリキュラムや教材開発を行い、未来を担う子供たちの島への愛着心やアイデンティティーの形成を促進する。

また、町老人クラブや地域の子ども会なども遺跡見学や遺跡に関連した体験学習を行っており、島の成り立ちや植生、地質の学習や豊かな自然環境を活かした活用方法も検討する。植生マップの作成や樹名板の設置などのほか、自然観察スポットや散策ルートの設定など、様々な活用プランを検討し整備計画へと反映する。

また、史跡周辺には周知の埋蔵文化財や文化財が多く存在する。それらの文化的資産を、地域の歴史を物語る歴史資料として一体的に位置づけた整備・活用を図る。

3 調査と成果等の情報発信

横峯遺跡と関連する遺跡の有無を確認するための調査成果は町広報誌、町ホームページ、町や広田遺跡ミュージアムの SNS などで随時発信し、遺跡を身近に感じてもらい、町民に史跡への理解と興味の促進を図る。

また、旧石器時代研究だけでなく、古環境、地質、人類学など様々な分野の研究に資する場として活用を図るとともに、その情報を広く発信する。

情報発信の方法については、土層断面の復元や出土遺物もしくはそのレプリカの展示といった遺跡がイメージできる視覚的な表現方法に加え、イラストや写真を多用した説明パネルやパンフレットの作成など、史跡の価値を子供が理解できるような工夫を図る。

4 地域振興における活用

横峯遺跡を活用することで、種子島の歴史や島の成り立ちや植生、地質など様々な地域学習が期待できる。また、国道に近接し周辺に多様な遺跡や文化財が点在することから、周辺さらには町内の文化財や観光名所等と連携した活用体制を構築し、案内板の設置や文化財マップのパンフレットを置くなど、地域の魅力を発信する拠点として活用する。

また、横峯遺跡の出土遺物を収蔵する町埋蔵文化財センターや広田遺跡ミュージアムといった文化施設、島間地域にある研修施設の町青少年自然の家などの関連施設と連携し、連動した企画イベントの実施や研修プランに遺跡学習や体験講座を組み込むなど、幅広い活用体制を構築する。

横峯遺跡は近くを国道が走りアクセスしやすい環境にあるが、周辺に人家は少なく周囲を森と畑に囲まれた、交通量の少ない静かな場所である。遺跡周辺は豊かな植生に囲まれ、西側には東シナ海と屋久島を望む。地域住民からはそうした景色を一望できる空間としての活用の要望もあがっており、島の豊かな歴史と自然を感じることのできる町民の憩いの空間として活用できる整備を図る。

豊かな自然を利用し、これまで自然観察会や写真撮影会、押し花体験講座など様々な活用を行ってきた。今後も文化交流イベント等が実施できる場として整備し、地域内外の人が交流する拠点としての活用を図る。

5 観光資源としての活用

種子島宇宙センター、千座の岩屋、広田遺跡ミュージアムなど、南種子町の観光資源は東海岸沿いに集中しており、西海岸の観光活用が進んでいないことが課題とされてきた。海岸は東シナ海に面し、集落ごとに漁港や浜エビスが鎮座する。トビウオ漁やブリヒキといった種子島の伝統的な漁も西海岸の各地で行われていた。種子島で平成7年までは丸木舟での漁業も行われていた。西海岸地域には、人の生業の痕跡が連綿と息づいている地域といえる。横峯遺跡を、こうした情報をパネルやパンフレット等で情報発信するなどの西海岸地区の活用拠点として周遊ルートをつくり、新たな観光、地域振興へとつなげ、島の活性化を目指す。

国史跡広田遺跡では、ボランティアガイド「広田遺跡ミュージアム語り部の会」を史跡整備完了とともに立ち上げ、史跡及びミュージアムの案内ガイドとして活動し、遺跡さらには種子島の魅力発信の一助となっている。

横峯遺跡においても同様にボランティアガイドの育成を図っていくが、町企画課観光係や町観光協会などと連携しながら、遺跡のみならず町内の史跡、文化財、観光資源など南種子町の魅力を伝えることのできるガイドの育成とその体制づくりに努める。



写真4 丸木舟

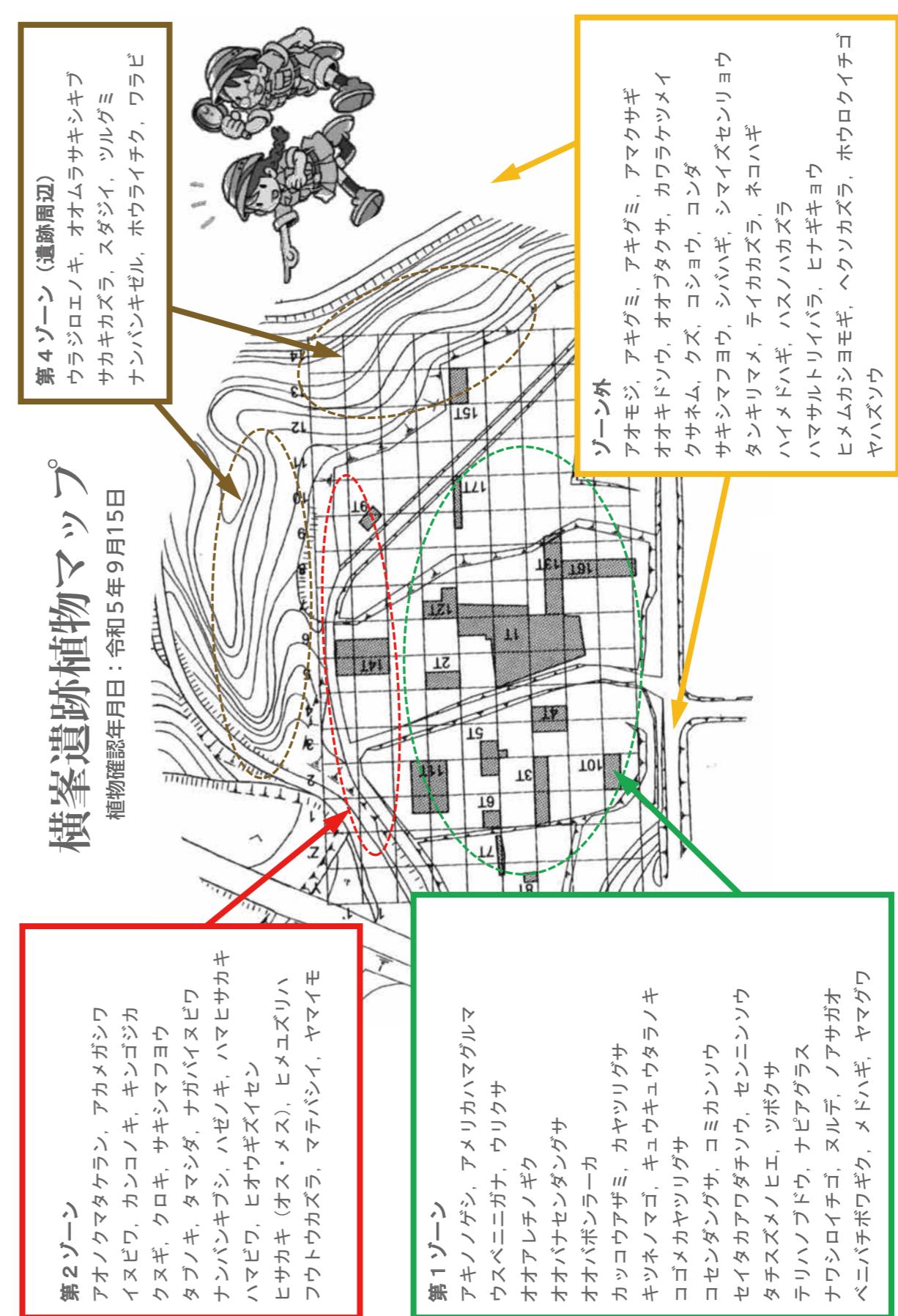


図 25 横峯遺跡植物マップ

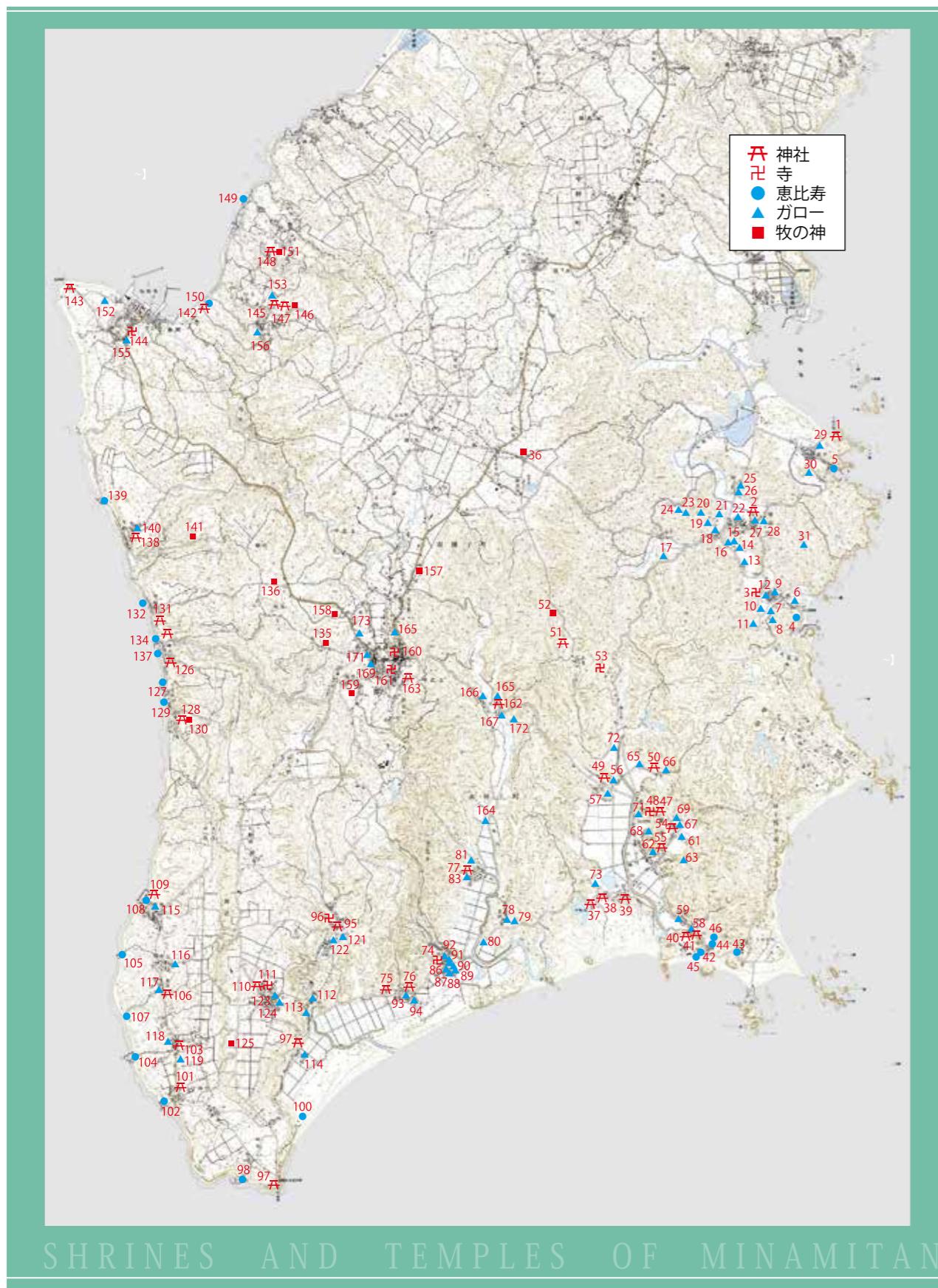


図 26 南種子町の神社・仏閣位置図

南種子町文化財案内図

国指定文化財	県指定文化財	町指定文化財
1 広田遺跡	① 鰐口	1 下中八幡神社お田植え祭り
2 広田遺跡出土品	② 南種子町平山の蚕舞	2 貫門
3 種子島宝満神社の御田植祭	③ 南種子町平山の座敷舞	3 西之本国寺盆踊
4 立切遺跡・横峯遺跡	④ 南種子町河内の貝化石層	5 広田石塔祭
	⑤ 南種子町のインギー鶴	6 門倉・前之浜自然公園
	⑥ 南種子町宝満池鴨突き網獵	7 岩穴
	⑦ 銭龟遺跡出土品	8 砂坂孫左衛門の碑及び業績
	⑧ 宝満神社本殿	9 上妻城址
		10 枕状溶岩
		11 大塚山のヤツコ草及び石塔
		12 田代化石
		13 才ニバヌ
		14 遠矢碑
		15 松寿院の安政川直しの碑と水天
		16 火合峯
		17 喜道(日悦上人)の墓及び関連品
		18 海浜性ハンミョウの生息地
		19 島間の四方祭



図 27 町文化財一覧図

第9章 史跡の整備

3 整備の基本方針
<ul style="list-style-type: none">・史跡と周辺の自然、生業環境が融和する地域の景観形成を図る。・来訪者が東シナ海を望みながら歴史や文化に思いを馳せ、遺跡の魅力を体感できる。史跡を目指す。・中種子町立切遺跡と連携し、後期旧石器時代前半期の豊かな環境に適応した生業の様相を体感し、学ぶことのできる知的空間としての整備を目指す。

史跡横峯遺跡の現状と課題について、保存、活用、整備、運営体制の現状を整理し、史跡の整備に関する課題についてまとめる。

第1節 整備の方針

史跡は台地上に立地し、年間を通じて強風が抜ける場所にある。史跡を確実に保存するため、立地条件等を十分ふまえた適切な整備が基本となる。それに加えて、史跡の公開・活用が充実したものとなる工夫された整備が必要である。

計画対象範囲は、町有地および集落の共有地となるため、集落と連携し、協力・理解のうえで集落に配慮した整備を図ることが重要である。

史跡整備は、基本方針に従って、「保存整備」「活用整備」「整備のための発掘調査」の観点から整備の方法をまとめる。さらに、史跡整備については、外部有識者と地元委員会を構成する整備委員会を設置し、整備基本計画を策定の上、実施設計・工事に至る。また、整備のための確認調査が必要と判断される場合は国・県と協議し、整備委員会の中で調査地点・方法等を検討し、必要最小限の確認調査を実施する。史跡の整備については、5年間の短期計画として実施計画に盛り込み、中・長期計画において適宜見直し・更新等を行う。

第2節 保存整備

史跡指定地内であるA地区は、現状で表土から遺跡包含層までの保護層が薄いところで旧石器時代の層まで約1m、縄文時代早期の層まで約0.3mとなっており、保護層が十分確保できていない部分がある。遺跡と隣接する道路は2m程度の高低差があり、法面の土が露出しているため、流出の危険がある。さらに、地表面の起伏が大きいため除草車が使用できず人力で草払いを行っており、十分な環境整備の維持が難しい状況である。以上のことから、整備の際には、遺跡保護の観点から、これまでの調査成果を踏まえて保護層が確保できるような盛土と地表面を均す整除草車などが使用できる環境維持のしやすい整備を行う必要がある。さらに道路との境界の法面には崩土や土の流出を防ぐための法面保護を講じる必要がある。

また、指定地の中央部と東側には園路が巡っているが、来訪者が遺跡を快適に周遊できるよう環境整備する必要がある。

現在史跡にある標柱及び境界柱は県指定の際に設置したものであるため、速やかに国指定の標柱等に変更する必要がある。

第3節 活用整備

1 史跡の価値や周辺の自然環境を学ぶ場づくり

現在、史跡の本質的価値を示すものとして史跡説明板や遺構説明板が設置されている。出土遺物は埋蔵文化財センターに収蔵され、常設展示していないため、常に遺物を観察することができない状況である。史跡を活用するため、A地区では説明板・遺構サイン等の追加設置や遺構復元を検討し、B地区では地層観察スポットなどの整備を検討し、案内パンフレット作成を行う。現地は風当たりが強く、強い季節風が抜けるため、耐風仕様を標準とし、経年劣化しにくい素材で整備し、持続可能な整備を行う。

史跡の周辺には遺跡当時に近い立地や地形、自然環境など歴史的景観見られることから、樹名板の取り付けや、説明板の設置や観測スポットの整備、周遊ルートの設定などを行い、歴史や自然環境を学ぶ場としての整備を検討する。

また、横峯遺跡の出土遺物を保管する埋蔵文化財センターや青少年研修施設島間青少年自然の家などと連携した展示や体験学習ができる設備を整備し、郷土教育の場としての充実を図る。

2 ガイダンス施設の整備

現在は遺跡の説明や遺物展示などのガイダンス機能を町埋蔵文化財センターで行っている。しかし、横峯遺跡から約5km離れており、センターで遺跡の位置と移動時間などの情報提供をしてはいるが、連携した活用にはつながりにくい状況である。そのため、遺跡に関する情報を提供するガイダンス施設の設置を検討する。

また、遺跡の活用に伴い休憩所など景観に配慮した便益施設の設置を検討する。

3 文化的観光資源としての整備

横峯遺跡は西海岸観光ルートの拠点としての活用を考えている。ルート上には様々な文化財や文化施設、観光地等が点在しており、情報発信拠点として横峯遺跡において休憩所、トイレ、駐車場等の施設整備を行う。

遺跡は国道に近接しているが、国道沿いに設置している誘導看板は役場方面からは坂道の途中、島間方面からはカーブ手前となり、気づきにくい場所にある。そのため、史跡に至るアクセスの向上を検討し、より分かりやすい交通サイン・誘導サイン等の誘導方法を検討する。

また、遺跡の立地する台地は東シナ海と屋久島を一望できる絶好の眺望ポイントであるが、現在は眺望に電柱や電線が入り、景観が損なわれている面もあることから、電柱や電線の移設・再配置等が可能か関係機関と協議し、より良い眺望維持を図る。

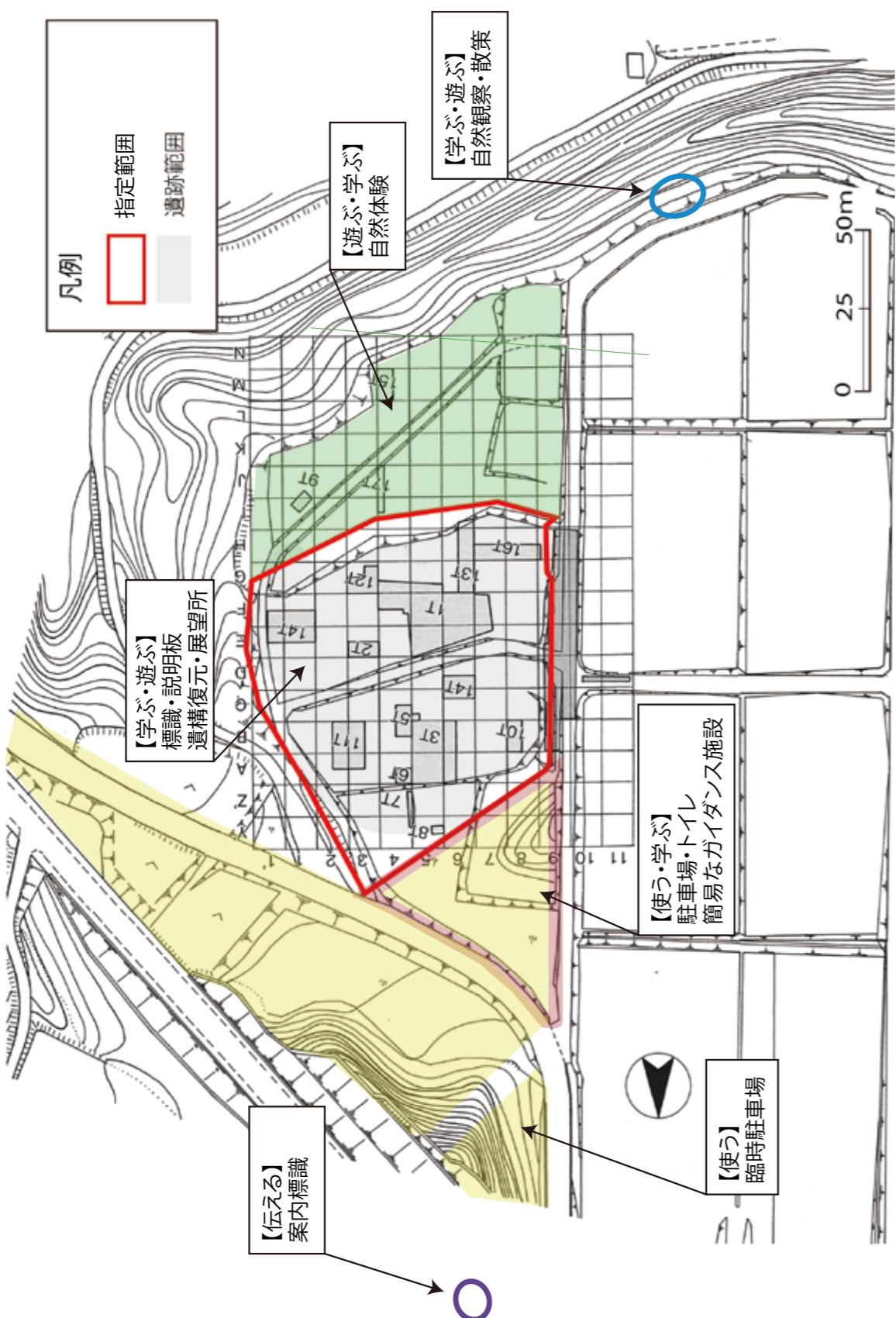


図 28 史跡整備ゾーニング案

第4節 整備のための発掘調査

史跡整備計画に伴い、遺跡隣接地を含め遺跡の深度や遺構・遺物の分布状況等について、確認する必要が生じた場合は、整備委員会及び学識経験者、国・県と十分な協議を経たうえで発掘調査を実施する。発掘調査の実施に際しては、必要最小限の面積にとどめることを原則として、適切な遺跡の保存を図る。また、遺跡の広がりが確認された際には将来的な追加指定を検討し、遺跡の保存を図る。

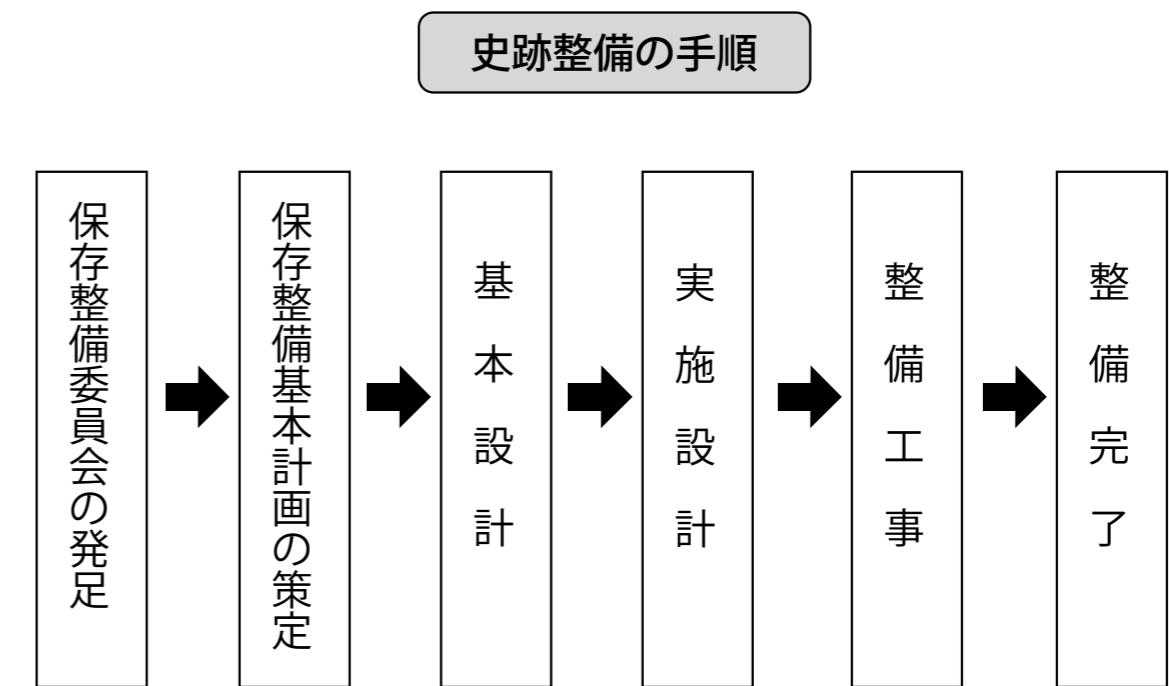


図 29 史跡整備の手順

第10章 運営体制の整備

4 体制の基本方針

- ・史跡の保存・活用・整備が持続可能性である体制の充実に努める。
- ・行政だけでなく地域住民、町民が史跡の価値を共有し、協働による保存・活用の体制づくりの構築を目指す。

史跡横峯遺跡の現状と課題について、保存、活用、整備、運営体制の現状を整理し、史跡の保存活用に関する運営体制の課題についてまとめる。

第1節 運営体制の整備の方向性

文化財保護法第113条に基づく本史跡の管理団体は本町であり、その確実な保存管理と適切な活用・整備を進めていくためには担当部局である教育委員会社会教育課が中心となり、土地管理者や地域住民、地域活動団体、その他関連機関（庁内関係部局・学校・研究機関等）との調整及び連携を取り合いながら、運営・体制の整備の強化を図る必要がある。

そのためには、まず、安定的かつ継続的に業務を遂行できるよう適切な職員体制の拡充を図り、町教育委員会と庁内関係部局との連携をこれまで以上に意識的に進めていく必要がある。また、国や県の支援、大学等の研究機関からの指導や助言などを受けながら、史跡の本質的価値に係る調査を継続し、その成果を町民へ様々な方法で周知・還元できる体制づくりを進める。

史跡の保存管理・活用・整備に当たっては、行政や研究機関の連携だけではなく町民の理解と協力

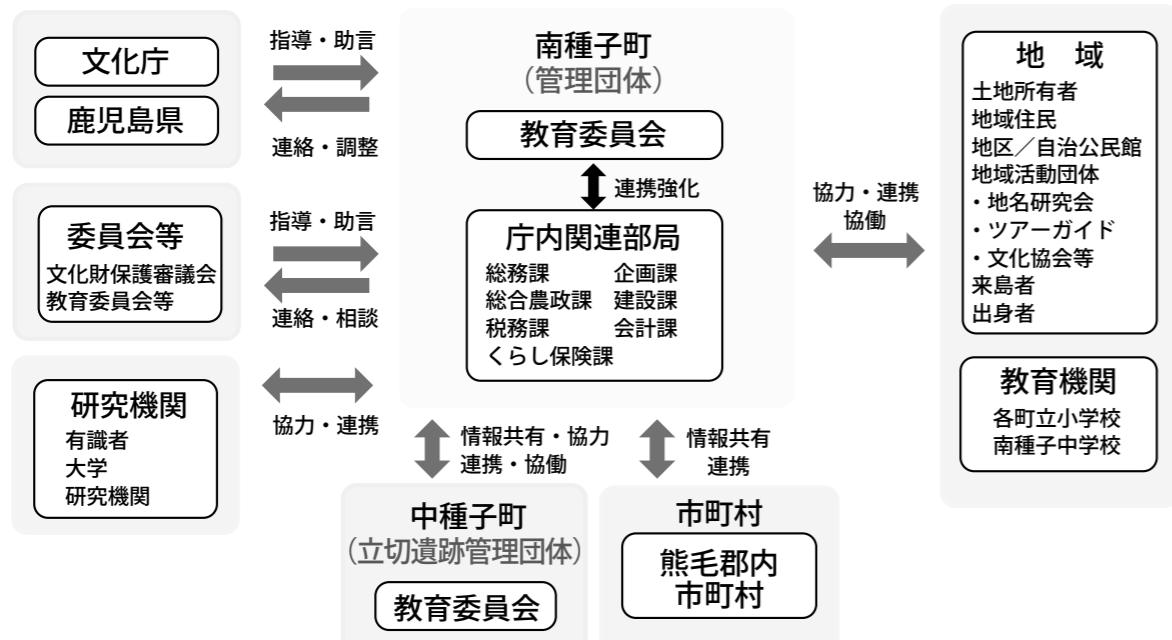


図30 運営体制

も重要なことから、地域住民や土地管理者への理解促進、地域活動団体等とのネットワーク強化などを進めながら、最終的には町民と行政が協働で保存管理・活用を行う運営体制の構築を目指していく。

第2節 運営体制整備の方法

史跡の保存管理・活用・整備の基本的な史跡の管理運営は教育委員会社会教育課が中心となり、觀光部局や農政部局、土木部局、教育機関、地域住民との連携をとりながら進める必要がある。

1 町教育委員会・教育機関、庁内関係部局との連携

南種子町教育委員会は管理課、社会教育課の2課で構成され、そのうち社会教育課は社会教育係、社会体育係、文化係の3係体制である。文化財の管理・運営は文化係が担当している。教育委員会内で情報共有を図り連携を強化することで、史跡の管理運営の中核組織として、円滑な運営ができる体制づくりを構築する。

また、将来にわたって史跡を保護する土台作り・人づくりのために、学校や公民館などの各教育機関とも情報共有を図り、連携体制づくりを強化する。

さらに、南種子町が目指す将来像『みんなでつくろう 夢・希望・感動あふれるまち みなみたね』の実現に向け、関連する施策と調整を図りながら史跡の適正な保存・活用を推進していく必要がある。また、第1章第3節で示した関連計画やその関連機関との調整も不可欠である。

2 職員体制の整備

文化係は芸術文化、文化財、埋蔵文化財に関する業務を担当し、史跡広田遺跡公園・重要文化財広田遺跡出土品のガイダンス・展示施設である広田遺跡ミュージアムのほか、南種子町郷土館、たねがしま赤米館の4つの文化施設を管理している。このことから業務量が多く、史跡の保存活用業務に十分な対応ができないことが課題である。史跡の維持管理においても草払い等の環境整備が遅れている現状から、適切な環境整備、活用事業の実施ができるよう運営体制の強化が必要である。本計画に基づいて、計画的な事業計画を設定し、事業を安定的に推進できるように計画的な専門職員の配置や職員体制を確立する。

3 地域住民・町民との連携のための体制整備

史跡の活用・整備を予定しているB地区・C地区には集落の共有地や農地等があり、基本的な土地管理を集落や所有者・耕作者等が行っている。史跡の保存・活用・整備を進めるためには、地域住民や町民の理解と連携が欠かせない。今後の整備や調査、追加指定、公有地化などについても理解・協力が必要なことから史跡の本質的価値の共通理解を図り、地域住民との良好な関係作りに努める。

また、地域住民が史跡に誇りをもち、自主的に活動できる体制を整えるためには、その価値を伝えるだけでは不十分である。地域との連携体制を整え、文化財調査等を地域住民さらには町民と協働で行うなど地域活性化を協働で進めていく体制を確立する。

4 情報発信と普及啓発の体制整備

史跡の活用については、行政間や教育・研究機関等との連携だけでは定型的な活動に陥る可能性があり、幅広い視野と柔軟な発想が必要とされることから、島内外の地域活動団体等との意見交換や共同による活動などが行えるよう連携・協力体制を整える。また、横峯遺跡や文化財にかかる情報の発信や提供、普及啓発等を継続的に実行できる体制を確立し、文化財への理解を深め、興味の促進を図る。

本町ではネパール国ミクラジャン自治体との姉妹都市提携に向けた取り組みを進めるなど国際交流の推進と地域発展を目指した取り組みを進めている。また、コロナウイルス流行の収束により、観光客数も回復しつつある。こうした状況から、観光部局と連携して外国語表記の案内表示やパンフレット等の多言語に対応できる体制と島外に広く情報発信できる体制の整備を図り、文化財を活用した魅力的な観光プログラムや周遊ルートについても検討する。国史跡広田遺跡の語り部の会同様、横峯遺跡を含めた文化財の案内人（ガイド）の人材確保・育成を行い、史跡の価値さらには地域の文化財・観光の魅力を伝える人々の分母を増やす体制整備を行う。

第3節 中種子町との連携のための体制整備

史跡立切遺跡・横峯遺跡は国指定史跡指定文にあるように、2町2遺跡が一体の史跡であるため、立切遺跡の管理団体である中種子町との連携が必須である。史跡の保存・整備については各管理団体である各町で運営していくが、史跡の活用については、定期的・継続的に共同で事業を計画・実行できる体制を確立する。史跡の価値や魅力を発信・体感できる周遊ルートや体験プログラムを作成するなど、中種子町立切遺跡と連携した体制を構築する。

第11章 実施計画

第1節 実施計画

第7章～第10章に定めた方向性・方法を具体化するための実施期間を項目ごとに整理し、図にまとめる。

期間については、概ね5か年（令和7年度～11年度）を短期目標として設定し、史跡の保存・活用・整備を優先的に進めるべき事項を対象とする。また、その後の5か年（令和12年度～16年度）を中期とし、短期で積み残した取り組みや、中・長期的な期間で着実な実施が必要なものをその対象とする。それ以降の5か年（令和17年度～21年度）を長期とし、短・中期で積み残した取り組みや、長期的な期間で実施が必要なものをその対象とする。また、短・中期における保存管理・活用・整備等の取り組みや成果を検証・見直しをするとともに、その時点における新たな課題等を踏まえて保存管理の方針や事業期間を検討する。

	短期 (令和7～11年度)	中期 (令和12～16年度)	長期 (令和17～21年度)
保存	<ul style="list-style-type: none">史跡指定地の日常的管理史跡の調査・研究の推進		
	<ul style="list-style-type: none">保護層の確保・法面の保護	<ul style="list-style-type: none">追加指定に向けた取組の推進、公有地化の検討	
活用	<ul style="list-style-type: none">郷土教育の教材開発観光資源の活用プログラム開発パンフレット等の史跡普及啓発プログラム開発	<ul style="list-style-type: none">郷土教育の教材見直し・充実観光資源の活用プログラム見直し史跡普及啓発プログラム見直し	<ul style="list-style-type: none">充実充実
	<ul style="list-style-type: none">史跡の情報発信の推進講演会・講座等の開催中種子町との連携事業の推進		
整備	<ul style="list-style-type: none">整備委員会の設置（令和7年度）整備基本計画策定（令和8年度）史跡整備・便益施設等整備計画・施工標識・境界標の設置史跡ガイダンス施設の検討	<ul style="list-style-type: none">サイン・解説版・標識等の見直し設備の定期点検史跡の応急・復旧・予防措置	<ul style="list-style-type: none">充実
運営体制	<ul style="list-style-type: none">専門職員の配置、十分な体制の整備関連機関との連携地域との連携必要な予算の確保		
	<ul style="list-style-type: none">横峯遺跡の遺跡ガイドの確保・育成	<ul style="list-style-type: none">横峯遺跡の遺跡ガイドの体制見直し・充実	
保存活用計画	<ul style="list-style-type: none">計画策定（令和7年度）	<ul style="list-style-type: none">計画の見直し・充実	

図31 実施計画

第2節 経過観察

本計画では、史跡横峯遺跡の保存管理・活用・整備・運営体制の方向性と具体的な方法を記載し、各項目の実現のために短期・中期・長期的な実施計画を示した。史跡の保存と活用、史跡整備や運営体制の整備は、一過性のものではなく、継続的かつ計画的に取り組んでいくことが必要であり、地道な活動を継続することによってはじめて「そこに遺跡があること」の意義を伝えることができる。

事業の実施・継続に当たっては、PDCAサイクルの考えに基づいた経過観察を行い、本計画の進捗状況や事業内容の定期的な確認、現状把握、内容の検討・修正・改善に役立てることとする。経過観察を実行するにあたり、各項目について点検項目と指標の特定、期間を表に整理し、その手法を示す。また、短期計画及び中期計画、長期計画の各最終年度には検証を行い、新たな点検項目や指標等の設定の必要がある場合は、検討追加・見直し等を行い、計画の実施・運営の改善に努めることとする。点検と評価については、教育委員会で自己点検を行い、必要な外部評価などの実施も検討する。



図32 保存活用計画に対する経過観察 PDCAサイクル

表15 経過観察点検表

項目	点検内容	指標・手法	期間
保存管理	史跡指定地における遺構・遺物は確実に保護されているか。	状況確認、内容の把握	1年ごと
	史跡指定地の周辺環境の整備（草払い等）や景観維持活動を行ったか。	実施件数、状況・内容の把握	
	史跡指定地や周辺地域で崩落等の災害が起きていないか。また、適切に対処したか。	状況確認、内容の把握	
	現状変更等が必要な事案があったか。また、適切な対応を行ったか。	状況確認、内容の把握	
	遺跡の価値は地域住民・町民に共有されているか。	住民説明会・現地説明会・講演会等の実施件数、内容の把握	
	追加指定に向けた取り組みや発掘調査等を実施したか。	実施件数、状況・内容の把握	
	追加指定に向けた説明を土地所有者や地域住民に適切に行なったか。	実施件数、状況・内容の把握	
	公有地化に向け、所有者との協議が十分行われているか。	状況確認、内容の把握、資料化、進捗率	
活用	学校教育における活用が実施されているか。	出前授業・現地説明・講習会・体験学習等の実施件数、内容の把握	1年ごと
	郷土教育における活用が実施されているか。	出前授業・現地説明・講習会・体験学習等の実施件数、内容の把握	
	史跡の情報発信は十分に行われているか。	実施件数、状況・内容の把握	
	展示施設（埋蔵文化財センター）やガイダンス施設の運営が適切に行われているか。	状況確認、内容の把握	
	史跡の現地公開が適切に行われているか。	状況確認、内容の把握	
	地域や関係団体と連携した活用を行っているか。	実施件数、状況・内容の把握	
	中種子町立切遺跡と一体となった活用を行っているか。	実施件数、状況・内容の把握	
	ガイドの育成等を目的とする講座・ツアー等を実施しているか。	実施件数、状況・内容の把握	
	他の文化財や観光資源と結びついた活用は実施しているか。	実施件数、状況・内容の把握	
	種子島内の史跡と連携した活用が行われているか。	実施件数、状況・内容の把握	
整備	災害やき損等の応急処置・修復は適切に行われているか。	状況確認、内容の把握	1年ごと
	案内板や説明版などに経年劣化や損傷などがないか。また、新規必要箇所の検討・設置を行っているか。	状況確認、内容の把握、実施件数	
	遺跡の価値を適切に伝える整備になっているか。	状況確認、アンケートの実施等	
	駐車場・トイレ・ベンチ等の便益施設の設置・整備について検討・実施がされているか。また、検討内容は関係部署と共有されているか。	検討内容の資料化、実施件数	
	ガイダンス施設整備は検討・実施されているか。	検討内容の資料化、実施件数	
体制	史跡の保存管理・活用・整備に必要な体制が整えられているか。	専門職員数、事務分掌	1年ごと
	国・県・郡・町関係部局との連携体制が整えられているか。	体制確認	
	史跡の維持管理・運営に必要な十分確保されているか。	予算の確保、執行状況	
	地域住民や地域活動団体との共同や連携体制が整えられているか。	体制確認	
	中種子町との連携体制が整えられているか。	体制確認	

第12章 今後の展望

本計画書は、史跡立切遺跡・横峯遺跡のうち、南種子町島間に位置する横峯遺跡を将来にわたり確實に保存・継承し、地域の文化遺産として有効に活用していくための基本方針をまとめたものである。

史跡横峯遺跡は、平成4年度に県営緊急畠地帯総合整備事業に伴い発見された。種子島に3万5千年前から人類が存在していたことを示す重要な遺跡であることが分かり、当時の埋蔵文化財担当者の保存への働きかけに、行政だけでなく周辺の営農関係者、島間地域の人々に理解と協力をいただき、遺跡を保存することができた。

その後、平成7年度から平成10年度にかけて重要遺跡確認調査を、平成14年度から平成15年度に農免農道整備事業に伴う発掘調査が行われた。史跡の本質的価値や現状については前章までに述べてきたが、そうした遺跡の価値が評価され、令和4年度に国史跡として指定された。

本計画を実用性のあるものにするためには、関係部局との連携・調整できる体制を構築し、適切な業務推進に努めること、国・県・大学等の関係機関との連絡・調整・協力体制を構築することに加え、何より、地域住民との協働体制を堅実に構築し、維持していくことが必要不可欠である。そのためにも、遺跡について理解し、大切に守り伝えていく気運の醸成が求められる。

史跡横峯遺跡を、3万5千年の人類史をひもとく道しるべとして、あしたをひらく太古の人々の生きる力を学ぶことができる。第6次南種子町長期振興計画にあるように、南種子町の目指す将来像「次世代を担う人と文化を育むまちづくり」を実現するためにも、地域の文化財として身近に感じ、その保存と活用に努め、文化財を活かしたまちづくりをめざしていく必要がある。

今後の展望としては、本計画を基本方針として史跡横峯遺跡の保存・活用のための史跡整備計画に令和7年度から取り組んでいく。また、将来的には史跡横峯遺跡も含めた町内文化財を対象とした「南種子町文化財保存活用計画」の策定へ向けた取り組みも進めていく。史跡横峯遺跡の保存・活用の取り組みが、南種子町の歴史や風土、自然環境により育まれ、伝承してきた様々な文化財を後世に伝え、地域の文化遺産として活用していくことの指針になるよう、努めていく。

参考文献

- 小池一之・町田洋編 2001 『日本の海成段丘アトラス』
- 環境省 自然環境保全基礎調査 第6・7回
- 寺田仁志・鎌木博 「第1編自然 第三章生きものの世界 第1節種子島の植生」『西之表市史 上巻』
- 服部保・南山典子・黒田有寿茂 2012 「日本の照葉自然林の群落体系」『人と自然』23』
- 甲元眞之 2003 「考古学環境」『種子島 広田遺跡』広田遺跡学術調査研究会ほか
- 国分直一 1972 『南島先史時代の研究』慶友社
- 中井達郎 「北限地域のサンゴ礁」『熱い自然 サンゴ礁の環境誌』古今書院 1990
- 目崎茂和 2003 「地理的環境」『種子島 広田遺跡』広田遺跡学術調査研究会ほか
- 藤本強 1988 『もう二つの日本文化』東京大学出版
- 南種子町郷土誌編纂委員会 『南種子町郷土誌』 1987
- 中種子町教育委員会 2012 『立切遺跡』中種子町埋蔵文化財調査報告書(15)
- 杉山真二 2009 「大津保畠遺跡における植物珪酸体分析」『大津保畠遺跡・小園遺跡』鹿児島県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書(135)鹿児島県立埋蔵文化財センター
- 杉山真二 2002 「立切遺跡における植物珪酸体分析」『立切遺跡』中種子町埋蔵文化財調査報告書(4)
- パリノ・サーヴェイ株式会社 2005 「付編1 横峯C遺跡から出土した炭化材の樹種」『横峯C遺跡』南種子町埋蔵文化財発掘調査報告書(12)
- 杉山真二 1999 「植物珪酸体分析からみた九州南部の照葉樹林発達史」『第四紀研究』38(2)』

【巻末資料 1】

○国史跡横峯遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

令和6年3月13日

町長決済

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第129条の2第1項の規定に基づき、国史跡横峯遺跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、国史跡横峯遺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査及び検討し、教育委員会に建議する。

（1）保存活用計画の策定に関する事項。

（2）その他保存活用計画の策定に関し、必要な事項に関する事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び関係地域を代表する者から教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委嘱日から第2条に掲げる所掌事項が終了した日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(召集の特例)

2 この要綱の施行後、最初の委員会の招集は第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会社会教育課が行う。

【巻末資料 2】文化財保護法（抜粋）

昭和二十五年法律第二百十四号

最終校正：令和4年6月17日法律第六八号

歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に關し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に關し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合において

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第十号及び第十一号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の

は、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に關し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に關し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に關し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第一百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第一百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならぬ。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨

に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（管理団体による管理及び復旧）

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第一百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならぬ。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨

げ、又は忌避してはならない。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に關する現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關する指示をすることができる。

（管理団体による買取りの補助）

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買取る必要があると認められるものを買取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
三 計画期間
四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に關する事項を記載することができる。

る事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合すること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（保存のための調査）

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入ってその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

【卷末資料3】 南種子町文化財保護条例

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、町の区域内に存する文化財の保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって郷土文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次の各号に掲げるもので法及び鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外のものをいう。

(1) 建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書その他の有形の文化的所産で町にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

(2) 演劇・音楽・芸術その他の無形の文化的所産で町にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

(3) 衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習民俗芸能及びこれらに用いられる衣服・器具・家屋その他の物件で町民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

(4) 貝づか・古ふん・都城跡・城跡・旧宅その他の遺跡で町にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの・庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳その他の名勝地で、町にとつて芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物（生息地・繁殖地及び渡来地を含む。）・植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で、町にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 南種子町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たつては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(文化財の指定等)

第4条 教育委員会は、町の区域内に存する文化財のうち町にとつて重要なものを、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める町指定文化財（以下「町指定文化財」と総称する。）に指定することができる。

(1) 有形文化財 南種子町指定有形文化財（以下「指定有形文化財」という。）

(2) 無形文化財 南種子町指定無形文化財（以下「指定無形文化財」という。）

(3) 民俗文化財 南種子町指定有形民俗文化財（以下「指定有形民俗文化財」という。）又は、南種子町指定無形民俗文化財（以下「指定無形民俗文化財」という。）

(4) 記念物 南種子町指定史跡・南種子町指定名勝又は、南種子町指定天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）

2 前項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財・有形の民俗文化財又は記念物の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の規定により、無形文化財を指定無形文化財として指定しようとするときは、保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で、代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ南種子町文化財保護審議会に諮問しなければならない。

5 第1項の規定による指定及び第3項の規定による認定は、その旨を告示するとともに当該指定有形文化財、指定有形民俗文化財又は指定史跡名勝天然記念物（以下第6条から第8条まで及び第15条において「指定有形文化財等」という。）の所有者及び権原に基づく占有者並びに当該指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してするものとする。

6 第1項の規定による指定及び第3項の規定による認定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

7 第1項の規定による指定及び第3項の規定による認定をしたときは、教育委員会は、当該指定有形文化財の所有者に指定書を、当該指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。

8 教育委員会は、無形文化財を指定無形文化財として指定した後においても、指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

9 前項の規定による追加認定には、第4項から第7項までの規定を準用する。

(文化財の指定の解除等)

第5条 南種子町指定文化財が町指定文化財としての価値を失つた場合その他の特別な理由があるときは、教育委員会は、当該町指定文化財の指定を解除することができる。

2 指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合、その他特別な理由があるときは、教育委員会は、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 南種子町指定文化財について法及び県条例の規定による文化財としての指定があつたときは、当該町指定文化財の指定は、解除されたものとする。

4 指定無形文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、指定無形文化財の保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、当該指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

5 第1項の規定による指定の解除及び第2項の規定による認定の解除には、前条第4項から第6項までの規定を、第3項の規定による解除には前条第5項の規定を準用する。

6 前項の規定で準用する前条第5項の規定による通知を受けた者は、速やかに当該町指定文化財の指定書又は認定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 指定有形文化財等の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、当該指定有形文化財等を管理しなければならない。

2 指定有形文化財等の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を自己に代り、当該指定有形文化財等の管理に任すべき者（以下「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、当該指定有形文化財等の所有者は、速やかに教育委員会に届け出なければならぬ。管理責任者を解任したときも同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者等の変更)

第7条 指定有形文化財等の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 指定有形文化財等の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。指定無形文化財の保持団体が名称・事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

(滅失・損傷等の届出)

第8条 指定有形文化財等の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、指定有形文化財等の所有者（管理責任者がいる場合は、その者）は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(所在地の変更)

第9条 指定有形文化財又は指定有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会が定める場合は、この限りでない。

(現状変更等の制限)

第10条 指定有形文化財又は指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合は、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し、必要な指示をることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第2項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては町は、その通常生ずべき損失を補償する。

第11条 指定有形民俗文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(修理の届出等)

第12条 指定有形文化財又は指定史跡名勝天然記念物を修理しようとするときは、所有者又は管理責任者は、あらかじめ教育委員会にその旨を届け出なければならない。ただし、教育委員会が定める場合は、この限りでない。

2 指定有形文化財又は指定史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に關し、技術的な指導と助言をすることができる。

(補助金の交付等)

第13条 町指定文化財の保存、管理又は修理につき特に必要と認める場合は、町は、予算の範囲内で所有者若しくは管理責任者又は保持者、保持団体若しくは保存に当たることを適當と認める者に対して補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合は、その補助の条件として保存・管理又は修理に關する事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該保存・管理又は修理について指揮監督することができる。

3 第1項の規定による補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当するに至つたときは、町は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず又は既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(1) 保存・管理又は修理に關し、この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 前項の補助の条件に従わなかつたとき。

(公開)

第14条 教育委員会は、指定有形文化財又は指定有形民俗文化財の所有者に對し、期間を限つて教育委員会の行う公開の用に供するため、当該指定有形文化財又は指定有形民俗文化財の出品を勧告することができる。

2 前項の規定により指定有形文化財又は指定有形民俗文化財が出品されたときは、教育委員会は、管理の責任者を定めなければならない。

3 教育委員会は、指定無形文化財の保持者又は保持団体に對し、当該指定無形文化財の公開を、指定無形文化財又は指定無形民俗文化財の記録の所有者に對しその記録の公開を勧告することができる。

4 第1項の規定により公開したことに起因して、当該指定有形文化財又は指定有形民俗文化財が滅失し、又は損傷したときは町は、その所有者に對し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者又は管理責任者の責めに歸すべき理由によつて滅失し、又は損傷した場合は、この限りでない。

(所有者変更による権利義務の承継)

第15条 指定有形文化財等の所有者が変更したときは、新所有者は当該指定有形文化財等に關し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告・指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該指定有形文化財又は指定有形民俗文化財の引渡しと同時に、その指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(土地の所在等の異動の届出)

第16条 指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在・地番・地目又は地積に異動があつたときは、当該土地の所有者又は管理責任者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(標識等の設置)

第17条 教育委員会は、町指定文化財の管理に必要な標識・説明板・境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(報告及び調査)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、町指定文化財の所有者又は管理責任者に對し、当該町指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求める、又は所有者の同意を得てこれを調査することができる。

(審査請求)

第19条 この条例に基づく教育委員会の処分に對して不服のある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより教育委員会に對し、審査請求をすることができる。

(罰則)

第20条 指定有形文化財を損壊し、廃棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に處する。

2 指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、損傷し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に處する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に關して前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本項の刑を科する。

(委任)

第21条 この条例の施行に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際、南種子町文化財保護条例（昭和38年南種子町条例第9号）第6条の規定により、町指定文化財に指定されている文化財は、第2条に規定する文化財の種類ごとに、この条例の当該条項の規定によつて指定されたものとみなす。

3 この条例施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 南種子町文化財保護条例（昭和38年南種子町条例第9号）は廃止する。

附 則（平成2年3月31日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、旧条例の規定により現に任命されている委員は、この条例の規定により任命されたものとみなす。

附 則（平成4年3月30日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月24日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月14日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日